第五部

國際勞働問題

第一章　國際勞働局の組織……四六五
第二章　勞働理事會、附　聯合海事委員會……四六六
第一　勞働理事會の組織……四六六
第二　一九二五年に於ける勞働理事會の經過、附　聯合海事委員會……四六六
第三章　第七回國際勞働總會……四七一
第一　議會の經過……四七一
第二　總會に關する國内問題……四七一
第三　議題及期日……四七五
第四　總會の結果……四七八
第四章　各國に於ける條約の批准概況……四八三

第一章　國際勞働局の組織

國際勞働局及支局の組織及職員に就いては昨年度本年鑑所載のものと多少の相違があるので以下之を略記する。尙ほ一九二五年に於ける本局職員數は三〇八人であつて、內男子一五九、女子一四九名であり、その大半は英佛人が占めてゐる。因みに國際勞働局の新廳舍は本年中に略完成し明年一月には移轉することになつてゐる。

1　國際勞働局本局分課及主管者

第一部　局長官房　局長アルベール・トーマ氏　副局長エチ・ビー・バトラー氏

一、(イ)局長秘書課　(ロ)局長個人的秘書課　(ハ)新聞紙課
(ニ)局長庶務課

二、(イ)副局長秘書課

第二部　局務統轄部　部長ジー・フリヨーリー氏

一、中央事務課　(イ)文書記錄係　(ロ)速記複寫謄寫係　(ハ)會計監督係

二、運營事務課　(イ)會計係　(ロ)職員係　(ハ)什器及造營物係

第三部　編輯及飜譯部　部長ピー・ヴェルブロック氏

一、編輯課

二、飜譯課

三、印刷及販賣課

第四部　外交部　部長イ・ジー・フイーラン氏

一、一般及總會課　(イ)理事會及委員會係　(ロ)總會準備係
(ハ)一般通信係

二、條約課　(イ)條約批准係　(ロ)條約實施係

三、法律課

四、移民課

第五部　調査部　部長モーレット氏

一、第一第三課

二、失業課　(イ)一般調査及研究係　(ロ)技術係

三、產業保險課

四、產業安全課

五、農業課

六、社會保險及廢疾課

第六部　情報及連絡部　部長バルス・カステイリオーネ氏

一、國際情報及連絡課　(イ)一般團體係　(ロ)國際雇傭主團體係　(ハ)國際勞働團體係　(ニ)協同團體係　(ホ)圖書係
(ヘ)資料係……(定期刊行物、同回覽係)

二、各國情報及連絡課　(イ)通信員係　(ロ)イベリア半島及テンアメリカ係　(ハ)北部歐洲係　(ニ)東部歐洲係……(ロシア係、其他諸國係)(ホ)極東係

2　國際勞働局支局

英國　ロンドン　主任　バージ氏

米國　ワシントン　同　マグナツソン氏
佛國　パリ　同　マリオ・ロツク氏
伊國　ローマ　同　ガブリニ氏
獨逸　ベルリン　同　ドナウ氏
日本　東京　同　淺利順四郎氏
外にワルソウ、マドリツド、ウイーン、ブタペスト、プラツセル及びプラーグの諸市に常設通信員を置く。

因みに、東京支局に於ては支局長淺利氏の首唱による國際勞働協會は「ヴエルサイユ平和條約勞働篇の前文に明示せられたる理想に贊同し、社會的正義の實現に協力することを以て目的とす」との趣旨目的を以て三月二十二日創立された(詳くは第三部第三編第三章國際勞働協會參照)。尚ほ同支局に於ては月刊「國際勞働」が出版せられるに至つた。

3　國際勞働局出版物

國際勞働局に於ける出版物は前年度のそれと相違なきため之を略す。(本年鑑大正十四年版五八五—六頁參照)

第二章　勞働理事會

(附　聯合海事委員會)

第一　勞働理事會の組織

勞働理事會は平和條約第三百五十條に規定せられた國際勞働局の管理機關にして、二十四名の委員より成り、內政府を代表する委員十二名、雇傭主及勞働者を代表する委員各六名である。而して政府代表の十二名中、八名は產業上の重要に於て首位を占むる加盟諸國の政府によつて任命せられ、他の四名及雇傭主、勞働者の諸委員は國際勞働總會に於ける各國政府代表、雇傭主及勞働者代表によつて選出せられるのである。

本年は恰も改選期に當り第七回勞働總會中に改選が行はれた。選擧の結果は次の第二十八回理事會の項を參照されたい。

第二　一九二五年に於ける勞働理事會の經過

本年度に於ては第二十五回より第二十九回に至る勞働理事會が國際勞働局內に於て開催された。以下每會の經過を略述しやう。

第二十五回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會の第二十五回會合は一月八日より十日に亘りジネーヴに開催せられた。

先づ前回會合以降に於ける國際勞働局長の報告を議題とし、この報告書中に於て局長は理事會の前回の會合以後國際勞働條約案に關する六個の批准が行はれ、批准の總數は百四十二に達したる事を報告した。

次に一日八時間一週四十八時間の勞働時間を定めたるワシントン條約の批准の問題に就いて討議が行はれた。局長はこの條約案の批准に關聯して諸主要産業國に於て提案中又は起草中の法案に就いての情報を供給した。

國際勞働機關にメキシコを加入せしむる爲めに適當なる手段を執るべしとの提案は勞働側から提出せられた。けれどもこの問題は今回の會議の議題に含まれて居らず、從つてこの問題の法律的方面に就いて豫め考究するところもなかつた事故理事會はこの問題の決定を四月の會合まで延期することゝした。

フランス政府の代表は商船に於ける勞働時間制限の問題を一九二六年の總會の議題とすべき事を提案したが英、白兩政府代表はこの提案に反對した。よつて勞働側の提議に基づきこの問題に關する決定を次の會合まで延期することゝした。

理事會は左の二項を一九二六年の總會の議題とすることを決した。

(イ)海員協定に關する規則の國際法典化

(ロ)船舶上に傭使せらるゝ人々の作業の監督に關する一般原則の

次いで一九二六年に於て勞働總會は一個の會議を開くべきか、二個の會議を開くべきかの問題が起つたが、海上勞働の諸問題は極めて特種の性質を有するものたるの事實に鑑みて理事會は國際勞働總會が一九二六年には連續して二個の會議を開催すべき事を決した。即ち一は一般勞働諸問題を取扱ひ他の一は海上勞働の問題を取扱ふ事となつた。

尙ほ理事會は一九二六年の一般勞働問題を取扱ふ勞働總會の會議に於て左の移民の問題を取扱ふべき事に決した。

一、船舶上に於ける移民の檢閲を簡單にする事

理事會は一の常設移民委員を置く事に決し、理事員の議長及二人の副議長の外專門家の一定數を含む事とした。この委員に加へらるべき專門家の名簿は理事會次會の會合迄に於て決せられる筈である。

理事は産業衞生に關する連絡委員會の報告を考慮し、この委員中に加へらるべき安全及産業疲勞に關する專門家の名簿を確認した。

理事會は財政委員並にその新築小委員報告を承認した。

議事規則委員の提案により理事會議事規則及勞働總會議事規則の一部改正を承認した。

次回の會合は一九二五年四月二日に開催の筈。

第二十六回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會は四月二日より四日に亘つて第二十六回會合を開いた。

(イ)局長の報告書　理事會は前回會議以後に於ける勞働局の活動についての局長の報告書を審査した。局長は新に四の批准が登錄せられた爲に條約案批准の總數は百四十五に達した事を告げた。

(ロ)支那の兒童勞働　上海に於ける兒童の悲慘なる勞働狀態に關する種々の報告について世上の注意が惹かれて居る事實に鑑みて理事會は將來の討議の材料に供するためこの問題に周到な注意を拂ふ事を勞働局長に求めた。

（八）一九二六年度豫算　國際勞働局理事會第二十六回の會合は國際勞働機關の一九二六年の豫算を承認した。承認せられた豫算額は七、一三五、六二〇スウイスフランである。（因みに一九二五年の分は七、一六七、五九五）右の内から出版物賣上高及ドイツの分擔金を除けば國際聯盟の加盟諸國の分擔すべき金額は六、七八〇、八三八フランとなる。

この金額中には目下建造中の新築局舍の費用を含んではゐない。新築局舍の費用は過去數年間の積立金のお蔭で加盟諸國に對し分擔金の增加を煩はす事なくして建築せられて居るのである。

尤もこの豫算案の確定までに先づ國際聯盟の管理委員の審査を經、國際聯盟理事會の報告を附して聯盟總會に提案せられなければならない。聯盟總會ではその第四委員會（この委員會には聯盟加盟國の全體が代表者を出して居る）の審査を經たる上總會に附議せられるのである。

（九）一九二六年の總會　來年の總會の議題について前會合に於てフランス政府代表が商船に於ける勞働時間の問題を議題とすべき事を提議してあつたが、佛國政府代表者はなほも强硬にこの提議の採用を要求し、特に船舶の勞働時間に關する問題を來年の總會の議題とすべき事は昨年九月サン・セバスチアンに開かれたる聯合海事委員會に於ける海員側の一致した要求であつたといふ事を指摘した。

この提案はイタリー政府その他幾多の政府の贊成を得、又勞働側は一致して熱心にこの提案を支持した。併し乍ら他方に於て幾多の政府代表者及雇傭主側全體が贊成しなかつた爲め投票の結果、贊成十二票に對し、反對十二票となり遂にこの問題は來年の總會の議題に上せられない事となつた。

（ホ）委員會の委員　理事會は產業衞生に關する聯絡委員會及常設移民委員會に追加委員として一定數の專門家を指命した。

（ヘ）メキシコの加入問題　未だ國際聯盟に加盟せざるメキシコを國際勞働機關に加入せしめ得るかの問題については法規問題の討議をなさずして、恰もワシントン總會にフインランドが參加したると同樣の條件にてメキシコが勞働總會の事業に參加するに至るやう協議する事を局長に指令した。

（ト）新局舍への日本の贈物　國際勞働局の新局舍の裝飾用として日本政府より寄贈せられたる一對の七寶燒の花瓶は四月始めの理事會開會前、ジュネーヴに到着し人々の稱讃を博した。

第二十七回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會の第二十七回會合は第七回勞働總會開會前日卽ち五月十八日に開かれた。

前會合以來に於ける勞働局の活動に就いての勞働局長の報告、聯合海事委員會、及び國際勞働統計委員會の經過等を考慮し、更に常設移民委員會及び產業衞生委員會に增加する專門家の名簿を決定した。

第二十八回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會の第二十八回會合は六月九日ジュネーヴ

に開かれた。

去る五—六月に開催の第七回勞働總會中に理事會の改選が行はれ、理事會舊委員中チリー及びフインランドの政府代表の代りにアルゼンテイン及びノールウエーの政府代表が選出せらるるに至つた外、其他の委員は全部左の通り再選せられた。(但し政府代表に就いては八主要產業國卽ちイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、カナダ、印度、日本の諸國は選擧を俟たずして、常時理事會にその政府代表者を出す事が出來る)

政府代表(合計十二名)

アラヤ氏(アルゼンテイン)、マハン氏(ベルギー)、マードック氏(カナダ)、フオンテーヌ氏(フランス)、フアイグ氏(ドイツ)、ベタートン氏(イギリス)、ケルショオ氏(インド)、ミケリス氏(イタリー)、前田多門氏(日本)トルゼン氏(ノールウエー)、ソカル氏(ポーランド)、ド・アルテア伯(スペイン)

雇傭主代表(合計六名)

リスゴー氏(イギリス)　ピノー氏(フランス)
オリベツテイ氏(イタリー)　カリエ氏(ベルギー)
ホダチ氏(チエコスロヴアキア)　ゼミル氏(南阿)

勞働者代表(合計六名)

ジユオー氏(フランス)　ブールトン氏(イギリス)
ムーア氏(カナダ)　ミユラー氏(ドイツ)
アウドゲースト氏(オランダ)　トルベルグ氏(スウエーデン)

扨新たに選出せられた理事會は第一の仕事として議長及副議長の選擧を行ひ、一九一九年のワシントン總會以來理事會の議長として引續き選出せられたるフオンテーヌ氏(フランス政府代表)は滿場一致を以て議長に再選せられた。又從來の如くカリエー氏(ベルギー雇傭主代表)及びアウドゲースト氏(オランダ勞働代表)の二氏が副議長として選出せられた。

第二十九回國際勞働局勞働理事會

理事會の第二十九回會合は、十月十五日—十七日ジユネーヴに開かれた。

勞働條約の批准、生產調査の結果に關する出版等に就き協議したる後、左の問題に就き協議した。

(イ)結社團結の自由　イタリアに於ける實狀につき議論を闘はしたが、この結社團結自由の問題を將來勞働條約案とするために、國際勞働會議の議題となすことに賛成の意味を表明した人が多かつた。

(ロ)局長旅行報告　局長は最近の南米旅行についての報告を提出し、特にチリー國より齎したる八個の條約の批准を報じ又將來南米諸國は勞働總會へ完全代表を送ることゝなつたと述べた。

第十回勞働總會(一九二七年)　第十回勞働總會の議題となすべき事項に就き、豫備的の協議を遂げた。

協議に上つた題目は左の如くである。

社會保險。

勞働者に對する給與付の年休日。

結社自由の原則の實施。
職業的見地より見て保護不充分なる一定産業に於て最低賃金決定の方法。
災害防止。

第十回勞働總會の議題は一月の理事會會合に於て決定せらるゝ筈である。

(八)第七回總會決議　第七回總會決議中、勞働局に於て調査研究すべき問題に就き協議した。

先づアジア諸國に於ける勞働者の生活及び勞働狀況を勞働時間、賃金、の兩方面より研究して一般的の調査をなすことに決した。

農業勞働者に就いては、一方に於ては各國に於ける農業勞働者の各種階級に關する調査をなし、他方に於てこれ等の農業勞働者が如何なる原則に基づいて團體組織をなし、且國内機關及國際勞働機關に代表者を送らるゝやに就いての調査報告書を作成することに決した。

石炭鑛業に關する調査に就いては、炭鑛業に從事する勞働者の勞働時間、賃金、及年休日に關し説明的な且包括的な調査報告書を作成することゝなつた。

(ニ)國際聯盟總會の決議　國際聯盟總會中、勞働局に關係ある事項につき協議した。

(ホ)　一九二六年の勞働總會　一九二六年の勞働總會は、五月二十五日にジュネーヴ市に於て開催することに確定した。

(ヘ)次の會合　次の會合は、ポーランド政府の招きにより、一九二六年一月二十六日ワルソウ市に於て開かるゝこととなつた。

附　聯合海事委員會

第四回聯合海事委員會

第四回會合は一九二五年四月二十七―二十九日パリに於て開催せられた。

委員會は前回會合以後海上勞働に關する諸問題についての勞働局の活動に關する國際勞働局長の報告書を審査した。この報告書には左の諸問題が取扱はれて居る。

一、漁業に於ける勞働狀態
二、海員の社會保險
三、海上勞働に適用せらるゝ國内諸法典
四、海員の健康の保護
五、船舶の難破及海上の災害に關する統計
六、デッキ貨物の取締
七、海上の安全

次に國際勞働局理事會が左の二項に關する一九二六年の勞働總會の議題となす事に決したる點に注意が喚起せられた。

一、海上の勞働情況監督に關する一般原則
二、海員雇傭契約に關する規定の國際的法典化

この第二の問題に就いては、國際勞働局が勞働總會に於ける討議の基礎として作成したる草案を審査するために委員會に特別報告書が提出せられた。尤もこの點に就いては勞働局の原案に對し

て船主側の對案が提出せられたので委員會はこれら二原案を適當に鹽梅して船主及海員雙方の承諾するが如き案文を作成するために、二原案を小委員會に附託した。

この他海員の陸上に於ける生活狀態改善に關して勞働局の調査を要求する事に關する一般代表主の提出案を研究するために更に一の小委員會が指命せられた。

第三章　第七回國際勞働總會

第一　議題及期日

第七回勞働總會の議題は次の如くである。

(甲)國際勞働局理事會によつて決定せられたる議題

一、勞働者補償

二、災害に對する勞働者補償につき內外勞働者に與ふる均等の待遇（第九回總會の豫行的投票によつて選擇せられたる條約案及勸告に就いての終結的投票）

三、タンク爐を使用する硝子製造の工程に於る每週二十四時間の作業休止（第六回總會の豫行投票によつて採擇せられたる條約案に就いての終結的投票）

四、パン製造場に於ける夜業（第六回總會の豫行的投票によつて採擇せられたる條約案に就いての終結的投票）

(乙)前記以外正式に總會に提議せられたる事項

一　社會保險に關する一般的報告に就いての考察

二　總會に提出したる局長の報告書に就いての考察

三　議事規則の改正に關する理事會の提案に就いての考察

四　理事會の選擧

五　所定の期間內に勞働局に提出されたる左記諸決議案に就いての考察

(イ)鑛夫の勞働條件を標準化することに關するメルタンス氏の決議案

(ロ)徒弟制度及職業的技術的敎育に關する同氏の決議案

(ハ)農業勞働者の勞働條件に就いての調査に關する鈴木氏の決議案

(ニ)國際勞働總會へ支那よりの完全代表團を勸誘することに關する同氏の決議案

(ホ)支那に於ける兒童使用に關するプールトン氏の決議案

(ヘ)アジア諸國に於ける勞働狀態に就いての調査に關するジョーシー氏の決議案

(丙)工業災害の防止に關する非公式の意見の交換

會議期日五月十九日乃至六月十日、スキス國ジエネバに於て開催された。

第二　總會に關する國內諸問題

1　各代表委員及顧問選任方法

第七回總會への各代表者及顧問選出方法に就いては、大正十三年十二月二十三日附を以て社會局長官は、夫々地方長官

に對し通牒を發した。而して本年度各代表及顧問選出の方法は昨年度のそれと同樣であるから茲に之を省略する（本年鑑大正十四年版五九二―三頁參照）。右規定に該當せる勞働團體及びその投票數を擧ぐれば次の如くである。

勞働團體名	投票數
日本勞働總同盟（東京）	三二
陸軍工廠勞働組合（同）	一
造機船工勞働組合（同）	一
H・P倶樂部（同）	一
官業勞働總同盟（大阪）	一二
日本海員協會（兵庫）	三二
海員協會（同）	六
郵司同友會（同）	二
商船同志會（同）	一
足尾銅山職工部組合總聯合（栃木）	三
日本製陶勞働同盟（愛知）	二
海軍勞働組合聯盟（廣島）	二
協同研究會（福岡）	四二
大日本船舶司丁同志會（大阪）	二
日本美術友仙工組合（同）	二
工愛會（神奈川）	三
横濱仲仕協濟會（同）	三
海洋統一協會（福岡）	二
計	一五一

2　候補者選定

勞働側代表――勞働會議が二讀會制で一議案が採擇せられるには二回の會議を要する、然るに本邦の如く毎年代表者が變ることは頗る不便である、との輿論が識者間に起つた。このことは今次の勞働代表者鈴木文治氏の選出にとつて可なり有利なものであり、豫め大勢を決した形であつた。總同盟は日本海員組合、官業勞働總同盟との提携により會長鈴木氏を推すことに決した。然るに昨年度の選擧に鈴木氏と爭つて一敗地に塗れた長門要三氏は雪辱の意味に於て海軍聯盟を基礎として再擧をはかるに至つた。兩者の對峙するに當り更に東京市電自治會、機械勞働組合聯合會、横濱ドックの工信會、帝國勞働共愛會横濱及横須賀支部並に印刷工組合等の所謂反總同盟側の勢力は別に代表候補者を立てんとする計畫もないではなかつたが、終に東京市電自治會及び機械勞働組合聯合會等の首唱で候補者樹立の積極的行動をとらざることに態度を決し、兎も角鈴木代表否認を宣言して棄權するとの申合が成立した。茲に於て結局鈴木氏對長門氏の對陣となつたのである。然るに長門氏は自己の有力なる地盤と賴む海軍聯盟中の吳海工會の如きは、反て鈴木氏を推薦して長門氏を排斥する決議が爲される等形勢頗る不利であつた。されば長門氏は運動の方向轉換を始め、或は反總同盟側を動さんとし、或は又鈴木氏の地盤切崩運動に努める等奔走至らざるはなかつた

が、大勢遂に動かず、徒に鈴木氏獨舞臺の觀を呈せしめた。以下運動の經緯を述べやう。

一月十五日夜吳市本通吳海勞會本部に於て勞働代表人選協議會を開いた結果代表には鈴木文治氏を、顧問には海勞聯盟中より一名を人選して推すことに決定した。然るに長門要三氏も亦同十五日吳海勞聯盟本部に宛て『各團體より推薦されて代表に立つ決意す謹んで貴聯盟の御援肋を乞ふ』との電話を發した。而して二月一日より吳海工會本部に於て開催する筈の官業勞働海軍聯盟總會へ對し前以て三十日同氏の參謀村上榮三郎、井上清一郎兩氏を派遣形勢を窺はせた。一方同總會は二月一日午後一時より海勞の竹本鐘三郎氏を議長に推して開會、菱川海工會支部代表の緊急動議により、國際勞働代表選出の件を日程變更して第一日の議題となし、木下工僚會代表の動議を採擇して、鈴木氏を勞働代表に久野寅夫氏を同顧問に推薦する提案を爲した、が『顧問は中央委員の指名に一任する』との條件を以て可決されるに至つた。この日程變更たるや長門氏の暗中飛躍に備へ機先を制したものと見られてゐる。尙ほ又この決議が全く豫期に反したので二日急遽九州に去つたが、五日更に吳に來り海工會幹事と正式會見し反總同盟の旗色を鮮明にして極力切崩しに努めたるも無効に歸した。

反總同盟側の運動として前述の如く、特に擧ぐべきほどのものはないが、强ひて之を求むれば、一月二十三日市電自治會の伊藤誠、機械工組合の高山久三の兩氏は横須賀の社會館に於て福島工友會副會長と會見し鈴木氏推薦に反對を表明し、二月五日自治會は正式に鈴木代表否認の宣言を發表すべく申合があつた。

資本家側代表——例年の如く資本側代表は六大都市の商業會議所に於て人選することゝなり、二月四日東京會議所で全國商業會議所聯合會常仕委員を開き、今年度は京都側から選出することに決定した。そこで京都商業會議所では二月十日役員會を開き滿場一致を以て松風嘉定氏を推薦することになり、同氏は之を承諾した。

3　選擧の結果

社會局は三月十一日左の如く代表委員を決定し之を發表した。

政府側代表委員

社會局第二部長　守屋榮夫

國際勞働理事會政府代表　前田多門

顧問　社會局勞働課長　天宅敬次

壽府帝國事務所事務官　川西實三

社會局技師　南俊治

隨員　在外公使館員　加藤三郎

地方事務官　長谷川透

雇傭者側	社會局技師	數江雄二
同	同	熊谷直三郎
同	同	原田次郎
勞働者側	代表	松風嘉定
	顧問	石丸優三
	同	小島幸三郎
	囑託	瀧野市太郎
	代表	鈴木文治
	顧問	久能寅夫
	同	中田未三郎
	囑託	上條愛一

尙ほ勞働者側代表及顧問の得票を擧ぐれば左の如くである。

一三七票鈴木文治――一四票長門要三(以上代表)、一三八票久能寅夫――一三一票中田末三郎――一四票坂本孝三郎――一二票鵜飼務――三票川村保太郎――二票小屋原總三郎(以上顧問)

4　顧問の選定

勞働代奏顧問の人選に關し何等の澁滯もなく極めて容易に纏つたことは從來にその例を見ない程であつた。日本勞働總同盟に於て『勞働代表には鈴木文治氏を推すこと、顧問二名は他組合と協議の上決定すること』を決議し、總同盟は昨年度に於ける敵派の地盤であり參謀格であつた海軍聯盟の久能氏を顧問に推し、他は陸軍系官業勞働總同盟に所屬する同志會の中田氏を推したので何の混亂もなく共に絶對多數を以て當選するに至つたのである。

5　國際勞働局宛ての抗議

國際勞働會議に對し從來我國勞働者の採つた態度は二つである　一は會議そのものを否認する一派と、他は之を利用すべしとするの一派とである。然るに前者の意見を有する一派の該否認運動或は抗議書提出といふが如き表面に現はれた運動は逐年その影を薄くするに至つた。併し之を以てこの一派が全然利用派に屬するに至つたと見るべきではないが、多くは漸次利用派に傾くものと又默して顧みずといふ態度を守る者とがあるであらう。併し本年度に於てはこの否認的表示を爲したものが一もなかつたことは從來のそれに比して異例とすべきである。

本年度國際勞働局宛てに抗議書を提出せるものは左の如くである。

『日本農民組合の抗議』――同組合は訴狀の形式で主副兩文の抗議書(佛文)を發した。その內容は「鈴木代表の資格を否認するものではないが日本政府の從來の勞働代表選出の方法を承認するや否や、併て日本農民組合を除外するや否やに就いての總會の意志は如何であるか、日本農民組合が勞働團體なるや否やが既に論議を要せざる今日、我組合に勞働代表選出の承認なきは國際勞働總

會の精神にも反することと思惟される、從て是非とも右承認の勸告を請ふ」といふのである。尙ほ副文の方は日本小作人の地位、性質等が詳述されてゐる。

『勞働總同盟京都聯合會の資本家側代表彈劾』――同代表松風氏が勞働運動に對し全く無理解であるとの理由を以て、國際勞働會議事務局長に對し次の如き彈劾文を鈴木氏に託送した。

決　議

第七回國際勞働會議資本代表松風嘉定氏は現代の勞働運動を理解せず勞働者の人格を無視せる頑冥固陋なる資本家にして現に大正十三年二月京都における氏經營の製陶工場に使用せらるゝ勞働者が組合を組織せし時の如き氏は直にあらゆる惡辣なる手段を以てこれが撲滅に努め遂に百廿名の同職工中より四十六名のものを不當に解雇し組合を破壞せし事實あり、國際勞働會議はいふまでもなく勞働者の團結權是認の上に立てるものなればかくの如き勞働運動の精神に無理解にして勞働者の團結を否認せる資本家には絶對にこれが代表たるの資格なし以上の理由により本會は松風嘉定氏の國際勞働會議日本代表たることに絶對に反對するものなり右決議す

大正十四年三月二十九日

日本勞働總同盟京都聯合會

國際勞働會議事務局議長

アルベール・トーマ宛

第三　總會の經過

第七回國際勞働總會に參加せる國數は加盟國五十六中四十二ケ國である。代表者數は百三十九名、代表補缺及び顧問百六十九名の出席を見た。而して之等代表國中三十二は完全代表にして殘餘の十ケ國（ブラジル、支那、コロンビア、ボルビア、ハイティ、リスアニア、ホンヂユラス、ヴエネツエラ、ニカラグワ、パラグワイ、ポルトガル、シヤム及ウルガイ）は不完全代表（雇傭主若くは勞働者の代表を缺ぐ）であつた。之を昨年の第六回總會に於る參加國及代表者に比すれば、三ケ國と十五名の代表增加を示してゐる。參加國名を擧ぐれば、

南アフリカ、ドイツ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ボルビア、ブラジル、イギリス、ブルガリア、キアナダ、支那、チリー、コロンビア、キユーバ、デンマーク、スペイン、エストニア、フインランド、フランス、ギリシア、ハイティ、ホンヂユラス、ハンガリー、インド、アイルランド自由國、イタリー、日本、ラトヴイア、リスアニア、ルクセンブルグ、ニカラグワ、ノルウエー、パラグアイ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、クローアツ・スローベン、シヤム、スエーデン、スキス、チエコスロヴアキア、ウルガイ、ヴエネツエラ、ベルギー。

勞働局理事會長フオンテーヌ氏の開會の辭後、政府、雇傭主側、勞働者側は滿場一致を以てチエツコスロヴアキア政府

代表エドウワール・ベネシュ氏(同國現外相)を總會の議長に選擧した。而して議長就任挨拶の後、副議長選擧が行はれ、政府側よりはチリーのコデンドー氏、雇傭主側よりはスウイスのツアウト氏、勞働者側よりは英國のプールトン氏、何れも滿場一致を以て總會の副議長に選擧せられた。

それより選擇委員會(政府側十二名、雇傭主側六名、勞働者側六名より成る)が任命せられ、次で左の諸種の委員會及び特別委員會、小委員會が構成せられた。

資格審査委員會(各團より一名計三名)

第一委員會——産業災害に對する補償(各團より十二名計卅六名)

第二委員會——職業的疾病(各團より八名　計二十四名)

第三委員會——社會保險の一般問題(各團より十二名　計三十六名)

特別委員會

(一)内外人均等待遇(各團より八名　計二十四名)

(二)パン燒の夜業(各團より八名　計二十四名)

(三)硝子製造業の週休(各團より八名　計二十四名)

選擇委員會の小委員會議事規則改正(計九名)

今回の勞働總會に於ては南亞、アルゼンテイン、ルーマニア等の勞働代表に就いても資格問題が起つたが之等の資格は總會に於て滿場一致で承認せられた。これに反してイタリア勞働代表ロソニー氏の資格に關する問題は、例年の通り總會に於て大論戰を惹起した。即ち資格審査委員會に於ける政府代表、雇傭主代表は同氏の資格を承認すべき事を提案したけれども、勞働側の代表ジュオー氏は例によつて之に反對して、同氏の資格を否認すべしとする少數意見を提出した。ジュオー氏の論據とする處はロソニー氏の代表するフアシストの勞働團體は、雇傭主と勞働者との混合團體であるから、勞働者の代表的團體と認め難いと云ふにあつた。勞働者側は結束してジュオー氏の提案を後援したけれども對論の末、ロソニー氏の資格は六十七票對三十一票にて承認せられた。

過去一ケ年間に於る國際勞働局の活動とその成績に關する局長の報告に就いての討議は、前後八日に亘り、參加辯士四十六人を數へた。

議題の事項に關して第七回勞働總會の採擇したる條約案及勸告は左の如くである。勸告にありては勿論、條約案にありても豫行的及び終結的の二回の投票により確定的に採擇せられた。これ等條約案及び勸告の全文は次の『總會結果』の項を參照せられたい。

(一)災害に對する勞働者補償に關する條約案(賛成八十三票、反對八票)

(二)勞働者補償の最少限度に關する勸告(賛成七十九票、反對二十四票)

(三)勞働者補償に關する爭議の所管に關する勸告(賛成八十五票、反對十八票)

(四)職業的疾病に對する勞働者補償に關する條約案（贊成八十九票、反對六票）

(五)職業的疾病に對する勞働者補償に關する勸告（贊成九十八票、反對三票）

(六)災害に對する勞働者補償に關して內外國勞働者に均等の待遇を與ふる事に關する條約案（贊成百二十五票、反對〇票）

(七)災害に對する勞働者補償に關して內外國勞働者に均等の待遇を與ふ事に關する勸告（贊成百二十八票、反對〇票）

(八)パン製造場に於る夜業に關する條約案（贊成八十一票、反對二十六票）

因みに第六回總會に於る豫行的投票によつて假に採擇せられたる『タンク爐を使用する硝子製造工程に於る二十四時間の週休に關する條約案』は今回の勞働總會に於ては、左の如く三分の二の多數の贊成を得る事を得なかつたので採擇せらるゝに至らなかつた（贊成六十八票、反對三十七票）。かくの如くこの條約案に就いては、三分の二の多數を得る事を得なかつたから、議事規則の規定に從つて、此條約案を勸告の形に變形する爲め、これを確定案起草委員會に送致すべきや否やに就き票決したるが、その結果は過半數の贊成投票を得る事が出來なかつたのでこの問題に就いては、たゞに條約案のみならず、勸告をも採擇する事が出來なかつた。（確定案起草委員會に送致すべしとする者、四十票、確定案起草委員會に送致すべからずとする者、四十六票）

かくて今回の勞働總會に於て可決せられたる諸決議は左のとおくである。

(一)社會保險の一般問題に關する決議（社會保險の一般問題に關する委員會の提案贊成八十八票、反對〇票）

(二)二讀會制度に關する決議（フランス政府代表フオンテーヌ氏提出、贊成百〇七票、反對二票）

(三)鑛夫の勞働條件の標準化に關する決議（白國勞働代表メルタンス氏提出、贊成八十七票、反對〇票）

(四)徒弟制度及び職業的、技術的教育に關する決議（白國勞働代表メルタンス氏提出、贊成九十二票、反對〇票）

(五)農業勞働者の勞働狀態に關する調査に關する決議（日本勞働代表鈴木氏提出、贊成百票、反對〇票）

(六)アジア諸國の勞働狀態調査に關する決議（印度勞働代表ジョーシー氏提出、贊成九十一票、反對〇票）

議事規則改正小委員會の提出したる改正案中、或事項は可決せられ、或事項は再び理事會に回附せられたが、就中條約案の採擇に就き、二讀會の制度を確定的に採用すべきや否やの點に就いては、多大の議論を惹起した。結局白國勞働代表メルタンス氏の提出したる「二讀會制度を將來繼續すべからず」とする動議は八十票對二十四票にて否決せられ、その代りに、フランス政府代表フオンテーヌ氏の提出したる「この問題を再び理事會に回附すべし」とする意味の決議が百〇七票對二票にて可決せられた。

第七回勞働總會は五月十九日より前後二十八日間に本會議を開く事二十六回にして、六月十日閉會せられたのである。

第四　總會の結果

總會採擇の條約案及勸告案の要項を擧ぐれば次の如くである。（國際勞働局東京支局報より抽出）。

○災害に對する勞働者補償に關する條約案

第一條　國際勞働機關の各加盟國は、傭使に基因して、又は傭使の期間中に生じたる產業上の災害に基いて、傷害を蒙りたる勞働者、又はその家族が少くともこの條約の規定する條件と同一の條件に於て、補償せらるべき事を承引する。

第二條　勞働者補償に關する法令は、公私を問はず又其の性質如何を問はず、一切の企業、事業に傭使せらるゝ勞働者、被傭者及び徒弟に適用すべきものとする。併し乍ら各加盟國は左の場合に於て必要と認むる例外を、其國內法制中に設くる自由を有する。

（イ）一時的の性質にて雇傭せられ、又は雇傭主の職業、又は事業の爲め以外の目的にて、雇傭せられたる人々

（ロ）戶外勞働者

（ハ）傭主の家族にして、全然その傭主の爲めにのみ勞働し、且其の家に居住する人々。

第三條　この條約はこの條約に規定する諸條件と同等以上に良好なる條件を有する特別施設の適用を受くる人々には之を適用すべきではない。商船、及び漁業に適用せらるべき災害補償の方法と條件とは、各國に於て特別施設の題目となす事を得る。

第四條　この條約は農業に適用せらるべきではない。農業に就ては國際勞働總會がその第三回總會に於て採擇したる農業に於ける勞働者補償に關する條約が、効力を有して居る。

第五條　傷害を蒙りたる勞働者、又はその家族に對して支拂はるべき補償は、傷害の結果として、永久的の不具、又は死を伴ふ場合に於ては、定期的支拂の形式に於て支拂はるべきものとする。但し一國の權限ある官憲がかゝる補償を一時金にて支拂ふも、適當に利用せらるべしと認むる場合に於ては補償の全額、又は一部を一時金にて支拂ふ事が出來る。

第六條　不具の場合に於ては、補償が雇傭主によつて支拂はるゝと、災害保險機關、又は疾病保險機關によつて支拂はるゝとに拘らず、補償は災害の日より支拂はるべきものとする。

第七條　傷害が其結果として、傷害を蒙りたる勞働者が常に他人の助方を必要とするが如き程度の不具を生ぜしめたる場合には、追加的の補償方法が講じられなければならぬ。

第八條　國內法令は必要と認むる監督制度、及び視察方法を規定すべきものとする。

第九條　傷害を蒙りたる勞働者は、災害後に必要とする醫師、外科醫又は藥劑的の療養を受くる權利を與へらるべきである。この種の療養は雇傭主又は災害保險機關、又は疾病、不具保險機關によつて供給せらるべきである。

第十條　傷害を蒙りたる勞働者は、雇傭主又は保險者より必要と認めらるゝ義手足又は外科的適應具の供給を受け、且其常規的取換へを受くるの權利を與へらるべきである。但國內法令は例

外的事情の存する場合に於て、かゝる義手足及適應具を供給し、且取換ふる代りにこれ等を供給し取換ふるに要すると認めらるゝ代價に相當する金額を、傷害を蒙りたる勞働者に、賦與することを許容する事が出來る。而して此の金額は補償額が決定せられ、又は改訂せられたる場合に決定せらるべきものとする。

國内法令は適應具の取換へに就いての亂用を防ぎ、又は追加的補償がこの目的の爲めに利用せられある事を確保する爲めに必要なる監督の制度を設くべきものとする。

第十一條　國内法令は雇傭主又は保險者が支拂能力を缺く場合に於て、産業的災害に基づいて傷害を蒙りたる勞働者又はその死亡の場合に、その家族に與へらるべき補償の支拂を一切の事情のもとに確保するに就き、最も適當と認むる施設を、其國の事情を考慮したる上にて、設くべきものとする。

（以下條文省略）

○勞働者補償の最少限度に關する勸告

勞働總會は國際勞働機關の各加盟國が、下の原則及規則を考慮に加へられん事を勸告する。

第一　傷害の結果として、就業の不能を生じたる場合に於ては、國内法令は下に掲ぐる率より少なからざる率をもつて、補償を支拂ふべき事を規定すべきものとする。

（一）永久的の全然的不具の場合に於ては、勞働者の年稼得額の三分の二に等しき定期的支拂

（二）永久的の、部分的不具の場合には、永久的の全然的不具の場合に支拂ふべき定期的支拂額に比較して、その傷害によつて生じたる稼得力減退を考慮して、計算したる金額

（三）一時的の全然的の不具の場合には、補償のために計算せられたる勞働者の基本的稼得額の三分の二に相當する毎日又は毎週の支拂

（四）一時的の部分的の不具の場合には、一時的の全然的の不具の場合に支拂はるべき毎日、又は毎週の支拂額に比較して、その傷害によつて生じたる稼得力の減退を考慮して計算したる金額

補償が一時金にて支拂はるゝ場合には、下の條々のもとに支拂はるべき定期的の支拂額を資本化したる價額より少なくてはならぬ。

第二　傷害の結果、勞働者が常時他人の助力を必要とする場合に於ては、その勞働者に對して追加的の補償が支拂はれなければならぬ。

而してその金額は、永久的の全然的の不具の場合に支拂はるべき金額の半分より少なくてはならぬ。

第三　傷害の結果、死を生ずる場合に於ては、補償の爲めに家族として認めらるゝ權利を有すべきものゝ内には、少なくとも下のものを含むべきである。

（一）死者の夫又は妻

（二）死者の十八歳以下の子供、又は十八歳を超ゆる死者の子供にして、肉體上、精神上の缺陷を有する結果、稼得能力を有せ

ざるもの

(三)死者の尊族親(父母、又は祖父母)但し、之等のものが生活の手段を有せずして、死者に倚頼し居りたるか、又は死者が之等の者の生存の爲めに金品を供給する義務を荷ひ居りし場合に限る

(四)死者の孫及び兄弟姉妹にして、十八歳未滿の者、又は之等のものが十八歳を超ゆるも身體上、精神上の缺陷を有する結果、稼得能力を有せざる場合、但し之等の者が、孤兒たるか、又は其父母が假令未だ生存せるも、之等の者を扶養するの力を缺ける場合に限る

補償が定期的支拂金の方法によつて支拂はるゝ場合に於ては、凡ての家族に支拂はるゝ　毎年の支拂金の最高總額は、死者の一年の稼得額の三分の二より少なくてはならぬ。

補償が一時金にて支拂はるゝ場合に於ては、家族の凡てに支拂はるゝ最高額は、死者の一年の稼得額の三分の二に等しき定期支拂額を資本化したる價格より少なくてはならぬ。

第四　傷害を蒙りたる勞働者の職業的再教育は、國内法令の最も適當と認むる方法によつて施さるべきである。

政府はかゝる再教育を實施する機關を奬勵すべきである。

○勞働者補償に關する爭議の所管に關する勸告

勞働者の補償に關する爭議は、單に法令の解釋に關してのみならず、又例へば事業の性質、その事業に存する危險の種類、勞働者の傭使と災害との關係、稼得額を計算する方法、仕事に對する無能力の程度、勞働者が他の職業に自己を適應せしむることの可能性、等勞働狀態に關する充分なる知識を必要とする職業的性質の諸問題に關しても亦、發生するものなるが故に、

又勞働者及雇傭主は之等の問題に就いて必要なる知識と經驗とを有し居り、從つて補償の問題に關する爭議は、之等勞働者及雇傭主が、かゝる爭議を決定するの職務を有する裁判法廷の委員となるか、又は之と協力する場合に於て一層公平に裁定せられ得べきものなるが故に、

且多くの國に於ては、現行の司法制度に急激なる變革を加ふる事なくして、雇傭主及勞働者が委員又は其の他として、かゝる裁判法廷に協力する事を確保する事可能なるが故に、

總會は國際勞働機關の各加盟國が下の原則及規則を考慮に加へられん事を勸告する。

第一　勞働者補償に關する一切の爭議は、成る可く、裁定者として行動するよう雇傭主、勞働者それぞれの團體によつて指名せられ、又は雇傭主、勞働者の團體の推薦に基づいて任命せられ、又は他の社會的機關に關聯して、選定せられたる雇傭主及勞働者の代表者によつて指名せられ、又は雇傭主、勞働者の別々の選擧母體によつて選出せられたる同數の雇傭主及勞働者の代表者に、正規の判事を加へ、又は加へずして構成したる特別裁判法廷、又は仲裁委員會によつて處理せらるべきものたる事。

第二　勞働者補償に關する爭議が、通常の司法裁判法廷によつて處理せらるゝ場合に於ては、かゝる法廷は當事者一方の要求に

基づき、繫爭事件が職業的性質の問題、特に仕事に對する無能力の程度の問題を含む場合に於ける專門家として、雇傭主及勞働者の代表者の陳述を聽取する事を要求せらるべき事。

○職業的疾病に對する勞働者補償に關する條約案

第一條　この條約を批准する國際勞働機關の各加盟國は職業的疾病により不具となりたる勞働者に對し、又は之等疾病に基づいて死亡したる場合には、その家族に對して、產業災害に對する補償に關する國內法制の規定したる一般原則に從つて、補償の支拂はるべきよう施設する事を承引する。

かゝる補償の率は產業災害の結果として生じたる傷害につき、國內法制の規定したる處より少なくてはならぬ。この規定を遵守する事を條件として、各加盟國は上記の疾病に就いての補償を支拂ふべき條件を定むる國內法令を決定するに當り、又上記の疾病に、產業災害に就いての補償に關する其法制を適用するに當り、其適當と思料する變更及適應をなす事が出來る。

第二條　この條約を批准する國際勞働機關の各加盟國は、茲に添付したる表に掲記せられたる物質に依て生じたる疾病及中毒をこれ等の疾病又は中毒が上述の表の反對側に示されたる職業又は產業に從事せる勞働者に影響を及ぼし、且斯る疾病又は中毒が其國內法制に於て規定せられたる企業中の職業の結果として生じたる場合に於て、職業的疾病なりと認むる事を承引する。

（以下條文及附表省略）

（附表は此處に詳記する事を省略するが、この附表は二段に別れ、上段には疾病及中毒物質の表として（イ）鉛、その合金、その合成物による中毒及その餘病（ロ）水銀、その合金及合成物による中毒及びその餘病（ハ）炭疽病感染を掲げ、下段には之に對應する工業及工程の表として、之等疾病及中毒の原因となるべき工業と工程とを掲げて居る。）

○職業的疾病に對する勞働補償に關する勸告

各國は職業的疾病に就いての勞働者補償に關する條約案第二條に、附隨したる表中に掲げられたる處より、一層完全なる表をその國內法制の下に作成するの自由を有するものと認めらるゝが故に、

總會は、この條約を批准する國際勞働機關の加盟國が、その國內法制中に於て職業的なりと思料せられたる疾病の表を改正するに就きての簡單なる手續＝かゝる手續の尙未だ存在せざる場合に於ては＝を採用すべき事を勸告する。

○災害に對する勞働者補償に關して內外國勞働者に均等の待遇を與ふる事に關する條約案

第一條　この條約を批准する國際勞働機關の各加盟國は、この條約を批准したる他の加盟國の國民であつて、自國の領土內に起つた產業上の災害に因つて、肉體的の傷害を蒙つた者に對して、

又はこれ等の者の扶養を受くる者に對して、勞働者補償につき、その自國國民に與ふると同樣の待遇を與ふる事を承引する。

この均等の條件は外國勞働者及その代表者に對して、住居につきての何等の條件を附する事なくして、保障せらるべきである。

この原則を實施する結果として、一加盟國がその領土外に於てなす支拂に就いては、必要ある場合、關係加盟諸國間にその執るべき手段について、特別の協定をなすべきである。

第二條　他の加盟國の領土内にある企業のために、一加盟國の領土内に於て、一時的又は間歇的に傭使せられて居る間に、その勞働者について起つた産業上の災害に對する補償は、前者の加盟國の法令によつて、支拂せられ得るものなる事を定むる爲めに、關係加盟諸國間に、特別の協定を爲す事が出來る。

第三條　この條約を批准する加盟諸國にして、未だ災害に對する勞働者補償の制度（保險によると他の施設によるとを問はず）を有せないものは批准の日より三年の期間内に、かゝる制度を設くる事に同意する。

第四條　この條約を批准する加盟諸國は、更にこの條約の適用、並に各自國の勞働者補償に關する法令の實施を容易にする目的を以て、相互に援助を與ふる事、並に勞働者補償に關する現行法令に加へたる變更に就いて、國際勞働局に通告し、この局をして他の關係加盟諸國にこれを通達せしむる事を承引する。

（以下條文省略）

○同上に關する勸告

第一　災害に對する勞働者補償に關し、内外人に均等の待遇を與ふる事に關する條約案の適用を容易ならしむる爲めに、總會は次の事項を勸告する。

（イ）一加盟國の法令のもとに、補償を受くべきものが、他の加盟國の領土内に居住する場合に於ては、かゝる補償の支拂を容易ならしめ、且前記法令に規定せられたるその支拂に關する諸條件の遵守せらるゝ事を確保するために必要なる手段を講ずる事

（ロ）補償を受くる權利の發生したる一加盟國の領土外に居住する者の受くべき補償の支拂、支拂停止、減額に關して爭を生じたる場合に於て、關係者の出席を要せずして、この國内に於て、權限ある司法裁判所に於て、訴訟手續を行ふにつき、便宜を與ふる事。

（ハ）勞働者補償に關する諸目的のために、一加盟國の法令によつて、與へられたる租稅の免除、公文書の無料交付、其の他の特權に關する特典は、同一條件のもとに於て之をこの條約を批准したる他の加盟國の國民にも及ぼす事

第二　總會は災害に對する勞働者補償につき、保險にもせよ、其他の制度にもせよ、何等の制度も現存せざる國に於ては、その政府はかゝる制度を設置するに至るまでの間、外國勞働者に對して、彼等がその自國の勞働者補償に關する法令により便益を受け得るよう便宜を與ふる事を勸告す。

○パン製造場に於ける夜業に關する條約案

第一條　下に規定する例外を認めて、パン、菓子其他麥粉製食用菓の夜間に於ける製造は、禁止せらるる。

この禁止はかゝる製品の製造に從事する勞働者と營業者とを含む一切の人々の作業に適用せらるる。但この禁止は自家の消費の爲めにする、同一家族に屬する人々の作業には適用せられない。

この條約はビスケットの大規模製造に適用せられない。各加盟國は關係雇傭主及び勞働者の諸團體と協議の後、この條約案に所謂「ビスケット」なる用語が如何なる製造品を包含するやを決定する事が出來る。

第二條　この條約に於て用ふる「夜間」なる語は、少なくとも繼續せる七時間を意味する。この期間の始め及び終りは各國の權限ある官憲が關係雇傭主及勞働者の諸團體と協議の上にて決定せらるべきものとし、且この期間内には午後十一時より午前五時に至る期間を包含すべきものとする。若し氣候又は季節の都合により必要ある場合、又は關係雇傭主及勞働者の團體間に、合意の成る場合に於ては、午後十時より午前四時に至る期間を以て、午後十一時より午前五時までの期間に替ふる事を得る。

第三條　各國の權限ある官憲は、關係雇傭主及勞働者の諸團體と協議の上、第一條の規定に就いて、下の諸例外を設くる事が出來る。

(イ)常規の勞働時間を超過して行はるゝ事を必要とする限度に於ての準備的又は補足的作業を遂行する爲めに必要なる永久的の諸例外、但必要なる數を超えての勞働者、並に十八歳未滿の少年がかゝる作業に傭使せられない事を條件とする

(ロ)熱帶諸國に於けるパン製造工業に特種なる事情より生ずる種々の要求に應ぜんが爲めに、必要とする永久的の諸例外

(ハ)週休制度を按配する爲めに必要とする永久的の諸例外

(ニ)事業が、異常に繁忙なる仕事、又は國家的要求を處理し得る爲めに必要とする一時的の諸例外

第四條　災害の現存し、又はその發生の危險ある場合、又は作業設備に緊急の工事を加ふべき場合、又は不可抗力の場合に於ては、事業の常規的作業に著しき障害を來す事を避くるに必要なる限度に於てのみ、第一條の規定に例外を設くる事を得る。

第五條　この條約を批准する各加盟國は、第一條に規定したる禁止が、現實に實施せらるゝ事を確保する爲め、適當なる手段を執るべく、且國際勞働總會がその第五回會議(一九二三年)に於て採擇したる勸告に準據して、雇傭主並に勞働者、それ〴〵の團體がかゝる手段に協力する事を得しむべきである。

(以下條文省略)

第四章　各國に於ける條約の批准概況

(1)一九二五年中になされたる各國の批准一覽　(數字ハ批准月日ヲ示ス)

第一回總會の條約案

條約案名 / 國名	時間制	失業	婦人夜業（工業）	年少者夜業	最低年齢	産前産後
ブルガリア	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
ドイツ	—	六・六	—	—	—	—
フランス	—	八・二五	五・一四	—	八・二五	—
アイルランド自由國	—	九・四	九・四	九・四	九・五	—
ラトヴィア	一〇・六	—	—	—	—	—
チリー	九・一五	—	—	九・一五	九・一五	九・一五
イタリー	一〇・六	—	—	—	—	—

第二回總會の條約案

條約案名 / 國名	最低年齢（海員）	失業	職業紹介
ベルギー	二・四	二・四	二・四
ブルガリア	三・六	三・六	三・六
オランダ	三・二六	—	—
濠洲聯邦	—	—	八・三
アイルランド自由國	九・四	—	—
フインランド	九・一九	—	—

第三回總會の條約案

條約案名 / 國名	最低年齢（農業）	組合權補償	災害白鉛	工業週休	最低年齢（石炭夫火夫）	海上年少者體格檢査
ブルガリア	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
アイルランド自由國	五・二六	—	—	—	—	—
スウエーデン	—	—	—	—	—	—
チリー	—	九・一五	九・一五	九・一五	九・一五	—
フインランド	—	—	—	—	九・一九	九・一九

（2）各國に於ける條約批准一覽

「一九二五年現在」

總會回數	條約名	國名	登錄年月日
第一回	時間制	オーストリア	一九二四・六・一三
		ブルガリア	一九二五・三・六
		ラトヴィア	一九二五・八・一五
		チリー	一九二五・九・一五
		イタリー	一九二五・一〇・六
第一回	失業	エストニア	一九二三・一二・二
		イタリー	一九二三・四・一〇
		スペイン	一九二三・七・四
		日本	一九二三・一一・二三
		オーストリア	一九二四・六・一三
		ポーランド	一九二四・六・二

第一回　産前産後

ブルガリア	一九二五・三・六
ドイツ	一九二五・六・六
フランス	一九二五・八・二五
アイルランド自由國	一九二五・九・四
スペイン	一九二三・七・四
ブルガリア	一九二五・三・六
チリー	一九二五・九・一五

第一回　婦人夜業（工業）

スキス	一九二三・一〇・九
エストニア	一九二三・一二・二〇
イタリー	一九二三・四・一〇
オーストリア	一九二四・六・三
ベルギー	一九二四・七・一二
ブルガリア	一九二五・三・六
フランス	一九二五・五・一四
アイルランド自由國	一九二五・九・四

第一回　最低年齢

エストニア	一九二三・一二・二〇
デンマルク	一九二三・一・四
ポーランド	一九二四・六・二
ベルギー	一九二四・七・一二
ブルガリア	一九二五・三・六
フランス	一九二五・八・二五
アイルランド自由國	一九二五・九・四
チリー	一九二五・九・一五

第一回　年少者夜業

エストニア	一九二三・一二・二〇
デンマルク	一九二三・一・四
イタリー	一九二三・四・一〇
ポーランド	一九二四・六・二
オーストリア	一九二四・六・一二
ベルギー	一九二四・七・一二
ブルガリア	一九二五・三・六
アイルランド自由國	一九二五・九・一四
チリー	一九二五・九・一五

第一回　黄燐

ベルギー	一九二三・一・四
エストニア	一九二三・四・一〇

第二回　海員最低年齢

エストニア	一九二四・六・二
ブルガリア	一九二四・六・一二
デンマルク	一九二四・七・一二
スペイン	一九二五・三・六
ポーランド	一九二五・五・一三
日本	一九二五・六・二一
ベルギー	一九二四・八・六
ブルガリア	一九二五・二・四
オランダ	一九二五・三・六
アイルランド自由國	一九二五・三・二六
フィンランド	一九二五・九・四
エストニア	一九二五・九・一九
ブルガリア	一九二三・三・三
	一九二四・三・一六

第二回　失業補償

スペイン	一九二四・六・一〇
ポーランド	一九二四・六・一三
ベルギー	一九二五・二・四
ブルガリア	一九二五・三・六
日本	一九二二・一一・二三
エストニア	一九二三・三・三
ブルガリア	一九二三・三・一六
ポーランド	一九二四・六・二二
ベルギー	一九二五・二・四
ブルガリア	一九二五・三・六
濠洲聯邦	一九二五・八・三
チエコスロバキア	一九二三・八・三一
エーデン	一九二一・一一・二七
日本	一九二三・一二・二八
ストリア	一九二四・六・一三
ーランド	一九二四・六・二一
タリー	一九二四・九・八
ルガリア	一九二五・三・六
イルランド自由國	一九二五・五・二六
ンド	一九二三・五・一一
インランド	一九二三・六・一九
ギリス	一九二三・八・六
エコスロバキア	一九二三・八・三一
エーデン	一九二三・一一・二七

第三回　農業兒童最低年齢

第二回　海員職業紹介

第三回　農業災害補償

第三回　農業組合權

オーストリア	一九二四・六・一二
アイルランド自由國	一九二四・六・一七
ポーランド	一九二四・六・二一
イタリー	一九二四・九・八
ラトヴイア	一九二四・九・九
ブルガリア	一九二五・三・六
チリー	一九二五・九・一五
デンマルク	一九二三・二・二六
イギリス	一九二三・八・六
スエーデン	一九二三・一一・二七
アイルランド自由國	一九二四・六・一七
ポーランド	一九二四・六・二一
ブルガリア	一九二五・三・六
チリー	一九二五・九・一五
チエコスロバキア	一九二三・八・三一
スエーデン	一九二三・一一・二七
オーストリア	一九二四・六・二一
ポーランド	一九二四・六・一三
ラトヴイア	一九二四・九・九
ブルガリア	一九二五・三・六
チリー	一九二五・九・一五
インド	一九二五・五・一一
フインランド	一九二三・六・一九

第三回　白鉛

第三回　工業週休制

ルーマニア	一九二三・八・一八
チエコスロバキア	一九二三・八・三一
エストニア	一九二三・一一・二九
ポーランド	一九二四・六・二一
イタリー	一九二四・九・八
ラトヴイア	一九二四・九・九
ブルガリア	一九二五・三・六
チリー	一九二五・九・一五
インド	一九二二・一一・二〇
ルーマニア	一九二三・八・一八
デンマルク	一九二四・五・二三
ポーランド	一九二四・六・二一
イタリー	一九二四・九・八
ラトヴイア	一九二四・九・九
ブルガリア	一九二五・三・六
スエーデン	一九二五・七・一四
フインランド	一九二五・九・一九

第三回　石炭火夫最低年齢

スエーデン	一九二五・七・一四
フインランド	一九二五・九・一九

第三回　海上年少者體格檢査

イギリス	一九二三・八・一八
日本	一九二四・六・一二
ポーランド	一九二四・八・六
ルーマニア	一九二四・九・八
イタリー	一九二四・九・九
ラトヴイア	一九二五・三・六
ブルガリア	一九二五・七・一四

附編

政治・財政・經濟・人口一斑

第一章　政治一班……四八九
第一　内閣の更迭……四八九
第二　第五十帝國議會……四八九
第三　普選法通過……四七九
第四　軍教問題……四九一
第五　貴族院改革問題……四九一
第六　治安維持法案可決……四九二
第七　外交問題……四九二
第八　農林商工省分離……四九三
第九　政黨問題……四九三
第二章　財政一班……四九五
第一　財政狀態……四九五
第二　財政に關する諸問題……四九五
1　稅制整理調査會設置……四九五
2　地方稅中府縣雜種稅の整理方案……四九七
3　預金部改造法……四九八
第三章　經濟一班……五〇〇
第一　外國貿易……五〇〇
第二　企業……五〇一
第三　金融……五〇一
第四章　人口一班……五〇三
第一　人口靜態……五〇三
第二　人口動態……五〇四

第一章　政治一斑

爰には政治問題の全豹を記述しようとするものではなく、社會問題、勞働問題に關係ある事項の一斑を摘記するに過ぎない。

第一　内閣の更迭

護憲内閣の瓦解――三派協調の所謂護憲内閣が成立したのは昨大正十三年六月十一日であつた。然るに未だ一ケ年も經ざる三四月頃より憲政の怨敵とされた政友本黨と政友會との合同説を唱へて協調を脅かし、憲政會では單獨内閣を高唱して之に應じ政界は漸く暗雲低迷の狀態となつた。何れは政權の爭奪と我黨天下を誇り不當に利權を掌握せんとする野望以外に何物もない既成政黨の行くべき道ではあらうが、七月二十二日虎視耽々その機を狙つてゐた政友會は、流石にこの野望を露骨に出し兼ね政策の上で堂々と戰ふべく稅整案の内示會に於てその態度を決し、同二十九日の閣議で濱口、若槻兩相と岡崎、小川兩相との間に稅制整理を事業計畫より切り離して審議することと、國稅整理を地方稅制整理と別個に計畫したる點とを主たる爭點として論戰があり、濱口案に反對を表明したので、閣議は遂に決裂するに至つた。茲に於て七月三十一日加藤首相は全閣員の辭表を集め總辭職を決行するに至つた。

加藤更生内閣成立――總辭職後の政界は各黨各自の立場から政局の變轉を觀測し、各々之を有利に解釋し一喜一憂の狀態であつた。殊に政本は一夜づくりの提携を成立せしめんとしたが成らず、同三十一日午後四時再び大命は加藤高明子に降下した。加藤子は直ちに憲政會單獨内閣の組閣に取りかかり、八月二日政友會出身の三閣僚を除く全部の辭表を却下し、新たに江木翼氏を司法大臣に、早速整爾氏を農林大臣に、片岡直溫氏を商工大臣に夫々親任式が擧行され、第二次加藤内閣は成立したのである。

第二　第五十帝國議會

第五十帝國議會は大正十三年十一月二十五日開會され翌十四年三月三十一日閉會された。本議會は可なり波瀾重疊をきはめたが、併し行財政整理、軍制改革、貴院制度改正、普通選擧等憲政史上特筆すべき重大議案を議了したのである。

第三　普選法通過

衆議院議員選擧法改正案は先きに樞府の普選案精査委員會に於て二十餘回に亘る審議を經て政府に廻附された。政府は更に之を三派交渉會に附議し、端なくも各自案の固執より可なり紛擾を惹起したが、三派協調の精神に歸り讓歩修正妥協

が成立し、愈々三月二日衆議院本會議に上程の運びに至つた。衆議院に於ては本黨の主なる修正案である處の「二十五歳以上の世帯主に限つて選擧權を與へること」及び「小選擧區制採用」等に議論があり、本黨員倉元要一氏の議事進行妨害による大混亂はあつたが、終に二百九十二票對九十八票の大差を以て、本黨の修正案は一蹴された。ここに於て明治三十五年以來國民の要望し來つた二十五歳以上の男子の納稅資格撤廢の普選案は衆議院を通過したのである。

續いて三月四日貴族院本會議に上程され、三日間に亘り質問が連續し、結局二十七名の委員附託となつた。委員會では連日審議の後、二十四日次の修正條項を決定した。

（一）第三條三號を下の如く改む「生活ノタメ公私ノ救助ヲ受ケマタハ扶助ヲ受クルモノ」

（二）第七條の第一項として「華族ノ戸主ハ選擧權被選擧權ヲ有セス」を挿入す

（三）第十二條の第一項及び第三項の「六ケ月以上」を夫々「一ケ年」とす

（四）第二十三條「勅令ヲ以テ指定スル義務ニ從事スル」を削りまた「其ノ投票區内ニハアラサル爲」を削る

（五）第九十七條第一項を削除す

（六）第百三十六條の但書を削除す

右の修正案は普選の根本精神に觸れるものとして輿論は貴族院の横暴を非難したが、同二十六日委員長報告通り貴族院を通過した。

政府は貴族院と妥協せんとしたが成らず、三月二十七日貴族院に於て致命的修正を蒙つた普選案は兩院協議會を開くの止むなきに至つた。兩院協議會に於ては「生活ノタメ公私ノ救助ヲウケ又ハ扶助ヲウクルモノ」の條項を中心として論戰が交はされ、折衝を重ねたが、何等の妥協點を見出さずして翌二十八日に持越した。二十八日も亦、論盡くるも決せず、形勢益々險惡となり、決裂の瞬間に至つて、岡崎案を以て双互の妥協案となすに一致し、劃時代的大法典は曲りなりにも成立し得たのである。

貴族院側の主張を承認したるもの

（一）住居の制限六ケ月を一ケ年とすること

（二）華族の戸主の選擧權被選擧權を認めぬこと

（三）不在者投票規定中勅令指定の範圍を擴張すること

衆議院側の主張を承認したるもの

（一）連坐規定の但書を復活するもの

兩院の互譲點

（一）補缺選擧は二名の時之を行ふこと

（二）第六條第三項の缺格條件を「貧困ニ依リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」とすること

かくて滿身創痍を蒙つた普選案は三度衆議院の門に入り、

三月二十九日本會議に上程され、大多數を以て可決され、貴族院本會議に於ても同樣大多數を以て可決し、ここに普選法案は成立するに至つたのである。

第四　軍教問題

文政審議會總會は一月十日かねて諮問中の軍事豫備教育案につき審議し、次の附帶決議を附して滿場一致之を可決した。

附帶決議

學校における教練を振作せんが爲め中等程度以上の學校に現役將校を配屬せしめ、學校長の指揮監督の下に之が教練に當らしむることは、德育教育に資益し國防能力を補ふの主旨において之を行ふべきものと認む。而して之が實施上自然の結果として其の學校の卒業者には、學校の種類に從ひ常例の在營年限を相當に短縮するの道を拓くこと可然と思惟す。尙實施上につき希望する處の要件は下の如し。

(一)配屬將校の監督に關し文部陸軍兩省の系統を明かにせられたきこと　(二)體操科に主任を置く場合には他の學科目の主任と同じく學校長の適當と認むる者を以て之に充つること　(三)中等學校等に在學せる一般の青年に對しても成るべく速に本案に準じ教練を實施せられたきこと

而して一般青少年軍事教練に關しては、十月二十七日關係五省會議の結果として岡田文相は次の如く報じてゐる。

一、一般青少年軍事訓練は大正十五年四月より之を實施す

一　軍事教育は全國小學校を中心として之を行ふ

一　軍事教育は滿十六歲より二十歲までの青少年に對して實施す

一　實施期間は四年を通じて八百時間一箇年二百時間を限度とす

右訓練時間の三分の一は軍事教育に充て三分の二は普通學科の補習的教育を施す

一　軍事教育實施の曉は相當年限に於て兵役短縮を爲すこと

以上軍事教育に付ては勞働階級及社會一部の識者の間には可なり猛烈な反對があつたにも拘らず、遂に之が實施を見るに至つたのである。尙ほ軍制改革に伴ひ五月一日より全國に亘つて四個師團の廢止されたことを附記する。

第五　貴族院改革問題

時代の潮流は特權階級の牙城たる貴族院にまで押し寄せ其の改革が叫ばれるに至つたことは昨年度本年鑑所載の如くである。改革論の急先鋒である横田法相の死によつて改革案の決定を遲延せしめたが、一月三十一日の閣議に於て大體案を作成し、二月十七日御諮詢を奏請した。樞府では金子堅太郎氏以下九名の精査委員によつて審議せられた。

今、其の貴族院改革案の內容を示せば、

(A)　貴族院令の改正

一　公侯爵は之を互選とせず現狀のままとすること

二　伯子男爵互選議員數伯二〇名以內、子及男は各七三名以內合計一六〇名を減少して一二〇名以內とす

三　多額納稅議員を廢止して公選議員とし各府縣二名宛としその選擧資格は百圓以上の直接國稅の納付者とすること

四　勅選議員に對しては一二五人の勅選議員の外に更に次の如き議員を擧ぐる途を開くこと

（イ）官職議員（檢事總長、帝國大學總長、植民地主腦者等の在職者）は議員に勅任することを得　（ロ）國家機關の互選による議員（學士院、中央衞生會）其他國家機關を構成するものの中より互選により各一人を勅選す

五　勅選議員に任期を附し之を七年とすること

六　現任勅選議員は既得權として終身たらしめ本令實施後の議員より之に任期を附すること

七　議員の年齡制限は現行法通りとすること

（B）議院法の改正

貴族院の豫算審査期間を改正して衆議院同樣「豫算委員はその院において受取つた日より二十一日以内に審査を終り議院に報告する」ことに改正すること

（C）互選議員規則

一　伯子男の互選規則は連記制を廢して制限連記制とすること

二　互選議員の委任投票を廢して直接投票とすること

等である。三月二日樞府は之が修正條項を決定し、政府は之に反對する處なく再諮詢に附し、同月十日貴族院本會議に上程した。貴族院に於ても亦政府原案を修正可決されたが、議院法中改正法律案だけは採決の結果、滿場一致否決され、遂に廢案となつた。

第六　治安維持法案可決

過激思想乃至運動を取締らんが爲の治安維持法案に關しては久しく立案審議されたが、二月十七日閣議の承認を得、同十九日衆議院本會議に上程された。法案は七條及び附則より成る（社會主義運動の項參照）もので、法案提出理由として若規内相は「近時帝國の治安を紊るの目的を以て、無政府主義者、共産主義者其他の者の運動猛烈となり、しかも之が取締法規不充分なるを以て新に法律を制定して治安の維持を期する必要がある」と述べてゐる。直に法案は二十七名の委員附託となり翌三月六日第一條中の「若クハ政體」の五字を削つたのみで、勞働團體及一般輿論の大反對あるにも拘らず、原案を可決し、翌三月七日本會議に上程された。衆議院各派中本案に絶對反對を爲したものは只革新五名、中正六名、實業同志四名、無所屬二名計十七名のみで、右修正通り可決し、同十一日更に貴族院に廻附され、同十九日は德川義親侯の唯一の反對ありしのみで驚くべき絶對多數を以て可決された。

第七　外交問題

大正十二年以來幾數回の折衝が重ねられた日露交渉は、迂餘曲折を經て漸く一月二十日北京に於て調印を了し、次で樞

府に廻附し宣傳禁止、利權其他に關する希望條件を附して二月二十五日批准されるに至つた。而て翌二十六日芳澤カラハン兩國全權は日露條約及び之に伴ふ議定書其他の正式批准交換を行ひここに初めて我國及ソヴイエット社會主義共和國聯邦との國交は樹立せられたのである。國交回復と共に北カラフト駐在日本軍は撤退することとなり、四月二十四日には最初の勞農ロシア大使ウイクトル・コツプ氏が隨員十七名と共に入京したのである。

次にモスコウにおいて開かれたる日露利權細目交渉は報償金問題、課稅問題及產油買收問題で行惱んでゐたが双方の妥協により十一月二十九日完全なる石油利權に關する協定の成立を見、翌三十日兩國代表は署名、調印を了した。利權契約の內容は大要左の如くである。

一　油田及炭田採炭に對する利權期間は各四十五年とす

二　油田及炭田採掘期限滿了後油田及炭田に設備されたる一切の財產の所有はソヴイエット政府に歸す

三　東海岸に於て日本當事者の手により選定試掘さるべき一千平方露里の油田試掘期間は十ケ年とす

四　使用勞働者に對する勞働法の適用はソヴイエット共和國の勞働法及勞働保險法を適用す

五　使用勞働者の割當は高等使用人及下級勞働者とも各々五割を日露兩國人より採用す

六　利權所得に對する課稅方法は總合單一課稅とす

七　利權取得によりてソヴイエット政府に提供さるべき報償額は累進計算法による（以下略）

この他外交問題の主なるものを列擧すれば

一　聯合國（六大國代表）財政會議一月七日よりパリに於て

一　國際武器會議五月四日よりジユネーヴに於て

一　支那反帝國主義運動五月三十日上海に於て

一　支那關稅會議十月二十六日北京に於て

一　支那張郭の亂と滿洲增兵十一月二十三日—十二月十三日

第八　農林商工省分離

輓近農村振興策の一として農商分離の問題で可なり論ぜられたのであるが、四月一日愈々之が實現して農林、商工の二省に分離するに至つた。而して農林省には農務、山林、水產產畜の四局を置き、商工省には商務、工務、鑛山の三局を設けた。從來唱道されてゐた行政整理官廳合併の趣旨に之が果して適へるや否やに就て識者間では多くの議論がある。即ち勞働問題を商工省の所管とせざること、外務省通商局と商務局との重複、內務省土木局と山林局との別置等は整理緊縮をモツトーとする現內閣の趣旨を沒却するものだとの非難があつた。

第九　政黨問題

政友會の支柱として重きを爲してゐた横田千之助氏は一月

三十日逝去し、それによつて同會は根柢から動搖を爲し、引いては三派協調に龜裂を見るに至つた。先づ横田法相の後任として政友會側の推薦により小川平吉氏が法相に任命され、續いて四月十三日高橋政友會總裁の政界引退が聲明され、後任として軍閥の頭目と謂はれてゐる田中義一男が現役陸軍大將より豫備に鞍替へして、一躍政友會の婿入總裁となつたのである。

田中男の政界入りと共に豫て企圖されてゐた政友會と革新クラブ及中正クラブの一部との合同計畫は漸次具體化した。犬養氏の率ゐる革新クラブでは關直彦氏先づ三派合同に反對を聲明したるより、端なくも合同派非合同派に二分され、前者は十八名後者は八名となり、五月十日悲痛なる袂別を爲し殘留組は新正クラブを組織し五月三十日その發會式を擧げた。一方政友會は新入黨革新八、中正十二、無所屬一を加へ百三十九名の代議士を算し陣容を整ふるに至つた。然るに三十年苦節を棒にふつて家の子郎黨と共に政友入黨を敢てした犬養氏は五月二十八日突然政界引退を聲明せしため、世上には同志を賣る者との批評が渦卷いた。這般の消息を、犬養氏の引退と共に政界を去つた吉島一雄氏の引退の辭は可成りよく表明してゐる。其一節に曰く「既成政黨の弊害を知つてゐるから合同を最善とは思はなかつた。新政黨を樹立せんとしても普選後の新興勢力は吾々の味方とも思へぬし、彼等の目からは政友も革新も憲政も一穴の貉であるから小數代議士の吾々の計畫は無意味なものである（中略）。翁（犬養氏）や自分は普選通過の過渡期の政界に貢獻する考で居たので通過した以上は引退の期と覺悟した（中略）……金力か權力かがなければ現代の政界には生きてゆけない。云々」

次に政本兩派提携は田中新總裁の手腕の試金石とされた。七月三十一日芝三緣亭に於て兩黨幹部聯合協議會を開き、政本兩黨は虛心坦懷時局の安定を圖らんため兩派各機關の諒解に努むること、の申合を爲し、一夜にして政本兩黨の提携を成立せしめ徒に田中總裁をして名をなさしめた。然るに何事ぞ大命加藤子に再降下するや本黨最高幹部會は政策の一致せぬ限り提携には應ぜずとの回答を與へた。併し本黨內に於ける合同の急進組と目される廣岡、鳩山、吉木、倉元、原の諸氏は合同宣傳用パンフレットを發行して各方面に配布した結果、自重派では承知せず、黨紀を紊すものとして互に內紛を演じたが、一先づ十一月二十七日元田長老の調停によつて解決した。越えて十二月二十八日議會に於ける全院委員長及び常任委員長の選擧の狀態は憲本提携の證跡顯著なりとの理由で、合同派は本黨首腦部の態度に不滿を抱き、遂に二十九日夜同志を糾合し、中橋德五郎氏以下二十一名は卽夜脫黨屆を床次總裁に手交し、ここに愈政本提携は破れ、本黨分裂の自壞作用を起し、脫黨組は新黨組織にも至らず且つ政友入黨と

も決せずして、大正十四年の幕は閉された。

第二章　財政　一斑

第一　財政狀態

大正十四年度豫算――第五十議會に政府が提出し兩院の協賛を經たる大正十四年度歳入歳出總豫算は、追加豫算を加へて、十五億四千九百八十一万四千圓であつて、一般會計文部省所管經常部師範教育改善補助費四百万圓中、九十七万七百圓が削除された外全部原案の儘可決された。その内容は左の如くである。

十四年一般會計確定豫算表（單位千圓）

歳入				前年比較
區別		金額		
經常部		一、二九九、三二一		三三、六三八
臨時部		二五〇、四九三	△	一三七、九六四
普通歳入		四六、三七四		二五、四四三
公債金		一〇〇、〇〇〇	△	一四九、九四一
前年度剰餘金繰越		一〇四、一九一	△	一三、四六六
計		一、五四九、八一四	△	一〇四、二九六
歳出				
經常部		一、〇二一、七六三	△	六〇、六三七
臨時部		五二八、〇五〇		四三、六五九
計		一、五四九、八一四		一〇四、二九六

尙ほ十四年度成立豫算につき各省別歳出並にその前年度比較增減は次の如し。（單位千圓　△印は減少）

省別	經常部	臨時部	計	前年比較
皇室費	四、五〇〇	―	四、五〇〇	―
外務省	一五、七八三	三、四五四	一九、二三八	△ 一、五八三
内務省	四一、一七七	二〇六、五〇〇	二四七、六七八	△ 三九、三五四
大藏省	二八二、三四一	三八、〇八三	三二〇、四二四	△ 五七、九四六
陸軍省	一七〇、八七五	二八、五一四	一九九、三九〇	△ 五、一三四
海軍省	一三三、三四九	一〇五、〇一六	二三七、三六六	△ 一七、六四
司法省	二八、五一五	二、〇七五	三〇、五九〇	△ 三、六八二
文部省	七九、七五一	一九、二二二	九八、九六四	△ 三、三四七
農林省	二、三八八	二〇、六九〇	四二、〇七八	△ 一〇、一九八
商工省	三、一六一	七、六四六	一〇、八〇七	
遞信省	二五一、九一九	九六、八五六	三四八、七七五	三四、五六五
計	一、〇二一、七六三	五二八、〇五〇	一、五四九、八一四	△ 一〇四、二九六

第二　財政に關する諸問題

財政に關する諸問題中、社會問題に關係あるものを選べば次の如きものがある。

税制整理調査會設置――税制整理は加藤内閣の重要政綱の一であるが、四月七日調査會規則を發表し、同二十日第一回調査總會を開催し、調査範圍及び目的等を決定した。

今その大要を擧ぐれば次の如くである。

本調査會は國民負擔の公正を圖るために國稅（關稅と專賣を含む）及び地方稅を通じて稅制を如何に整理すべきかを調査し、なるべく速にその實行案を調査するものとす。その要領左の如し。

（一）先づ第一に直接國稅の整理につき調査すること。

（イ）直接國稅は體系において如何にすべきや。（所得稅を中樞とすべきこと勿論ならんも、之に配すべき補充稅を如何にすべきや、卽ち地租及び營業稅を如何にすべきや及び財產稅を創設すべきや否や等を調査すること）（ロ）直接國稅中廢止すべきもの如何　（ハ）直接國稅中改正すべきもの如何　（ニ）直接國稅として創設すべきものなきや

（二）次に間接國稅整理につき調査すること。

（イ）間接國稅中廢止すべきもの如何　（ロ）間接國稅中改正すべきもの如何　（ハ）間接國稅として創設すべきものなきや

（三）專賣制度の整理につき調査すること。

（イ）專賣制度中改正すべきもの如何　（ロ）新たに專賣となすべきものなきや

（四）國稅の整理と相俟つて地方稅の整理につき調査すること。

（イ）地方稅の體系如何　（ロ）地方稅中廢止すべきもの如何

（ハ）地方稅中改正すべきもの如何　（ニ）地方稅として創設すべきものなきや

（五）國稅及び地方稅ともにその歲入の總額は大體現在歲入に增減なからしむる方針を以て調査すること。

（六）本會議においては稅制の組織及び各稅の課稅標準及び稅率等に關する要項のみを調査決定し法文の作成は大藏省及び內務省においてこれを爲すこと。

稅制整理の目標

第一　直接國稅

（イ）體系の整理

所得稅を中樞とする點には何れも異論ないが其補充稅に就いては左の如く議論を異にしてゐる。

一　現行通り地租及び營業稅を以てすべしといふもの

二　特別所得稅の新設を提案するものを新設せよといふもの

三　地租營業稅を地方へ移讓し財產稅を補充すべしとするもの

四　資本利子稅及び家屋稅を新設して補充すべしとするもの

（ロ）營業稅及び通行稅の廢止

（ハ）地租、所得稅、營業稅、相續稅等の改正

（ニ）財產稅、特別所得稅、資本利子稅、家屋稅の新設

第二　間接國稅

（イ）醬油造石稅、自家用醬油稅、織物消費稅の廢止

（ロ）酒造稅、酒精及び酒精含有飲料稅、麥酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅等の改正

（ハ）化粧品稅、清涼飲料稅、フエルト稅、莫大小稅等の創設

第三　地方稅

（イ）道府縣稅の體系に付いては地租營業稅を國稅より移讓して其中樞となし、之に配するに所得稅附加稅、家屋稅を以てせよといふもの、市町村は地租稅、家屋稅及び營業稅の附加稅を中樞とし、之に配するに戶數割を以てすべしといふ意見が有力であ

つた。

(ロ)道府縣營業稅中職工稅、日傭業稅、飛脚稅、露天營業稅、木賃宿稅を、雜種稅中屠牛稅、案內業稅、死畜取扱人稅、泥浚稅易者稅、覗眼鏡稅等を廢し、戶數割は之を家屋稅に統一す。

地方稅中府縣雜種稅の整理方案——次に稅制整理を機として、複雜多岐に亘れる地方稅の系統を統一すべく、內務省地方局では地方稅法を立案し、地方稅中府縣雜種稅の整理要綱を審議してゐるが、その整理の根本方針は、

第一　社會政策的見地より所謂細民稅と稱せられる稅種は極力これを整理すること

第二　地方稅整理の要綱決定に伴ひ他の稅種に移すを要することとなつてゐる。

斯くて第二方針に基づき稅種の移動は(一)法人建物稅(十三年豫算二百五十二万餘圓)は府縣家屋稅に　(二)料理屋稅(同上二百九十四万餘圓)は府縣營業稅に各々移さることに決した。

第一方針に基づくもの、卽ち社會政策的見地から整理する稅種は、大體次の如きものである。

一　牛馬稅(十三年豫算三十三万三千餘圓)群馬、千葉、宮城、岩手、靑森、山形、秋田、鳥取、廣島、高知、大分の十一縣

一　運送夫業稅(同上二万千六百餘圓)鳥取、岡山の二縣

一　賃取牛馬稅(五千七百圓)神奈川、靜岡、山梨、廣島、山口、佐賀、沖繩の七縣

一　仲仕稅(同上九百餘圓)三重、福井、島根、山口、和歌山、徳島、愛媛、大分、佐賀、鹿兒島、沖繩の十一縣

一　荷積車前挽牛馬稅(同上三千七百餘圓)廣島、福岡の二縣

一　筏乘稅(同上二千六百餘圓)千葉、靜岡、山口、和歌山、徳島の五縣

一　船乘稅(同上二百五十餘圓)長崎一縣

一　賃駕稅(同上三百三十餘圓)和歌山一縣

一　のぞき眼鏡稅(同上四十圓)福岡一縣

一　死畜取扱人稅(同上六十八圓)和歌山一縣

一　屠牛稅(同上二十圓)島根一縣

一　案內業稅(同上四圓)福井一縣

一　乳牛稅(同上三千八百餘圓)長崎、福島、島根、山口、福岡ほか數縣

一　自動車運轉手稅(同上七百八十圓)靜岡一縣

一　酌人稅(同上三万七千八百餘圓)神奈川、長崎、福島、岡山の四縣

一　代書人稅(同上三万八千二百餘圓)北海道、東京、神奈川、三重、愛知、富山の六縣を除きたる四十一府縣

右の稅種に見るが如く、中都市以上を有する府縣は大體において非社會政策的課稅を行つてゐないが、これに反し小縣が如何に財政上困難してをるかゞ判明するわけである。前記

の如き非社會政策的意味を持つ稅種を廢止し、地方稅整理の方針を一貫すれば、前記稅種の附加稅すなはち市町村稅は日然財源を失ふ結果となるが、これは教育費國庫負擔金の增額によつて補充せられる見込で、府縣の方の不足財源を目下しきりに攻究中である。尙ほ整理割合は現在の雜種稅總數百四種中より約三分の一弱を整理する意氣込であり、且つ雜種稅の規定は現在勅令となつてゐるが今回はこれを法律にて規定すべしとの說が有力である。

預金部改造法——財制整理の一項目として財界一般から重要視せられたる預金部改造に關しては四月一日左記勅令が公布された。

預金部資金運用規則

第一條　預金部資金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ運用スベシ

一　國債又ハ地方債ノ應募引受ケ又ハ買入

二　一般會計又ハ特別會計ニ對スル貸付

三　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタ會社發行ニ係ル社債又ハ產業債券ノ應募引受又ハ買入

四　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニシテ社債ヲ發行セザルモノニ對スル貸付

五　外國政府ノ發行ニ係ル國債ノ應募又ハ買入

六　日本銀行ニ對スル在外指定預金

第二條　大藏大臣ハ每年度預金部資金ノ運用ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ豫メ之ヲ預金部資金運用委員會ニ附議スベシ其計畫ニ變キ追加又ハ變更ヲ爲サントスル時亦同ジ

第三條　大藏大臣ハ每年度預金運用報告書ヲ調製シ年度經過後四箇月以內ニ之ヲ預金部資金運用委員會ニ提出スベシ

前項ノ報告書ニハ當該年度ニ於ケル預金部資金運用ノ狀況及ビ運用資產ノ移動ニ關スル重要ナル事項ヲ記載スベシ

第四條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ他預金部資金ノ運用ノ爲メ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條　預金部資金運用委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ大藏大臣ノ諮問ニ應ジ預金部資金ノ運用ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第六條　預金部資金運用委員會ハ預金部資金ノ運用ニ關シ大藏大臣ニ建議スルコトヲ得

第七條　預金部資金運用委員會ハ會長一名及ビ委員十五名以內ヲ以テ之ヲ組織ス

臨時必要アル時ハ臨時委員ヲ置ク事ヲ得

第八條　會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ當ツ

第九條　委員ハ左ニ揭グルモノヲ以テ之ニ當ツ

一　大藏省政務次官

二　大藏次官

三　關係各省高等官

四　會計檢査院部長

五　日本銀行總裁

六　學識經驗アルモノ

前項第三號第四號及ビ第六號ニ揭グルモノヲ以テ當ツル委員ハ

大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各省高等官及ビ學識經驗アルモノヽ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第十條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アル時ハ其指名シタル委員其職務ヲ代理ス

第十一條　預金部資金運用委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ大藏部内高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第十二條　預金部資金運用委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附則　本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ハ現ニ運用中ノ資金ニシテ其運用方法第一條ノ規定ニ該當セザルモノニ就テハ同條ノ規定ニ拘ラズ其運用方法ニ依ル事ヲ得

預金部特別會計規則

第一條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之レヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送附スベシ前項ノ豫定計算書ニハ其年ノ三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ收支計算書及貸借對照表並ニ其年三月卅一日ニ於ケル運用資産明細書ヲ添附スベシ

第二條　毎年度出納ノ完結迄ニ收入濟又ハ支出濟トナラザルモノハ既ニ其收支ヲナシタル年度ノ歳入又ハ歳出トス

第三條　預金部資金ニ屬スル運用資産ノ保有價額ハ毎年三月三十一日ニ於テ時價ニ準據シテ之レヲ改定スベシ但時價ヲ變ヘサルモノニ就テハ此限リニ非ズ

第四條　預金部資金ニ屬スル運用資産ニシテ價額ノ減損ヲ生ジタルモノアル時ハ本會計ノ歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額ヲ控除シタル剩餘額ヲ以テ之ヲ償却シ尚不足アル時ハ積立金ヲ以テ之ヲ償却スベシ

第五條　毎年度ニ於ケル歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額ヲ控除シ剩餘アル時ハ前條ノ償却ニ當テ殘餘アル時ハ之ヲ積立金ニ組入ルベシ毎年度ニ於テ歳入ノ收入濟額ガ歳出ノ支出濟額ニ對シ不足アル時ハ積立金ヨリ之レヲ補足スベシ

第六條　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度三月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送附スベシ

第七條　運用金ノ出納ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第八條　大藏省預金部ハ日記簿原簿及補助簿ヲ備ヘ預金部資金ノ受拂及運用並ニ本會計ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第九條　所管大臣ハ毎月末ニ於ケル收支計算書貸借對照表及運用資産明細書ヲ調製スベシ

收支計算表貸借對照表及運用資産明細書ノ様式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十條　本條ニ規定セザルモノニ對シテハ改正規則ヲ準用ス

附則　本令ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

第三章　經濟一斑

物價については既に第一部中に敍ぶる處があつたから此處には之を略し、以下大正十四年度の經濟狀態を現はす二三の事項についてのみ其概要を記すであらう。

第一　外國貿易

本年の本邦外國貿易は、輸出總額二十三億七千七百八十九万二千圓、輸入總額二十七億三千四百五十二万三千圓であつて、昨年度に比し輸出に於て六億四千二百八十二万三千圓を輸入に於て一億三千六百九十二万一千圓を增加し、從つて入超は三億五千六百六十三万三千圓に達し、之を昨年の入超に比すれば三億六千八百九十八万一千圓の減少を示してゐる。

月別　之を月別に見るに、上半期は何れも入超の勢を示しその入超額は五億七千七百二十七万七千圓に達し、下半期は各月出超の勢で二億二千六十四万四千圓の出超を示したのである。更に輸出に就いて見れば上半期と下半期とを劃然と區別して下半期に增加を示し、輸入に於ては三月最も高く二月之に亞ぎ九月が最も減少してゐる。輸出入の大體に於て之を見れば輸出に於ては上半期が少く輸入に於ては反對に下半期が增加してゐる。

商品別　主要商品に就いて見るに、昨年に比して輸出額の增加したものは生絲、絹織物、綿織物、水產物其他二十種の商品であつて、その增加額は生絲の一億九千五百三十七万五千圓を最高とし、減少したものは麥酒其他五種に過ぎない。次に輸入商品に於て減少したものは鐵、木材、機械其他二十三種の多きに達してゐる。更に輸入の增加の方面より見れば棉花の三億一千八百餘万圓、米及籾の四千九百六十三万圓、羊毛の三千三百三万圓等である。

國別　更に主要國別によつて概觀すれば次の如くである。

（單位千圓）

	輸出	輸入
亞細亞	八九、〇五〇	七三、二七四
歐羅巴	一四、九五五	三六、五三三
北米	一〇〇、六九〇	五五、八〇八
南米	一、一六八	九八五
其他諸州	七、三二	一六、八四六

輸出に於て最高を占むるものは北米であつて、之に亞ぐものは亞細亞である。更に之を昨年度の輸出國と比して著しく增加を示せるものは支那を第一位とし北米合衆國之に次ぎ、佛蘭西、英領印度、香港、英國、埃及の順位である。

次に輸入について見れば亞細亞を最高とし北米、歐羅巴其他諸洲及び南米の順序であつて昨年と同樣である。昨年に比し輸入の著しく增加せるものは濠洲を第一位とし獨逸、英領

植民地、蘭領印度及瑞西の順位を示してゐる。

第二　企業

日本銀行調査に係る銀行會社計畫資本調に據れば、大正十四年の該資本總額は十三億三千二十五万八千圓であつて、前年度に比し三億二千六百四十六万九千圓の增加を示してゐる。併しながら尙ほ大正九年の五十一億餘圓臺の好況時に比すれば遙に減少と云はざるを得ない。

之を月別に通觀すれば、上期にあつては前年に比し概して增加の趨勢を示し、下期に至つて九、十の兩月が減少を見たのみで他は何れも上期と同樣に增加の傾向にあつた。月別表を掲ぐれば次の如くである。（單位千圓）

	大正十三年	大正十四年
一月	六七、三六〇	九七、〇四二
二月	一一四、一五〇	一〇四、一三〇
三月	一〇三、四五八	一〇〇、五八〇
四月	八〇、九七九	一〇八、一八七
五月	六一、七〇六	一三三、五六九
六月	八八、一六六	一五五、五三〇
七月	一〇三、四三五	一三三、〇〇〇
八月	九二、一七〇	一二五、九三一
九月	八一、一三〇	六九、一三〇
十月	一一八、一八五	九一、〇九〇
十一月	四八、二五	八〇、五九五
十二月	四五、四〇五	一四三、六七三
計	一、〇〇三、七九九	一、三三〇、一五八

第三　金融

正貨現在高　大藏省發表の大正十四年末現在の我正貨總額は十四億一千三百万圓にして之を前年に比すれば九百万圓の減少になつてゐる。今その所在別を見るに內地現在十一億五千五万圓、海外現在は二億五千八百万圓である。而して昨年末に比し內地に於て八百万圓の減少を示せるは、在內正貨を現送したがためであるが、それにも拘らず海外正貨が百万圓減少せるは、右期間中合計九百万圓の外債の利拂を爲したがためである。更に之を所有別に見るに、政府所有三億四千三百万圓、日銀所有十億七千万圓にして更に之を九百万圓の減少は全部政府勘定の減少となつて居る。

尙ほ本年一月以降の正貨減少額を見るに、一月現在は十四億八千九百万圓であるから同年末迄に七千六百万圓を減少したことになつてゐる。所在別に見れば內地に於て二千万圓、海外に於て五千六百万圓の減少になり、所有別に見れば政府に於て六千八百万圓、日銀に於て八百万圓の減少である。

銀行預金及貸出　日本銀行調査の全國各種銀行の預金貸出の趨勢を見るに資金は大正十一年上期に於て減少したる外、

毎期増加し、十四年上期末には五十三億圓を突破するに至つた。一面貸出は十四年上期末が前年下期末に比し減少したのみで之れ亦毎期増加し、十四年上期末には六十億二千四百万圓となつた。貸出の預金超過額は年と共に増大してゐる、殊に十二年秋關東大震災の結果固定貸は十四年に入つて漸次整理せられ上期末の預金は前年末に比し増加し反對に貸出は減少してゐる。以上を表示すれば次の如くである。

全國銀行預金貸出（單位千圓）

	預金	貸出
大正十三年六月末	五、〇三五、二八八	四、七八、七五五
同　年十二月末	五、一三四、〇九二	五、〇〇、一四三
同　十四年六月末	五、三一九、五八三	五、二七、九二一
同　年十二月末	二、二〇〇、〇二六	三、二二、九三五

日銀兌換券と貸出高　日銀の大正十四年末貸出高は二億三千三百八十七万圓であつて昨年に比すれば九千十八万圓の減少である。而して兌換券の發行額は一億六千三百十七万圓にして準備高は一億五百六十九万圓である。之が年末發行高に對する準備の割合は六割四分八厘弱で前年に比し一分一厘弱の増加を示してゐる。

金利　日銀の利下があつたにも拘らず市中金利は昨年とほぼ同様の高率を示してゐる。試に十四年度日銀調査の東京大阪市中金利月別比較を示せば次の如くである。

大正十四年中東京、大阪市中金利月別比較（單位錢）

	東京 割引歩合 最高	東京 割引歩合 最低	東京 コールマネー 最高	東京 コールマネー 最低	大阪 割引歩合 最高	大阪 割引歩合 最低	大阪 コールマネー 最高	大阪 コールマネー 最低
一月	二・七〇	二・〇〇	二・二〇	一・四〇	二・五〇	一・七五	二・二〇	一・一〇
二月	二・五〇	一・九〇	二・二〇	一・三〇	二・五〇	一・八〇	二・二〇	一・一〇
三月	二・五〇	二・〇〇	二・一五	一・五五	二・五〇	一・八〇	二・四〇	一・五〇
四月	二・五〇	一・九〇	二・〇五	一・三〇	二・五〇	一・七五	二・二〇	一・〇〇
五月	二・四〇	一・七〇	一・七〇	〇・九〇	二・四〇	一・七五	二・一〇	〇・九〇
六月	二・四〇	一・七〇	二・二五	一・三〇	二・四〇	一・七〇	二・二〇	一・一〇

七月	二・四〇	一・七〇	二・四〇	一・二五	二・二〇	一・七〇	二・四〇	一・二五	二・二〇	一・〇〇	一・〇〇
八月	二・四〇	一・八〇	二・四〇	一・四五	二・二〇	一・七五	二・四〇	一・三〇	二・二〇	一・〇〇	一・〇〇
九月	二・四〇	一・八五	二・四〇	一・三〇	二・二〇	一・七五	二・四〇	一・三〇	二・二〇	一・〇〇	一・〇〇
十月	二・四〇	一・八五	二・四〇	一・五〇	二・二〇	一・七〇	二・四〇	一・五〇	二・二〇	一・五〇	一・〇〇
十一月	二・五〇	一・九〇	二・三〇	一・四五	二・〇〇	一・八〇	二・三〇	一・四五	二・一〇	一・一〇	一・一〇
十二月	二・五〇	二・一〇	二・四五	一・二五	二・二〇	一・九〇	二・四〇	一・二五	二・二〇	一・一〇	一・一〇

全國交換所手形交換高と手形枚數　十四年度の手形交換高は八百三十一億百二十一万圓にしてその交換枚數は三千三百八十四万枚で一枚の平均高は二千五百十五圓となつてゐる。之を前年度と比較すれば交換高總額に於て九十三億一千百七十万圓を、枚數に於て二百八十六万枚を增加し、而して一枚の平均に於て百三十四圓の增加を示してゐるのである。一方之を不渡手形について表示すれば左の如くである。

	十四年	十三年
人員	四、九六六	一、二三五
枚數	六、〇七七千圓	一、六五四千圓
金額	四、三九六	一、二五

第四章　人口一斑

第一　人口靜態

大正十四年十月一日の國勢調査の結果を揭ぐれば、內地現在の確定人口は五九、七三六、七〇四人である。而して同期に於ける臺灣の人口は三、九九四、三三六人、樺太は二〇三、五〇四人、而して朝鮮は一九、五一九、九二七人であつて帝國人口總數は八三、四五四、三七一人である。而して大正九年十月日の第一回國勢調査の結果に比すれば帝國人口總數に於て一、四六五、九九二人の增加を示し、內地人口に於て五九、七三六、七〇四人の減少を示してゐる。

今、各府縣別人口及其密度を表示すれば次の如くである。

府縣別	確定人口（大正十四年十月一日）	密度（一方里ニ付）
全國	五九、七三六、七〇四	二、四三五
東京	四、四八四、八四五	三三、三三九
京都	一、四〇五、五〇七	四、七五五
大阪	三、〇五九、五〇二	二六、四九三
神奈川	一、四三〇、六八四	九、三一八
兵庫	二、四五四、七八四	四、四九三
長崎	一、一六四、一九七	四、三六二

新潟	一、八四九、七九四	一、二六五	島根	七三、四〇一	一、七〇五
埼玉	一、三九四、四五八	五、六五五	岡山	一、二三八、四三九	二、七三二
群馬	一、一一八、七一九	二、七三二	廣島	一、六一七、五三四	二、九五三
千葉	一、三九九、二六三	四、二九四	山口	一、〇九四、五七九	二、七七四
茨城	一、四〇七、四八九	三、六九七	和歌山	七八六、二一〇	二、五六二
栃木	一、〇九〇、四二五	二、六〇八	徳島	六八九、七八七	二、五七三
奈良	五八三、八二八	二、四一四	香川	七〇〇、三〇三	五、八五三
三重	一、一〇七、六九〇	二、九九六	愛媛	一、〇九六、三六六	二、九六七
愛知	二、三一九、二四八	七、〇七六	高知	六八七、五八六	一、四九八
岡山	一、六七一、三三九	三、三一〇	福岡	二、三〇一、六六八	七、二二三
滋賀	六〇〇、六九一	二、〇八〇	大分	九一五、一二七	二、二六七
岐阜	六六二、四一三	三、〇八三	佐賀	六八四、八三一	四、三二三
長野	一、一三二、六四九	一、六七〇	熊本	一、二九六、八二五	二、六九一
宮崎	一、六二九、二一八	一、八五三	宮崎	六九一、〇九二	一、三七七
福島	一、〇四四、〇三六	二、二一〇	鹿兒島	一、四七二、一七八	二、五二〇
岩手	一、四三七、六三三	一、六二九	沖縄	五五七、六三三	三、九九〇
青森	九〇〇、九八一	九一二	北海道	二、四九八、六九〇	四三七
山形	八一二、一六八	一、三〇一			
秋田	一、〇二七、三一三	一、七〇三			
福井	九三六、四一〇	一、二五五			
石川	五九七、九三八	二、二九五			
富山	七五〇、八五四	二、七五九			
鳥取	七四九、二四四	二、七一四			
	七四二、二五八	二、〇八一			

第二　人口動態

一　婚姻數

大正十三年內地に於て行はれた婚姻は五十一万三千百三十件で前年に比し四百四十一件を增加した、人口千に對する割合は八・六八で前年に比して〇・〇九低く之を前數年に比べる

と漸次低下の歩調を示して居る。

二　離婚數

大正十三年內地に於て行はれた離婚は五万七千七百七十件で前年に比し五百五十八件を增加し、人口千に對する割合は〇・八八で前年と同率である、又婚姻千に對する離婚割合は一〇〇・〇九で前年に比し〇・二を增加した。

三　出生數

大正十三年內地に於ける出生は百九十九万八千五百二十人で前年に比し四万四千七百七十七人を減少し、人口千に對する割合は三三・八で前年に比し一・一を減少したが數年以前に比べると尙甚しく高い。

四　死産數

大正十三年內地に於ける死産は十二万五千八百三十九で前年に比し八千二十四を減少し、人口千に對する割合は一・一三で前年に比し〇・一六を減少した。

五　死亡數

大正十三年內地に於ける死亡は百二十五万四千九百四十六人で前年に比し七万七千五百三十九人を減少し、人口に對する割合は千人に付二一・二で前年に比し一・六を減少した、蓋し前年に於ては關東震火災の影響を受けて居るので、其の實數は大正七年以來の最少である、尙率に於ても大正六年以來の最低率であつて、大正七年以降年と共に降下の趨勢にある

六　人口の自然增加數

出生死亡の差增に依る人口の自然增加は年に依り多少あるが大體逐次增加し明治の末年より大正に入り年々七十万以上の增加に上つたが大正五、六年少しく減少し尙七年には大に減少して三十万以下となつた（流行性感冒の影響）然るに大正八年には增加して約五十万となり尙九、十年と遞增して七十万餘となつたが十三年は未曾有の增加を示して七十四万三千人に達し人口に對比すると千人に付一二・六である。

附錄一

大正十四年中に制定せられたる勞働法規

一　衆議院議員選擧

衆議院議員選擧法改正（抄錄）……一

二　職業紹介

職業紹介法施行令中改正……一

營利職業紹介事業取締規則……二

三　共濟組合

製鐵所共濟組合規則中改正……四

臺灣總督府專賣局共濟組合ニ關スル勅令……七

朝鮮總督府鐵道局共濟組合規則……七

四　交通業

船舶職員法施行細則中改正……一四

五　治安維持

治安維持法……一四

治安維持法ノ施行ニ關スル勅令……一四

關東洲出版物取締規則……一五

暴力行爲等處罰ニ關スル法律……一六

六　勞働爭議調停

勞働爭議調停法……一六

治安警察法中改正……一六

七　借地借家

借地法及借家法施行期日及施行區域ニ關スル勅令……一八

借地借家調停法ノ施行期日及施行區域ニ關スル勅令……一九

八　副業

副業奬勵規則……一九

一　衆議院議員選擧

○衆議院議員選擧法改正法律
抄錄（大正一四、五、五　法律第四七號）

第二章　選擧權及被選擧權

第五條　帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選擧權ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選擧權ヲ有ス

第六條　左ニ揭クル者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

一　禁治產者及準禁治產者

二　破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三　貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四　一定ノ住居ヲ有セサル者

五　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六　刑法第二編第一章、第三章、第九章第十六章、乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ揭クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七　六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ揭クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條　華族ノ戶主ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八條　選擧事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域內ニ於テ被選擧權ヲ有セス

第九條　在職ノ宮內官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計檢査官、收稅官吏及警察官吏ハ被選擧權ヲ有セス

第十條　官吏及待遇官吏ハ左ニ揭クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼ヌル事ヲ得ス

一　國務大臣

二　內閣書記官長

三　法制局長官

四　各省政務次官

五　各省參與官

六　內閣總理大臣秘書官

七　各省秘書官

第十一條　北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

二　職業紹介

○職業紹介法施行令中改正
（大正一四、六、二四　勅令第二四〇號）

職業紹介法施行令中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ二項ヲ加フ

市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ雇傭セラレタル日傭勞働者ニ對シ豫メ當該官公署ノ委託ヲ受ケ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲ス

コトヲ得

市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ非サル使用者ニ雇傭セラレタル日傭勞働者ニ對シ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ニ準シ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○營利職業紹介事業取締規則

（大正一四、一二、一九　内務省令第三〇號）

第一條　本令ニ於テ職業紹介事業ト稱スルハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ謂ヒ紹介者ト稱スルハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條　職業紹介事業ヲ營マントスルトキハ左記事項ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一　本籍、住所、氏名、年齢及履歴

二　法人ニ在リテハ其ノ定款並ニ其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴

三　事業所ノ所在地及名稱

四　主トシテ紹介セントスル職業ノ種類

五　手數料額及其領收方法

前項第二號法人ノ定款、代表者、第三號事業所ノ所在地、第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ノ所轄警察署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

紹介業者（紹介業者法人ナルトキハ其ノ代表者）ノ本籍、住所、氏名又ハ事務所ノ名稱ニ變更アリタルトキハ其ノ變更後七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條　紹介業者及其ノ同居ノ戸主家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓、娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金錢貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者タルコトヲ得ス代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員タルコト亦同シ

前項ノ規定ハ紹介業者法人又ハ未成年者ナルトキハ法人ノ代表者又ハ未成年者ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ未成年者其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルトキハ此ノ限リニ在ラス

第四條　紹介業者從業者ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ

從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ又ハ從業者死亡シタルトキ紹介業者ハ其ノ氏名ヲ具シ七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察署ニ届出ツヘシ從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ亦同シ

前條第一項、第八條第八號乃至第十一號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第五條　紹介業者ハ其ノ事業所ノ名稱ニ職業紹介所ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六條　紹介業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、補佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非レハ之ヲ紹介スルコトヲ得ス

但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限リニ在ラス

第七條　紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手數料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第八條　紹介業者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　職業紹介事業ニ關シ誇大又ハ虚僞ノ廣告又ハ掲示ヲ爲スコト

二　紹介ニ際シ求職者ノ性行技能健康狀態、求人者ノ家庭ノ狀況、勞務條件、報酬其ノ他ノ契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虚構シ又ハ隱蔽スルコト

三　求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト

四　濫ニ被傭中ノ者ヲ勸誘シ他ニ紹介スルコト

五　濫ニ事業所外ニ於テ被傭者タルコトヲ勸誘スルコト

六　紹介ニ係ル雇傭ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト

七　求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト

八　藝妓、娼妓、酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋ヲ爲スコト

九　求職者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

十　求職者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

十一　紹介ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト

第九條　紹介業者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス但シ事務所所在地ノ所轄警察署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　求職者ヲ宿泊セシムルコト

二　求職者ニ對シ財物ノ給與又ハ貸付ヲ爲スコト

三　求職者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管賣買若ハ質入ヲ爲スコト

四　求職者ノ財物ヲ買受クルコト

第十條　紹介業者ハ事務所ニ別表ノ樣式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

一　求人簿

二　求職簿

三　紹介日計簿

四　手數料收受簿

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十一條　紹介業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

警察官署前項ノ屆出ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纒メ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纒メ中央職業紹介事務局長ニ通報スヘシ

前三項ノ報告樣式ハ別表(省略)定ムル處ニ依ル

第十二條　紹介業者ハ其ノ事業狀況ニ關シ事業所所在地ノ所轄地方職業紹介事務局長又ハ事業所所在地ノ市町村長ヨリ要求アリタルトキハ速ニ報告ヲ爲スヘシ

第十三條　紹介業者廢業シタルトキハ廢業ノ日ヨリ五日内ニ其ノ旨事業所所在地ノ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ紹介業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ其ノ旨前項ニ準シ屆出ツヘシ

第十四條　地方長官ハ警察官吏ヲシテ事業所ニ臨檢シ訊問ヲ行ヒ書類帳簿ノ檢査ヲ爲シ若ハ其ノ提出ヲ命セシメ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　地方長官ハ紹介業者本令又ハ本

令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得地方長官ニ於テ紹介業者職業紹介事業ヲ營ムニ適セスト認ムルトキ亦同シ

第十六條　警察官署ハ從業者職業紹介事業ニ從事スルニ適セスト認ムルトキハ使用ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

一　第二條第一項第二項、第三條又ハ第四條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二　第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ營ミタル者

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一　第二條第三項、第四條第二項、第五條乃至第十條、第十一條第一項、第十三條又ハ附則第四項ノ規定ニ違反シタル者

二　第十條第一項ノ帳簿ニ虚僞ノ記載ヲ爲シタル者

三　第十四條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢若ハ書類帳簿ノ檢査、提出ヲ拒ミ訊問ニ應セス虚僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ監督上ノ處分ニ從ハサル者

第十九條　紹介業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

紹介業者ハ從業者、同居ノ戸主家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條　本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十一條　地方長官ハ本令ニ依ル權限ノ一部ヲ警察官署長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第二十三條　本令ハ藝妓、酌婦又ハ之ニ類スルモノノ紹介ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十四條　本令ハ有料職業紹介事業ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前廳府縣令ニ依リ許可免許又ハ認可ヲ受ケ現ニ職業紹介事業ヲ營ム者ハ本令第二條第一項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ紹介業者ノ從業ニ付テハ本令第四條第一項ニ依ル認可アリタルモノト看做ス

第二項ノ紹介業者ニシテ引續キ職業紹介事業ヲ營マントスルトキハ本令施行後一月內ニ第二條第一項各號ノ事項ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ニ、第四條第一項ヲ事業所所在地ノ所轄警察署ニ屆出ツヘシ

三　共濟組合

○製鐵所共濟組合規則中改正

（大正一四、一一、一九　商工省令第一四號）

第九條第一項中「廢疾給付」ノ下ニ「特症給付」ヲ加フ

第九條ノ二　給付金支給ノトキ組合員カ組合ニ對シ支拂フヘキ金額アルトキハ脫退ノ場合ニ限リ之ヲ支給額ヨリ控除ス

第十一條中「七種」ヲ「八種」ニ改メ第二號ノ

次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號トシ以下順次繰リ下ク

三　特症給付

第十二條第四號中「一月分」ヲ「四十日分」ニ改ム

第十四條中「疾病ニ罹リ」ノ下ニ「症狀殆ト變化ナク多年生存ノ見込アリテ」ヲ加フ

第十六條第二項中「開放性結核患者及」ヲ削ル

第十六條ノ二　特症給付ハ組合員職務ニ因ルニ非スシテ病毒傳播ノ危險アル結核病ニ罹リ退官退職シ因テ脫退シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

一　特症年金

二　特症一時金甲種

三　特症一時金乙種

第十六條ノ三　特症年金ハ加入期間十年以上ノ者重症ニシテ脫退シタルトキ本人ノ終身間其ノ加入間ノ長短ニ依リ給料百二十日分乃至百八十日分ヲ給ス

特症年金ヲ受クル者死亡シタル場合ニシテ既ニ給シタル金額カ脫退給付トシテ給付スヘキ金額ニ給料百七十日分ヲ加ヘタル金額ヨリ小額ナルトキハ其ノ差額ヲ一時限リ其ノ遺族ニ給ス但シ脫退給付トシテ給スヘキ金額ニ給料百七十日分ヲ加ヘタル金額カ遺族給付トシテ給スヘキ金額ヨリ小額ナルトキハ遺族給付トシテ給スヘキ金額ヨリ既ニ給シタル年金額ヲ控除シ其ノ差額ヲ一時限リ其ノ遺族ニ給ス第二十九條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ四　特症年金ノ事由發生シタルトキハ給付ヲ受クル者ノ選擇ニ依リ特症年金ニ代ヘ脫退給付トシテ給スヘキ金額ニ給料百七十日分ヲ加算シタル者ヲ給ス

第十六條ノ五　特症一時金甲種ハ加入期間十年未滿ノ者重症ニシテ脫退シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

加入期間六月未滿　給料七十日分

加入期間六月以上一年未滿　給料八十日分

加入期間一年以上二年未滿　給料九十日分

加入期間二年　給料百日分

加入期間二年ヲ超ユルトキハ一年ヲ增ス毎ニ給料十日分ヲ加フ

第十六條ノ六　特症一時金乙種ハ組合員輕症ニシテ脫退シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

加入期間六月未滿　給料四十日分

加入期間六月以上一年未滿　給料五十日分

加入期間一年以上二年未滿　給料六十日分

加入期間二年　給料七十日分

加入期間二年ヲ超ユルトキハ一年ヲ增ス毎ニ給料十日分ヲ加フ但シ百四十日分ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條及第十八條中「公傷病年金又ハ廢疾年金」ヲ「公傷病年金、廢疾年金又ハ特症年金」ニ改ム

第十九條ノ二　組合員職務ニ因ルニ非スシテ疾病ニ罹リ製鐵所長官ヨリ出勤ヲ差止メラレタル場合ノ療養給付ノ額ハ一日ニ付給料日額ノ十分ノ七トス

第二十二條第一項中「事業上ノ都合ニ因リ」ノ下ニ「年齡滿限ニ因リ」ヲ加フ

第二十二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ事由ニ因リ退官退職シ因テ脫退シタル者ニシテ加入期間十八年以上二十年未滿ノ者ニ對シテハ前項ノ規定ニヨリ計

算シタル金額カ左記金額ヨリ小額ナルトキハ左記各號ノ金額ヲ給ス

加入期間十八年以上十八年三月未滿　給料　六月分
加入期間十八年三月以上十八年六月未滿　給料　七月分
加入期間十八年六月以上十八年九月未滿　給料　八月分
加入期間十八年九月以上十九年未滿　給料　九月分
加入期間十九年以上十九年三月未滿　給料　十月分
加入期間十九年三月以上十九年六月未滿　給料十一月分
加入期間十九年六月以上十九年九月未滿　給料十二月分
加入期間十九年九月以上二十年未滿　給料十三月半分
加入期間一年以上三年未滿　給料　五月分
加入期間三年以上五年未滿　給料　六月分
加入期間五年以上七年未滿　給料　七月分
加入期間七年以上九年未滿　給料　八月分
加入期間九年以上十一年未滿　給料　九月分
加入期間十一年以上十三年未滿　給料　十月分
加入期間十三年以上十五年未滿　給料十一月分
加入期間十五年以上十六年未滿　給料十二月分
加入期間十六年以上十七年未滿　給料十三月分
加入期間十七年以上十八年未滿　給料十四月分
加入期間十八年以上十九年未滿　給料十五月分
加入期間十九年以上二十年未滿　給料十六月分
加入後二十年ヲ經過セル者在職中職務ニ因ルニ非スシテ死亡シタルトキハ第二十一條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル年金ノ六年分ニ相當スル金額ヲ給ス

第二十二條第四項中「前二項」ヲ「第一項及第三項」ニ改ム

第二十八條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

遺族一時金ハ組合員死亡シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

第三十五條第一項中「同一ノ家ニ在リ」ヲ「同一ノ家ニ在リ現ニ同居スル」ニ改ム

第三十七條　公傷病年金、癈疾年金及脫退年金ハ本人ノ修身間之ヲ給ス

公傷病年金、脫退年金又ハ加入期間二十年以上ノ者ニ對スル癈疾年金ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ既ニ給シタル金額カ當該年金ノ六年分ニ相當スル金額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ヲ一時限リ其ノ遺族ニ給ス加入期間二十年未滿ノ者ニ對スル癈疾年金ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ既ニ給シタル金額カ當該年金ノ五年分ニ相當スル金額ヨリ少額ナルトキ其ノ差額ニ付亦同シ

第二十九條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ二　公傷病年金、癈疾年金又ハ脫退年金ヲ受クル者ニシテ脫退ノ日ヨリ五年以内ニ請求スルトキハ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限リ年金ノ前渡ヲ爲ス

コトヲ得但シ其ノ金額ハ加入期間二十年未満ノ者ニ對スル癈疾年金ニ付テハ其ノ五年分、其ノ他ノ年金ニ付テハ其ノ六年分ニ相當スル金額ヨリ既ニ給シタル金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ前渡金ニ對シテハ年七分ノ利率ヲ以テ割引スルモノトス

第三十九條ノ二　特症年金ト脫退給付トハ之ヲ併給セス

第三十九條ノ三　特症給付ト癈疾給付トハ之ヲ併給セス

第四十八條中「年金」ヲ「給付」ニ改ム

第五十七條中「癈疾一時金」ノ下ニ「特症一時金」ヲ加フ

第六十條第二項中「十人」ヲ「十五人」ニ改ム

第七十一條中「庶務部長」ヲ「總務部長」ニ改ム

第七十八條ヲ削ル

附　則

本令ハ大正十四年十一月十九日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年十一月十九日以前ニ癈疾年金ノ事由發生シタル者ニシテ加入期間二十年未満ノ者ニ對スル第三十七條第二項後段及第三十七條ノ二第一項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ五年ヲ六年トス

明治三十八年六月創立セル職工共濟會ノ會員ニシテ大正七年十二月三十一日以前ニ製鐵所ニ在職ノ儘脫退シ爾來勤務シテ更ニ大正十一年十一月十八日製鐵所共濟組合ニ加入シ本令ノ施行ノ際現ニ組合員タル者ニ付テハ大正十五年三月三十一日迄ニ本人ヨリ申請アリタル場合ニ限リ大正七年十二月三十一日以前ノ加入期間ヲ通算ス但シ前回脫退ノ爲受ケタル給付ハ之ヲ返納スルコトヲ要ス

○臺灣總督府專賣局共濟組合ニ關スル件（大正十四、五、三〇　勅令第二一四號）

第一條　臺灣總督府專賣局ノ雇員以下ノ現業員ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條　政府ハ毎年豫算ノ範圍內ニ於テ組合員ノ給料總額ノ千分ノ二十ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス

第三條　臺灣總督ハ臺灣總督府專賣局ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條　臺灣總督府專賣局ノ職員ハ第一條ニ定ムル現業員ニ非サルモ組合ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ俸給料ハ第二條ノ給料總額ニ算入セス

第五條　各廳技術工藝ノ者就業上死傷手當內規及臺灣總督府雇員傭員死歿傷痍疾病手當規則ハ雇員以下ノ現業員ニシテ組合員タル者ニ之ヲ適用セス

附　則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

○朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合規則（大正一四、四、一　府令第四〇號）

第一章　總　則

第一條　本組合ハ朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合ト稱ス

第二條　本組合ノ事務ハ朝鮮總督府鐵道局長之ヲ管理ス

第二章　組　合　員

第三條　組合員ヲ分チテ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員トハ鐵道手及雇員以下ノ現業員ヲ謂フ

乙種組合員トハ前項現業員以外ノ職員ニ

シテ組合ニ加入シタル者又ハ第五條第五號ノ場合ニ於テ組合員タル資格ヲ繼續スル意志ヲ表示シタル者ヲ謂フ

鐵道手及雇員以下ノ現業員ノ範圍ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　臨時ニ使用スル者、給料ヲ支給セサル者及外國人ハ組合員タルコトヲ得ス

第五條　組合員ハ左ノ場合ニ限リ脫退ス

一　死亡シタルトキ

二　退官又ハ退職シタルトキ

三　他ノ官廳ニ轉勤シタルトキ

四　休職トナリタルトキ

五　甲種組合員ニ在リテハ鐵道手及雇員以下ノ現業員以外ノ職員ニ轉シタルトキ但シ組合員タル資格ヲ繼續スル意志ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

六　乙種組合員ニ在リテハ加入後又ハ資格繼續後一年ヲ經過シタル者脫退ノ意志ヲ表示シタルトキ

七　第四條ニ該當スルニ至リタルトキ

陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレ退官若ハ退職シ又ハ休職トナリタル者徵集又ハ召集ヲ解除セラレタル日ヨリ三十日內ニ再ヒ採用セラレタル場合ハ組合員ノ資格ニ付テハ前後繼續スルモノト看做ス但シ退官退職又ハ休職ノ際反對ノ意志ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　組合員月ノ中途ニ於テ脫退シタルトキハ掛金ノ支拂及給付金額ノ算定ニ付テハ其ノ月ノ終リニ於テ脫退シタル者ト看做ス

第七條　組合員正當ノ事由ナクシテ二ケ月以上ノ掛金ノ支拂ヲ遲延シタルトキハ最終ノ支拂ヲ爲シタル月ノ終リニ於テ脫退シタルモノト見做ス

第八條　組合員ノ年齡及加入年數ハ月ヲ以テ計算ス

第九條　組合員組合ヲ脫退シタルトキハ本令ニ依ル給付ヲ受クルノ外組合ニ對シテ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三章　掛金

第十條　組合員ハ每月掛金トシテ左ノ金額ヲ支拂フヘシ

甲種組合員　給料月額百分ノ六

乙種組合員　給料月額百分ノ十一

乙種組合員ノ掛金ハ資格繼續ニ依リ組合員トナリタル者及新ニ組合ニ加入シ加入後五年ヲ經過シタル者ニ限リ給料月額百分ノ七ヲ選擇スルコトヲ得

第十一條　掛金額算出ノ標準トスヘキ給料月額ハ日給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ二十日分、月給雇員ニ在リテハ月給額ノ十五分ノ十、判任官及同待遇者ニ在リテハ月俸額、高等官ニ在リテハ年俸額ノ十二分ノ一トス

掛金ハ錢位未滿ハ之ヲ四捨五入ス

特別ノ勞務又ハ臨時ノ事由ニ因リ給料ノ支拂額ニ一時增減ヲ生スルコトアルモ掛金額ハ之ヲ增減セス

第十二條　掛金ハ每月給料受領ノ時之ヲ支拂フモノトス

給料ヲ受ケタル月及給料ヲ受クルモ其ノ受領額カ掛金額ニ滿タサル月ノ掛金ハ次回給料受領ノトキ之ヲ支拂フモノトス但シ該未拂掛金ヲ一時ニ支拂フコトヲ得サル事情アルトキハ組合員ノ請求アル場合ニ限リ一ケ月分宛月賦支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條　掛金ニ異動ヲ生スヘキ事由發生シタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改定ス

第十四條　戰時事變ノ爲陸海軍ニ召集又ハ

配屬セラレタルトキハ其ノ月ノ掛金ヲ徵集セス

第四章　給付

第一節　總則

第十五條　給付ハ之ヲ左ノ六種トス

一　公傷給付
二　癈疾給稱
三　療養給付
四　疾病給付
五　退職給付
六　遺族給付

第十六條　給付ノ事由併發シタルトキハ當該各條ノ給付ヲ併給ス但シ退職給付及癈疾年金ハ相互ニ之ヲ併給セス

公傷年金ト退職年金トヲ併給スル場合ニ於テ其ノ併給額給料年額ヲ超過スルトキハ該給料年額ヲ限リ公傷年金トシテ給ス

癈疾年金ノ額退職年金ノ額ニ達セサルトキハ退職年金ノ額ヲ癈疾年金トシテ給ス

第三十四條及第三十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十七條　第十條第二項ノ乙種組合ニ對スル給付ハ之ヲ癈疾給付、退職給付及遺族一時金トス

第十八條　給付額ハ給付ノ事由發生當時ノ掛金ノ標準タル給料ニ依リ之ヲ算定ス

第十九條　給付額算定ノ標準トスヘキ給料ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル給料月額トシ其ノ三十分ノ一ヲ以テ一日分ノ額、其ノ十二倍ヲ以テ一年分ノ額トス

第二十條　第十一條第二項ノ規定ハ給付額算定ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ年金額算定ノ場合ニ在リテハ圓位未滿ハ之ヲ切上ク

第二十一條　給料金支給ノ場合ニ於テ組合員カ組合ニ對シ支拂フヘキ金額アルトキハ之ヲ支給額ヨリ控除ス

第二十二條　年金ノ支給ハ退官、退職、休職又ハ死亡ノ翌月ヨリ之ヲ開始ス

遺族年金ノ轉給ハ權利發生ノ翌月ヨリ之ヲ開始ス

第二十三條　年金ノ支給ヲ受クル者再ヒ鐵道局ニ在職スルニ至リタルトキハ其ノ間年金ヲ支給セス

第二十四條　年金ハ月割計算トス

前項ノ年金額ハ之ヲ四月、七月、十月及一月ニ於テ其ノ前三ケ月分ヲ給ス但シ權利消滅ノ場合ハ期月ニ拘ラス之ヲ給ス

第二十五條　年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者國籍ヲ失ヒタルトキハ爾後年金ヲ受クルノ權利ヲ喪失ス

第二十六條　給付ノ請求ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ三年內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條　組合員犯罪ニ因リ死亡シタルトキ又ハ懲戒處分若ハ刑事裁判ニ因リ其ノ官職ヲ免セラレタルトキハ給付ノ全部又ハ一部ヲ給セサルコトアルヘシ

第二節　公傷給付

第二十八條　公傷給付ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ左ノ場合ニ該當シタルトキ其ノ等級ニ應シ當該金額ヲ給ス

第一等　兩眼ヲ盲シ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ又ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケタルトキ

公傷年金　給料七ケ月分乃至九ケ月分

第二等　一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ルト雖終身業務ニ就クコト能ハサルトキ又ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケタルトキ

公傷年金　給料四ケ月分乃至六ケ月分

第三等　自用ヲ辨シ及業務ニ就クコトヲ得ト雖身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得ス因テ退官又ハ退職シタルトキ

公傷一時金　給料八ケ月分乃至一年六

ケ月分

第四等　身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得スト雖引續キ職務ニ服スルトキ公傷一時金　給料一ケ月分乃至六ケ月分

第二十九條　公傷年金ハ本人ノ終身之ヲ給ス

第三十條　組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ第二十八條ノ給付ヲ受クルニ至ラサル者當該傷痍ニ基因シ同條ニ該當スルニ至リタルトキハ同條ノ給付ヲ爲ス

公傷給付ヲ受ケタル者ト雖當該傷痍ニ基因シ更ニ上級ノ給付ヲ受クヘキ事由アルニ至リタルトキハ其ノ差額ヲ給ス此ノ場合ニ於テ一時金ヲ年金ニ改定スルノ必要アルトキハ當該年金ノ支給額ハ退職ノ翌月ヨリ之ヲ積算シ該一時金ノ額ニ達スル迄其ノ支給ヲ停止ス

職務執行上傷痍ヲ受ケタル組合員脫退ノ日ヨリ一年內ニ前二項ニ該當スルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條　組合員職務執行上疾病ニ罹リタルトキハ前三條ニ準シ給付ヲ爲ス

第三節　癈疾給付

第三十二條　癈疾給付ハ組合員傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ因テ退官又ハ退職シタル場合ニ於テ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス但シ職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　癈疾年金

二　特症金

第三十三條　癈疾年金ハ組合員自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ左ノ場合ニ該當シタルトキハ加入後十年ヲ經過シタル者ニ限リ之ヲ給ス

第一等　兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ又ハ鐵道局長ノ定ムル種類ノ疾病ニ罹リ恒久的癈疾ニ陷リ終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ

癈疾年金　給料五ケ月分乃至六ケ月分

第二等　一肢ノ用ヲ失ヒ若ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ又ハ前號ノ恒久的癈疾ニ因リ自用ヲ辨シ得ト雖終身業務ニ就クコト能ハサルトキ

癈疾年金　給料三ケ月分乃至四ケ月分

第三十四條　癈疾年金ハ本人ノ終身之ヲ給ス

第三十五條　癈疾年金ヲ受クル者癈疾輕減シタルトキハ該年金ノ一部又ハ全部ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十六條　癈疾年金ヲ受クル者組合ヨリ要求アリタルトキハ組合指定ノ場所ニ於テ健康診斷ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ癈疾年金ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十七條　特症金ハ職業的疾患又ハ肺結核ニ罹リ業務ニ堪ヘサル場合ニ於テ加入後一年ヲ經過シタルトキハ給料三ケ月分、三年ヲ經過シタルトキハ給料六ケ月分、五年ヲ經過シタルトキハ給料一年分ニ相當スル金額ヲ給スルモノトス但シ癈疾年金ヲ受クル場合此ノ限ニ在ラス

職業的疾患ノ種別ハ鐵道局長ノ定ムル所ニ依ル

第四節　療養給付

第三十八條　組合員ニシテ職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニハ療養ニ必要ナル相當ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ハ醫療ニ限ル

第五節　疾病給付

第三十九條　疾病給付ハ組合員傷痍ヲ受ケ

又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス、但シ職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　醫療金

二　休養金

第四十條　醫療金ハ組合員鐵道囑託醫又ハ官公立病院ニ就キ醫療ヲ受ケ五日ヲ經過シタルトキ其ノ翌日ヨリ入院醫療ニ對シテハ一日一圓宛、入院ニ非サル醫療ニ對シテハ一日十錢ヲ給ス

特別ノ事情ニ因リ他ノ醫師ニ就キ醫療ヲ受ケタルトキ又同シ

醫療ノ實費カ前項ノ金額ニ達セサルトキハ其ノ實費ヲ給ス

入院醫療ト入院ニ非サル醫療トカ相互ニ連續シタル場合ハ其ノ前後ニ拘ラス第一項ノ除外期間ハ入院醫療ニ付テノミ之ヲ除外ス

第四十一條　休養金ハ組合員傷病ノ爲醫療ヲ受クル者主治醫ノ指圖ニ依リ休業シ給料ノ支給ヲ受ケサルニ至リ四日ヲ經過シタルトキ其ノ翌日ヨリ支給ヲ受ケサル給料ノ半額ニ相當スル金額以内ヲ給ス

第六節　退職給付

第四十二條　退職給付ハ組合員第五條第二號乃至第七號ノ事由ニ因リ脫退シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

一　退職年金

二　退職一時金

第四十三條　退職年金ハ組合員組合加入後十五年ヲ經過シテ脫退シタルトキ終身之ヲ給ス

前項年金額ハ加入後十五年ヲ經過シテ脫退シタルトキ給料年額ノ四分ノ一トシ十五年經過後ハ加入一年ヲ經過スル毎ニ給料年額ノ一日分ノ一ヲ加算ス

第四十四條　第二十三條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ前後ノ組合加入期間ハ之ヲ通算ス但シ其ノ年金額ニ付テハ既ニ給付セラレタル年金額ヲ下ルコトヲ得ス

第四十五條　退職一時金ハ組合第四十三條ノ年金ヲ受クルニ至ラスシテ脫退シタルトキ之ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ加入後一年ヲ經過シテ脫退シタル者ニ在リテハ給料二十日分トシ一年經過後ハ六ケ月ヲ經過スル毎ニ之ニ給料十日分ヲ加算ス但シ其ノ額カ甲種組合員トシテノ掛金額ニ達セサルトキハ之ヲ甲種組合員トシテノ掛金額ニ切上ク加入後一年ヲ經過シ自己ノ便宜ニ依リ脫退シタル者ニ在リテハ前項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ノ十分ノ八ヲ給ス此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ハ之ヲ適用セス加入後一年ヲ經過セスシテ脫退シタル者ニ在リテハ退官又ハ退職ノ原因カ自己ノ便宜ニ非サル場合ニ限リ甲種組合員トシテノ掛金額ニ相當スル一時金ヲ給スルコトヲ得

第七節　遺族給付

第四十六條　遺族給付ハ組合員死亡シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ其ノ遺族ニ之ヲ給ス

一　遺族年金

二　遺族一時金

三　葬祭金

第四十七條　遺族年金ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ之ヲ給ス

遺族年金ノ額ハ給料四ケ月分トス

組合員トシテノ掛金額ニ達セサルトキハ之ヲ甲種組合員トシテノ掛金額ニ切上ク

第四十八條　公傷一時金ヲ受ケ引續キ職務ニ服スルモ當該傷病ニ基因シ死亡シタルトキハ前條ノ給付ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ第三十條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十九條　遺族年金ハ組合員ノ配偶者ニ終身之ヲ給ス配偶者其家ヲ去リ又ハ婚姻ヲ爲シタルトキハ前項年金ヲ受クル權利ヲ喪失ス

第五十條　配偶者ナキトキ、死亡シタルトキ又ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ年金ハ之ヲ組合員ノ遺子ニ給ス

前項ノ遺子トハ組合員死亡ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル年齡二十才未滿ノ未婚者ヲ謂フ但シ組合員死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ組合員死亡ノ當時其ニ家ニ在リタルモノト見做ス

遺子數人アルトキハ民法第九百七十條ニ定ムル順位ニ依リ年金ヲ給ス

年金ヲ受クル遺子死亡シ又ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ前項ノ順位ニ依リ之ヲ給ス

第五十一條　年金ヲ受クヘキ遺子ナキトキ又ハナキニ至リタルトキハ組合員ノ死亡當時ヨリ引キ續キ其ノ家ニ在ル父、母、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ヲ給ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　遺族一時金ハ組合員死亡シタルトキ其ノ遺族ニ之ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ組合員加入後一年ヲ經過セサルトキハ給料六ケ月分、一年ヲ經過シタルトキハ給料九ケ月分、三年ヲ經過シタルトキハ給料一年分、十年ヲ經過シタルトキハ給料一年六ケ月分ニ相當スル金額トス

前項ノ規定ニ依ル給付金ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタル場合ニハ之ヲ支給セス但シ第十條第二項ニ該當スル組合員ハ此ノ限リニ在ラス

第五十三條　公傷年金、廢疾年金、退職年金ヲ受クル者退職ノ日ヨリ公傷年金ヲ受クル者ニ在リテハ七年內、其ノ他ノ年金ヲ受クル者ニ在リテハ五年內ニ死亡シタルトキ其ノ遺族ニ一時金ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ公傷年金ニ在リテハ該年金ノ七年分、其ノ他ニ在リテハ該年金ノ五年分ニ相當スル金額ヨリ既ニ給シタル年金額ヲ控除シタル金額トス

第五十四條　公傷年金又ハ退職年金ヲ受クル權利確定シ未タ年金ノ支給ヲ受クルニ至ラスシテ死亡シタルトキハ公傷年金ヲ受クル者ニ在リテハ該年金ノ七年分、退職年金ニ在リテハ該年金ノ五年分ヲ其ノ遺族ニ給ス

第五十五條　前三條ノ規定ニ依リ一時金ヲ受領スヘキ遺族及其ノ順位左ノ如シ但シ組合員カ死亡前特別ノ意志ヲ表示シタルトキハ之ニ依ルコトアルヘシ

一　直系卑屬

二　配偶者

三　直系尊屬

前項第一號ニ該當スル者數人アルトキハ其ノ順位ニ付テハ民法第九百七十條及第九百七十四條ノ規定ヲ準用シ同項第三號ニ該當スル者數人アルトキハ民法第九百八十四條ノ規定ヲ準用ス

第一項第二號ニ該當スル者給付決定前死亡シタルトキハ次順位者其ノ受領者トナル

第一項第一號及第三號ニ該當スル者ハ組合員死亡ノ當時其ノ家ニ在リタルコトヲ要ス

第五十六條　遺族年金又ハ遺族一時金ヲ受領スル者ナキトキハ組合ハ年金ニ在リテハ三年分、一時金ニ在リテハ其ノ三分ノ二ヲ死亡者ノ爲ニ處分スルコトヲ得

遺族年金ヲ受領セル者其ノ權利ヲ喪失シ爾後年金ヲ受領スル者ナキニ至リタルトキハ該年金ノ三年分ヨリ既ニ各權利者ニ支給シタル總額ヲ控除シ其ノ殘額ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

第五十七條　葬祭金ハ組合員死亡シタル場合ニ於テ其ノ葬祭ヲ營ミタル者ニ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス

一　職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ　給料三ケ月分

二　前號以外ノ原因ニ依リ死亡シタルトキ　給料一ケ月分

第五章　會計

第五十八條　本組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十九條　組合財産ノ管理方法ハ鐵道局長ノ定ムル所ニ依ル、

第六十條　組合ハ每事業年度ノ終ニ於テ各年金、遺族一時金及退職一時金ニ對スル責任準備金ヲ計算シ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第六十一條　組合ハ其ノ附屬事業トシテ組合員ノ保護救濟ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第六章　審査會

第六十二條　組合ニ審査會ヲ置ク

第六十三條　加入、脫退及給付ニ關スル處分ニ對シ異議アル者ハ其ノ處分ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日內ニ朝鮮總督ニ申告シ審査會ノ審査ヲ求ムルコトヲ得

第六十四條　審査會ハ議長一名及審査會員六名ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十五條　議長及審査委員ハ朝鮮總督府部內高等官中ヨリ朝鮮總督之ヲ指定ス

第六十六條　議長ハ審査會ヲ招集シ議事ヲ整理ス

議長事故アルトキハ審査委員中ノ上席高等官其ノ職務ヲ代理ス

第六十七條　審査會ハ委員半數以上出席シ出席者ノ過半數ヲ以テ決議ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六十八條　鐵道局長又ハ其ノ命ヲ受ケタル官吏ハ審査會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第六十九條　審査會ハ何時ニテモ鐵道囑託醫又ハ關係醫師ノ出席ヲ求メ又ハ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第七十條　議長又ハ審査委員ハ特別ノ利害關係ヲ有スル事件ノ審査ニ上ルコトヲ得ス

第七十一條　審査會ハ議長之ヲ朝鮮總督ニ具申シ鐵道局長及審査請求者ニ通知スヘシ

第七十二條　審査會ノ決議ハ組合ヲ羈束ス

第七十三條　朝鮮總督ハ審査會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再審査ヲ命スルコトヲ得

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府鐵道局官制施行ノ際南滿洲鐵道株式會社ヨリ引續キ朝鮮總督府鐵道局ニ在職スル雇員及傭人ニシテ本組合員タル者ノ掛金又ハ給付額算出ノ標準トスヘキ給料ハ當分ノ間別ニ鐵道局長ノ定ムル所ニ依リ給料中本俸ト看做スヘキモノトス

四　交通業

○船舶職員法施行細則中改正
（遞信省令第八十五號　大正一四、一一、二五）

附則第二項ノ次ニ左ノ各項ヲ加フ

大正九年一月遞信省令第二號別表第一號表又ハ第三號ニ依リ船舶ニ其ノ職員トシテ乘組ミ本令施行ノ際現ニ就職中ニシテ第四項又ハ第六項ニ屆出ヲ爲シタル者ハ同一ノ船舶ニ於テ同一ノ職ヲ執ル期間内ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラス同別表ニ依リ引續キ就職スルコトヲ得本令施行後一時下船シ其ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ同一船舶ニ於テ同一ノ職ニ復スル者ニ付亦同シ

前項ノ規定ニ依リ船舶職員トシテ引續キ就職セムトスル者ハ大正十四年十二月三十一日迄ニ又復職セムトスル者ハ其ノ都度左ニ掲クル事項ニ記載セル書面二通ニ就退職ノ期日ヲ證スル船員手帖其ノ他ノ證憑（復職セムトスル者ニ在リテハ就職屆出ノ證明書ヲモ合セ）ヲ添付シ管海官廳ニ屆出テ其ノ旨證明ヲ受クヘシ

一　船舶番號、船種及船名
二　總噸數
三　航路定限
四　船舶所有者、氏名又ハ名稱
五　職名
六　海技免狀ノ種類及番號
七　就退職年月日（就職屆出ニハ退職年月日ノ記載ヲ要セス）
八　屆出ノ事由

第三項ノ規定ニ依リ就職又ハ復職シタル者下船シタルトキハ遲滯ナク管海官廳ニ其ノ旨屆出ツヘシ

管海官廳ニ於テ航路ノ狀況其ノ他正當ノ事由ニ依リ第四項ニ定ムル期日迄ニ屆出ヲ爲スコト能ハサリシモノト認ムル場合ニ限リ期日後ト雖屆出ヲ受理スルコトヲ得

〔參照〕

大正十三年九月二十七日遞信省令第三十九號ハ船舶職員法施行細則中改正ノ件ナリ

五　治安維持

○治安維持法
（大正一四、四、二一　法律第四六號）

第一條　國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條　前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ決行ニ關シ協議ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條　第一條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條　第一條第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條　第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

第六條　前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七條　本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス

○治安維持法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件
（大正一四、五、七 勅令第一七五號）

治安維持法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附　則

本令ハ大正十四年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

○關東州及南洋群島ニ於テハ治安維持法ニ關シ治安維持ニ關シ治安維持ニ依ルノ件
（大正一四、五、七 勅令第一七六號）

關東州及南洋群島ニ於テハ治安維持ニ關シ治安維持法ニ依ル

附　則

本令ハ大正十四年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

○普通出版物取締規則
（大正一四、五、二七 關東廳令第三〇號）

第一條　本令ニ於テ普通出版物トハ新聞紙又ハ雜誌ニ非サル出版物ヲ謂フ

第二條　普通出版物ヲ發行セムトスル者ハ發行ノ日ヨリ到達ニ要スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ著作人又ハ其ノ相續人及發行人連署シ關東長官ニ屆出ツヘシ其ノ內容ヲ變更シテ之ヲ再版セムトスルトキ亦同シ

冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スルモノハ各獨立シタル出版物ト看做ス

第三條　官廳ニ於テ普通出版物ヲ發行セムトスルトキハ發行前ニ製本二部ヲ關東廳ニ送付スヘシ

第四條　普通出版物ノ發行人ハ其ノ末尾ニ著作人及發行人ノ住所氏名、發行年月日發行所、印刷人ノ住所氏名、印刷年月日並印刷所ヲ記載スヘシ

第五條　書簡、定款、社則、學則、引札、番付、諸證書用紙、繪葉書及文書ヲ顯ハササル寫眞ノ類ニハ第二條及第四條ノ規定ヲ適用セス

第六條　普通出版物ニハ安寧秩序ヲ紊リ文ハ風俗ヲ壞亂スル事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第七條　外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ普通出版物ニ掲載スルコトヲ得ス

第八條　關東長官ハ普通出版物ニ掲載シタル事項ニシテ前二條ニ違反スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣頒布ヲ禁止シ又ハ其ノ原版ヲ差押フルコトアルヘシ

前項ノ出版物ハ所轄警察官署ニ於テ差押ヲ爲シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第九條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ發行人及著作人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一　第二條、第六條又ハ第七條ニ違反シタルトキ

二　第四條ニ違反シ又ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ輸入若ハ移入スル出版物取締規則
（大正一四、五、二七 關東廳令第三一號）

第一條　關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ輸入シ若ハ移入スル出版物ノ掲載事項ニシテ公安ヲ紊リ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ關東長官ハ其ノ發賣頒布ヲ禁止シ

又ハ之ヲ差押フルコトアルヘシ

第二條　前條ニ依リ差押ヘタル出版物ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第三條　第一條ニ依リ差押ヘタル出版物ニシテ其ノ差押フヘキ部分ト其ノ他ノ部分トヲ分割シ得ヘキ場合ニ於テ關係者ノ請求アルトキハ之ヲ分割シ差押ヲ要セサル部分ヲ返還スルコトアルヘシ但シ之カ爲必要ナル費用ハ發行人ノ負擔トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○暴力行爲等處罰ニ關スル法律（大正一五、四、九、法律第八〇號）

第一條　國體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ、又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ刑法第二百八條第一項、第二百二十二條又ハ第二百六十一條又ハ第二十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

常習トシテ前項ニ掲クル刑法各條ノ罪ヲ犯シタル者ノ罪亦同シ

第二條　財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ前條第一項ノ方法ニ依リ面會ヲ强請シ又ハ强談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

常習トシテ故ナク面會ヲ請シ又ハ强談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三條　第一條第一項ノ方法ニ依リ刑法第百九十九條、第二百四條、第二百八條第一項、第二百二十二條、第二百三十四條、第二百六十三條第二百六十一條ノ罰ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者及情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條第一項ノ方法ニ依リ刑法第九十五條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本法施行前刑法第二百八條第一項又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ニシテ本法ニ該當スルモノハ本法施行後ト雖告訴アルニ非サレハ其ノ罪ヲ論セス

六　勞働爭議調停

○勞働爭議調停法（大正一五、四、八、法律第五七號）

第一條　左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一　蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二　公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三　公衆ノ需要ニ應スル水道、電話又ハ瓦斯供給ノ事業

四　第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五　其ノ他ノ公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六　陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條　調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條　調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條　勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日內ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ屆出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日內ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ屆出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル屆出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條　委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條　委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第七條　調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條　調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調停審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條　調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日內ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條　調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條　調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條　調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條　調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席說明ヲ求メ又ハ說明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條　調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入リ、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上ノ秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條　第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顚末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラサリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條　行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ勞働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條　第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞働者並其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一　使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

二　勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

第二十條　故ナク第十三條ニ規定スル出席說明又ハ說明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ科料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ科料ニ之ヲ準用ス

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十三條ノ場合ニ於テ虛僞ノ說明ヲ爲シタル者

二　故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者

三　第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條　第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七　借地借家

○借地法及借家法施行期日及施行地區ニ關スル件（大正一四、四、一〇　勅令第一二五號）

左ノ地區ニハ大正十四年四月十五日ヨリ借地法及借家法ヲ施行ス

愛知縣

名古屋市

前項ノ地區外ニ跨リテ築造セラレタル建物アル場合ニ於テハ借地法及借家法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付亦之ヲ適用ス

○借地借家調停法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件

（大正一四、四、一〇 勅令第一二六號）

左ノ地區ニハ大正十四年四月十五日ヨリ借地借家調停法ヲ施行ス

愛知縣

○治安警察法中改正法律

（大正一五、四、八 法律第五八號）

第十七條　削除

第三十條　削除

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

明治三十三年三月十五日公布法律第三十六號治安警察法抄錄

第十七號　左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二　同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停セシメ若ハ勞務者ヲシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ强ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ强ユルカ爲相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第三十條　第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ

八　副　業

○副業奬勵規則

（大正一四、五、九 農林省令第一二號）

第一條　農林大臣ハ農村ニ於ケル副業ヲ奬勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍內ニ於テ道府縣及農林大臣ノ指定スル法人又ハ組合ニ對シ奬勵金ヲ交付ス

第二條　奬勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付道府縣、法人又ハ組合ノ支出スル費用及補助金ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ事項ニ付別ニ國庫ヨリ補助金又ハ之ニ準スルモノノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限リニ在ラス

一　道府縣ニ於ケル副業奬勵ノ事務ニ從事スル專任者ノ設置

一　副業ニ關スル傳習會、講習會、展覽會、共進會、競技會等ノ開設

三　副業ヲ指導スヘキ技術員ノ養成

四　副業ニ關スル調査及試驗

五　副業ニ關スル參考品並副業用種苗及器具機械ノ購入及配付

六　副業品ノ生産及販賣ニ關スル斡旋

七　副業ニ關スル組合ノ設立

八　前各號ノ外農林大臣ニ於テ必要ト認ムル事項

第三條　奬勵金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣、法人又ハ組合ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一　奬勵計畫

二　奬勵金ノ交付ヲ受ケムトスル事項ニ付其ノ計畫ノ内容及收支豫算

前項第二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケテ施行シタル事業ノ成績及其ノ收支決算ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ

第五條　道府縣、法人又ハ組合其ノ交付ヲ受ケタル奬勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサルトキハ其ノ殘額ヲ當該年度後ニ於テ行フ同一ノ事業ニ對シ支出スル義務アルモノトス

第六條　農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ奬勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者第三條第三項ノ規定又ハ補助ノ條件ニ違反シタルトキ

二　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者奬勵金ノ殘額ヲ繰越支出セサルトキ

三　事業施行ノ方法不當ト認メタルトキ

第七條　本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ大正十四年度ニ限リ大正十四年六月三十日迄トス

附錄二

文獻

A 雜誌揭載社會問題關係記事……二一
一 勞働問題……三三
二 農業問題……三三
三 婦人問題……三九
四 產業組合……四一
五 社會主義……四一
六 人口問題……四七
七 勞働法制……四九
八 政治一斑……五〇
九 財政……五四
一〇 經濟一斑……五六
一一 雜……六四
B 大正十四年中出版社會問題關係主要著書……六九
一 社會問題……六九
二 社會主義……七四
三 經濟及財政……七五
四 政治及法律……七七
五 調查及統計……七九

A 雜誌掲載 社會問題關係記事

雜誌名略符解（ABC順）

〔括弧中ノ月ハ月刊、週ハ週刊、月二回、數字ハ年發行回數ヲ示ス〕

文藝—文藝戰線（月）
文化—文化（月）
文明—文明大觀（月）
朝調—朝鮮總督府官房調査彙報
朝鮮—朝鮮（月）
筑豐—筑豐石炭鑛業組合月報（月）
中央—中央公論（月）
紡績—大日本紡績聯合會月報（月）
同志—同志社論叢（三）
エコ—エコノミスト（二月）
婦論—婦人公論（月）
婦勞—婦人と勞働（婦人運動）（月）
原始—原始（月）
東銀—銀行通信錄（月）
志林—法學志林（月）
法論—法學論叢（月）
法學—法學協會雜誌（月）
法政—法政大學論集（三）
兵工—兵庫縣工業懇談會工場研究（月）
家光—家の光（月）
印刷—印刷工聯合（月）
時代—時代（月）
時事—時事經濟問題（月）
自由—自由大學雜誌（月）
海外—海外時報（月二）
通商—海外商報（日刊）
海員—海員（月）
解放—解放（月）
改造—改造（月）
啓明—啓明會パンフレット（月）
經論—經濟學論集（四）
經研—經濟研究（四）
經濟—經濟論叢（月）
經資—經濟資料（月）
國家—國家學會雜誌（月）
國民—國民經濟雜誌（月）
國際—國際知識（月）
國勞—國際勞働（月）
國情—國際事情（週）
公民—公民講座（月）
鑛山—鑛山勞働者（月）
局外—局外（月）
急進—急進（月）
滿鐵—滿鐵調査資料（月）
マル—マルクス主義（月）
民憲—民憲新聞（月）
問題—問題（月）
三田—三田學會雜誌（月）
民族—民族（隔月）
三菱—三菱合名會社資料彙報（不定）
名商—名古屋商業會議所月報
日法—日本法政新誌（月）
日社—日本社會學會雜誌（月）
農研—農業經濟研究（二）
農政—農政研究（月）
大原—大原社會問題研究所雜誌（二）
理財—大藏省理財局調査月報
大銀—大阪銀行通信錄（月）
商工—大阪市商工時報（不定）
大商—大阪商業會議所月報
歷史—歷史と地理（月）
勞文—勞働文化（勞働界）（月）
勞時—勞働時報（月）
勞研—勞働科學研究（四）
勞働者—勞働者新聞（月二）
勞新—勞働新聞（月二）
勞働—勞働（月）
勞運—勞働運動（月）
產業—產業組合（月）
政研—政治研究（月）
青年—青年運動（無產階級）（月）
社研—社會學研究
醫學—社會醫學雜誌（月）
社科—社會科學（月）
社問—社會問題研究（月）
社時—社會政策時報（月）
社會—社會思想（月）
主義—社會主義研究（解放）（月）
史學—史學雜誌（月）
斯民—斯民（月）
新人—新人（月）
新使命—新使命（月）
心理—心理學研究（月）
資料—資料彙報（月）

思想—思想(月)
商學—商學研究(三)
商業—商業及金融研究(四)
職業—職業紹介公報(月)
宗教—宗教と思想(月)
進め—進め(月)
太陽—太陽(月)
農會—帝國農會報(月二)
丁酉—丁酉倫理講演集(月)
哲學—哲學研究(月)
哲雜—哲學雜誌(月)
東亞—東亞經濟研究(四)
土地—土地と自由(月)
統學—統計學雜誌(月)
統計—統計時報(四)
集誌—統計集誌(月)
東電—東京市電氣局調査資料(二月刊)
東工—東京工場懇話會々報(月)
都市—都市問題(月)
東經—東洋經濟新報(週)
我等—我等(月)
早大政—早稻田政治經濟學雜誌
早大商—早稻田商學
財政—財政經濟事報(月二)

一　勞働問題

マルサスの社會政策觀(社時・五五、六〇)　伊東乃
新社會政策體系について(社時・六〇)　永井亨
社會政策の人生觀(社時・六一)　永井亨
社會政策の社會觀(社時・六二、三)　永井亨
社會行政の新領域(社時・六〇)　鈴木義男
勞働問題(人と人・五・一—七)　藤井悌
社會改善の一面觀(人と人・五・七)　惣田太郎吉
社會政策に就て(財政・一二・一七)　長岡隆一郎
產業再建の原理(改造・七・七)　デー・デー・エッチ・コール
民心惡化の根絶策として見たる貧乏論(太陽・三一・七)　安部磯雄
我國勞働問題の解決(公民・一二)　添田壽一
現代思想と社會(斯民・二〇・一一)　藤井悌
社會政策の歸趨(宗教・三・二)　山口正太郎
法律思想の基點としての勞働(志林・二七・六)　牧野英一
社會政策概念の史的發展(早大政・一)　林癸未夫
現代社會政策の基調(日法・二二・六)　圓谷弘
勞働保護政策の激變(新使命・二・七)　古澤磯次郎
我が國に於ける工業能率增進に就て　商工省工務局
能率生活と信仰生活(兵工・一三)　上中甲堂
勞働者募集取締概論(社時・五八—六一)　木村清司
勞働者募集取締令の發布に就いて(人と人・五・三)　吉阪俊藏
工業界の人格問題(兵工・二〇)　牧野虎次
產業福利の現狀と批判(兵工・二一)　石野爲之介
勞働者有給休日制の研究(社時・六二)　前田一
家族手當制度に對する若干の先例(國勞・二・五)
諸國の家族手當制度(勞時・二)
新入職工に對する安全教育(社時・六二)　吉田一杖
新時代の工場監督者(人と人・五・一〇、一一)　惣田太郎吉
工業病の豫防に就いて(人と人・五・一〇、一一)　鯉沼茆吾
メトロポリタン生命保險會社從業員福祉增進施設に就いて(資料・五九)　第一生命保險相互會社
我國に於ける國際勞働協會の活動(國勞・二・一二)　佐原純太郎
工場管理と管理者(兵工・一八)
勞務者持分制度(國民・三九・一)　丸谷喜市

勞働問題の解決策として工場の官僚化を排す（太陽・三一・二）　藤原銀次郎

本邦使用者團體の現狀（社時・五八、九）　森田良雄

思潮の變遷と事業家の責任を論じ工場懇話會に及ぶ（社時・六三）　河津暹

重役賞與と使用人待遇基金（東洋・一一三五）　北澤新次郎

失業對策の二方面（早大商・一）　出井盛之

失業問題解決の根本（エコ・三・一一）　佐倉重夫

我國最初の失業保險制度（エコ・三・二〇）　土方成美

世界に於ける失業保險制度の大要（國勞・二・九）　財部靜治

失業對策としての金融政策（社時・五八）　龜田豐治朗

失業對策と國庫剩餘金（社時・六二）　松田泰二郎

失業緩和の一策としての失業保險（勞働・一四・八）　安積十太夫

失業者統計概說（經濟・二〇・五）　野々村亨

失業統計に就いて（統計・一〇）　大野綠一郎

失業統計に就いて（日社・一八）　大野綠一郎

失業と生產過剩（集誌・五二六、七）　城本三男

吾國現時に於ける失業問題と失業統計（集誌・五二八）　三澤房太郎

深刻化する本年の失業問題（エコ・三・一）　布川靜淵

失業問題に就て（職業・二五）　圓地與四松

失業問題と生產的救濟（公報・二〇）　猪俣津南雄

コール氏の失業問題に關する考察（職業・二一、二）　堀江歸一

失業及犯罪に關する一考察（職業・二二）　出井盛之

七、四七二、三、四）　安田龜一

勞働統計實地調査に關する一考察（統學・四五、六、七、四七二、三、四）　內舘泰三

勞働統計に就て（統計・一三）　松田泰二郎

國際的に見たる生活標準問題（經資・一一・七）　榊原平八

生活賃銀の具體的評定に關して（職業・二三）　長澤柳作

職工及俸給生活者の生計狀態（太陽・三一・七）　水谷良一

貧乏の子澤山（人と人・五・二）　草間時光

家計調査の概要（集誌・五三三）　吉田寧

勞働階級の世帶人員（集誌・五二二、三）　廣池千英

本邦印刷工業勞働事情（社時・五二、四、五、七、八）　吉田寧

本邦酒造工業勞働事情（社時・五六、七）　常松三郎

本邦製糖業勞働事情（社時・五九—六二）　宮崎市八

本邦醬油工業勞働事情（社時・六二、三）

鑛夫に關する諸調査（勞時・一〇）

最低賃銀論（國勞・二・七）

需給關係から觀た賃銀率（財政・一二・二一）

勞働は商品に非ず（急進・一八）

勞働の人格化と賃銀制度（人と人・五・一〇）　吉田　晟
求職者に對する所謂科學的選擇と勞働權の主張との調和如何（商業・三七）　村本福松
勞働と閑暇（早大商・一）　出井盛之
解雇權の濫用と從業規則（社時・六〇）　森田良雄
雇傭關係の內容（兵工・一三）
作業能率と人間力の研究（丁酉・二七八）　高橋孝太郎
作業時間短縮による能率の研究（太陽・三一・一二）　安井正太郎
勞資の對立と民族的對立（我等・七・六）　長谷川萬次郎
勞働移動の統計的研究（社時・五三、四）　前田一
他道府縣への出稼者調（職業・二四）
北陸地方に於ける漁民の季節的移動に關する報告（民族・一・一）　小牧實繁
自由勞働者の失業問題（財政・一二・四）　湊不三男
神戸市に於ける日傭勞働者調査（職業・二一）
日傭勞働者問題に就ての一考察（日社・九）　山口征
自由勞働者の發生とその宿命（我等・七・九）　長谷川萬次郎
監獄部屋と勞働者募集取締（財政・一二・三）　湊不三男
石炭坑內作業場に於ける氣溫及氣濕（醫學・四五八）　南俊治
金屬鑛山坑內高溫、高濕の場所に於ける生理的研究（醫學・四五七）　大場久夫抄譯
晝夜業と血壓、體重（醫學・四五七）　鯉沼茆吾
本邦に於ける工業的金屬中毒（醫學・四五九）　鯉沼茆吾
某硝子工場の衞生學的研究（醫學・四六四）　稲垣敏澄　岡龍太郎共述
常磐地方石炭鑛數箇所の坑內空氣に關する衞生的觀察（醫學・四六三）　北口哲宗
工場の換氣に關する研究（其一）（勞研・二・一）　大西清治
晝夜交代作業の身體的機能に及ぼす影響（四）（勞研・一・四）　石川知福
現代作業制の生理學的批判（勞研・二・一、三）　石川知福
生產曲線に關する研究　週曲線について（勞研・二・一）
同　年曲線について（同右）　八木高次
我邦に於ける產業醫學研究批評　二、三（勞研・二・一）　暉峻義等
權田保之助氏著「勞働者家計の一換型」の榮養學的批判（勞研・二・二）　松島周藏
獨逸紡績業の衞生（勞研・二・二、三）　シュミット　大西清治譯
工業作業に於ける觸覺識閾の變化（勞研・二・三）　桐原葆見
加壓空氣中に勞働する者の疾病に就て（勞時・一〇）
炭坑夫に於ける寄生虫の實驗報告（勞時・四、九）
商業勞働者問題（勞時・三）
石炭山に於ける熱中病又はアカマルに就て（勞時・一一）
低壓及酸素不足が心身作業能率に及ぼす影響に關する研究（心理・三・一、二）　田中寛一
落磐防止について（筑豐・二五〇、一、三）　松坂將之
工場災害の豫防を論ず（東工・二一）　蒲生俊文
工場災害の度數率と輕重率（社時・五四）　勝田一
職業的過度努力とその防止について（勞研・一・四）　八木高次譯
災害保險の發達（社時・五七）　清水玄

俸給生活者問題（經論・四・一）　河津運
恩給の問題（時事・三三）　久留弘三
本邦に於ける官公吏教員及會社員の生計費（集誌・五二三、四）　榊原平八
技術專門家の社會人としての任務（新人・二九七）　片上淳二
教師職業論（丁酉・二七四、八）　立仙藤松
行政整理の犠牲者と新卒業生の就職難問題（中央・四〇・一）　安部氏外六氏執筆
有識階級の失業狀態を如何に見るか（太陽・三一・二）
王子製紙會社の事業と社員待遇法（太陽・三一・一）　天外散史
東京電燈會社の事業と社員待遇法（太陽・三一・二）　同
鮮銀と臺銀社員待遇法（太陽・三一・三）　同
明治生命と帝國生命の社員待遇法（太陽・三一・四）　同
十五銀行と山口銀行の社員待遇法（太陽・三一・五）　同
川崎造船所の社員待遇法（太陽・三一・七）　同
鐘淵紡績會社の社員待遇法（太陽・三一・九）　同
第一銀行の社員待遇法（太陽・三一・一〇）　同
帝國電燈會社の社員待遇法（太陽・三一・一一）　同
名古屋市に於ける少年職業紹介に關する調査（職業・二三）
福井市に於ける少年職業紹介に關する施設狀態（職業・二三）
少年勞働者の待遇と其前途（エコ・三・八）
所謂大阪會議に就て（社會・四・三）　千葉雄次郎
勞働團體總聯合の好時機（主義・三・一）　安部磯雄
如何にして總聯合を成立せしむべきか（勞運・一一）
全國的總聯合の成るの日はいつか（勞文・五月）
總聯合運動と產業別合同（勞新・一）
日本勞働運動の攪亂者を撲滅せよ（勞働・一四・六）
我等の組合旗を揭げて進め（勞働・一四・七）
現下勞働運動に對する現實政策の根據（勞働・一七・三）　松岡駒吉
總同盟紛擾の眞相を闡明す（改造・七・六）　山本懸藏
我等の立場（改造・七・六）　河野密
問題の大會の感想（社會・四・七）
關東同盟大會に於ける我等の退去理由書（社會・四・二）　古澤磯次郎
勞働總同盟分裂の眞相（新使命・二・七）　山川均
日本勞働總同盟の分裂の危機（改造・七・六）　河野密
總同盟の問題について（改造・七・六）　河野密
總同盟大會より紛擾まで（社會・四・五）
日本勞働運動の大觀と總同盟の分裂（社會・四・八）　河野密
總同盟の內紛に就いて（主義・三・一）　水谷長三郎
日本勞働總同盟內紛問題批判（マル・二・六）　山川氏外四氏執筆
勞働總同盟の內訌（エコ・三・九）
再び科學的日本主義に就いて（マル・二・九）　志賀義雄
科學的日本主義の理論に就いて志賀義雄君に答ふ（マル・二・七）　赤松克麿
最近社會運動の轉向に關する考察（解放・四・一）　赤松克麿
重ねて志賀義雄君の愚論を一蹴す（解放・四・二）　赤松克麿
方向轉換はいかなる諸過程をとるか（マル・二・一〇）　北條一雄
方向轉換と政治行動（社會・四・一二）　河野密

勞働者の幸福に對するテロリズムの寄與に就て（商業・三八）　村本福松
日英兩國に於けるテロリズムの實際を批判す（商業・四〇）　村本福松
勞働爭議頻出の新記錄（エコ・三・三）　堀江歸一
勞働爭議調停策（東工・二一）　村島歸之
同盟罷業の量的研究（主義・二・五）
勞働爭議に關する一考察（勞働・一四・九）　河田嗣郎
勞働組合主義と集合契約（經濟・二一・五）　吉本貞一
勞働組合の組織と團體交渉權（エコ・三・二三）
勞働組合二重使命の混同（東經・一一七八）　永井亨
勞働組合の法律上の資格（社時・五二）　永井亨
立法上より見たる勞働組合の機能（社時・五三）　鈴木文治
勞働者と勞働組合（人と人・五・一）　武藤七郎
勞働組合の話（人と人・五・二、三）
勞働者と勞働組合（印刷・二六）　北澤新次郎
政治的勢力としての勞働組合（改造・七・三）　田原藤造
我國の勞働組合に就いて（經研・二・二）　吉田一枝
勞働權と生存權の話（人と人・五・七、八）　中澤浩
生存權の倫理的價値（人と人・五・一二）
勞働運動の新傾向（エコ・三・二）　藤井悌
失業者の激增と勞働運動者の對策（エコ・三・一九）　三宅鄕太
本年勞働運動の回顧（エコ・三・二四）　常松三郎
勞働運動の左傾と右傾（東洋・一一七二）　常松三郎
日本勞働運動の情勢（兵工・一九）　常松三郎
勞働問題に關する私見（兵工・二〇）　常松三郎
勞働組合運動の近情（財政・一二・二）　常松三郎
我國の勞働運動と社會主義（財政・一二・一六）　常松三郎
我國の大陸關係と勞働者階級（社時・五六）　出井盛之
勞働運動の合法化（人と人・五・一）　吉阪俊藏
勞働立法と勞働政黨（人と人・五・一〇、一一）　淺野研眞
左翼勞働運動に就いて（マル・二・一二）　佐野學
我國資金の窮乏と無產階級の對策（解放・四・一）　高橋龜吉
岐路に立つ勞働運動（青年・二三）　宮井進一
日本式勞働運動の創造（勞文・一月）　久留弘三
勞働組合運動の新らしき重點（勞文・四月）　久留弘三
組合運動と團體的訓練（時代・二・四、七）　山川均
少數派運動の意義と戰術（時代・二・一一）　荒畑寒村
關西勞働運動の印象（社會・四・一）　河野密
勞働團體の現に警戒すべき諸點（我等・七・四）
團結權より見たる我國勞働運動の展開（改造・七・五）　北澤新次郎
ドイツ勞働運動の歷史と日本勞働運動の將來（改造・七・九）　レーデラー
委員會組織の過程及將來（太陽・三一・一二）　新田生
我國に於ける最近の勞働運動（公民・一四）　永井亨
大正十四年勞働祭（勞時・五）
金屬勞働組合協議會創立に關するテーゼ（勞新・一〇）
出版勞働、關東印刷兩組合の略史（時代・二・九）

東京市電自治會の指標（改造・七・一）　宮井昌吉
印刷工聯合會の概況（改造・七・一）　延島英一
機械勞働組合聯合會（改造・七・一）　高山久藏
官業勞働組合の現勢（改造・七・一）　川村保太郎
政治研究會の組織と現狀（改造・七・一）　島中雄三
日本勞働總同盟の現況（改造・七・一）　鈴木文治
借家人同盟の現狀（改造・七・一）　布施辰治
日本海員組合に就て（改造・七・一）　米窪滿亮
東京鐵工組合大會（社會・四・八）　平貞藏
總同盟臨時大會宣言（勞働・一七三）
總同盟臨時大會傍聽記（社會・四・一一）　平貞藏
社會連帶主義に於ける任意的組合運動（社時・五三）　增井幸雄
物價高と社會問題（エコ・三・一五）
婦人の常識としての日本社會運動發達史（婦論・一〇・一二）　島中雄三
社會運動と社會進化（兵工・二三）　坂西由藏
社會運動と國民性（人と人・五・一一、一二）　伊東乃我
社會運動の概觀（新人・二九九）　安部磯雄
社會の貧乏と社會仕組（進め・三・四、五）　石川準十郎
自由主義運動を警戒せよ（民政・四）
國際問題に於ける擧國一致の不可能（政治と青年・一七・八、九）　北原龍雄
社會運動の社會學的基礎（新使命・二・二）　古澤磯次郎
大正明治社會運動內面史（解放・四・一）　山崎今朝彌

附錄二　文　獻

勞働者諸團體と農民問題（國勞・二・一二）　宮島義治
最近の傾向と近き將來（改造・七・三）　田邊光次
農主工從へ（改造・七・三）　山川均
勞働組合と農民組合との關係（改造・七・三）　堀江歸一
勞働組合と農民組合の共同戰線（改造・七・三）　安部磯雄
國無產階級の對露運動（國際・五・八）　室伏高信
西に於ける對露運動の回顧（勞働者・一二七）　青野季吉
國際主義の立場に立ちて（國際・五・二）　有馬頼寧
治安維持法は國家を危くす（東經・一一三六）　中村義明
治安法實施後の社會運動（政研・三・四）　赤松克麿
治安維持法の一觀點（我等・七・四）　鈴木文治
はれたる治安維持法案（改造・七・三）　布施辰治
事業家勞働者を識らず（東經・一一七六）　河野密
大山郁夫

我が産業の高級剰員過多を其の負擔の無産階級への轉稼（マル・二・五）　高橋龜吉
勞働問題の現狀と其解決策（新使命・二・二）　河原田稱吉
勞働組合に對する我國資本家の謬見（中央・四〇・一二）　堀江歸一
資本家の勞働運動壓迫策（新使命・二・一一）　堀江歸一
勞働者の企業資本參加（三田・一九・一二）　向井鹿松
工場委員制度研究（經資・一一・一〇）　無産政黨綱領の問題（政研・三・四）
我國勞働教育の現狀（エコ・三・一二）　無産階級政黨の組織形態（改造・七・一）
勞働學校の意義に就いて（文化・八・四）　無産政黨と綱領の問題（改造・七・六）
我國に於ける勞働者教育に就いて（社時・六三）　松下芳男
勞働者教育運動の潮流（人と人・五・六）　中野治雄
勞働教育の使命（人と人・五・一一）　栗野谷藏
我國に於ける勞働教育の失敗（主義・二・五）　中西伊之助
勞働組合の教育運動（青年・二六）　田所輝明
勞働教育の普遍化に就いて（社會・四・一）　松澤兼人
勞働學校論（勞研・二・一、二、三）　ブロンスキー　宮田又兵衛譯
勞働者教育の指導精神（勞働・一七四）
職工數より見たる我國産業の位置（東經・一一七四）　土方成美
生存權と恩給制度（經研・二・一）　川原次吉郎
生存同盟の眞意義を想ふ（人と人・五・八）　林房雄
我國に於ける俸給生活者運動（マル・二・三）　麻生久
社會運動と智識階級（改造・七・九）　山川均
無産政黨は如何なる組織を持つべきか（マル・二・九）　山川均
無産政黨の構成要素に就て（改造・七・六）　山川均
無産政黨の組織過程に就いて（改造・七・六）　山川均
我國勞働黨の組織及其政策（新使命・二・一）　山川均
我が資本家經濟の行詰と無産政黨の産業振興策（改造・七・一一）　島中雄三
日本無産政黨組織の基礎準備成る（新人・二九七）　青野季吉
無産政黨の綱領について（マル・二・八）　赤松克麿
無産政黨組織問題（エコ・三・一七）　高橋龜吉
無産政黨組織の諸原則（勞働・一四・一〇）　德田球一
無産政黨に對する吾等の態度（鑛山・六・八）　常松三郎
無産政黨組織の時機如何（政研・三・一）　三輪壽壯
解散を命ぜられたる農民勞働黨（エコ・三・二四）　荒畑寒村
無産政黨禁止の意義（東經・一一七七）　鈴木文治
無産政黨樹立運動（財政・一二・一七・八）　藤井悌
大阪に於ける無産政黨組織準備委員會（社會・四・九）　石川三四郎
無産政黨と共同戰線（マル・二・一二）
來るべき無産政黨（新人・二九三）
勞働階級の覺醒と政治改革（新使命・二・九）
普選と勞働組合の危機（主義・三・一）

普選實施後の勞働運動（太陽・三一・三）　安部磯雄
普選と新經濟政策（東經・一一四三、四、五、六）　高橋龜吉
國家主義倫理と普選主義倫理（社時・六三）　中込本治郎
黨とは何ぞや（マル・二・七）　ツノヴイエフ
レーニンと大衆（マル・二・八）　高橋貞樹
國家形態と無產者運動の左右系（我等・七・一〇）　長谷川如是閑
無產政黨の將來（東經・一一七〇）　高橋清吾
普通選擧と新無產政黨の將來（社時・五四）　大山郁夫
無產政黨と無產階級意識（新人・二九六）　大山郁夫
全國的單一無產政黨への展望（新人・二九九）　田所輝明
無產階級倫理の基調（青年・二二）　伊藤德三
無產政黨の思想的立場（青年・二五）　佐野學
無產政黨の任務に就て（青年・二六）　猪俣津南雄
無產政黨と社會改造（勞運・一三）　高田義一郎
無產政黨と中產階級（政研・三・一）　大山郁夫
無產階級の保健問題（政研・三・六）　井上健
普選後の政界と無產政黨（民政・一）　山川均
階級と政黨（政治と青年・二六）　鈴木文治
普選案と勞働者階級と覺悟（勞働者・一二九）　片山哲
即時吾等の政黨を作れ（勞新・四）　杉森孝次郎
勞働階級と政治運動（印刷・二五）　大山郁夫
第五十議會と無產階級（改造・七・四）　長谷川如是閑
無產解放過程としての五十議會（改造・七・四）　大山郁夫
無產政黨抑壓法（改造・七・四）　青野季吉
無產政黨の可能及び價値（改造・七・六）　安部磯雄
新政治意識の發生と無產政黨の前途（中央・四〇・五）　大山郁夫
無產政黨の機能と其限界（改造・七・六）　長谷川如是閑
無產政黨運動の基調としての新政治意識（改造・七・八）　大山郁夫
政局の推移と無產政黨運動（改造・七・九）　安部氏外五氏執筆
無產階級の教養問題（中央・四〇・七）　大山郁夫
政治的舊勢力への最部の一擊（中央・四〇・一〇）　野古川生
無產政黨問題に對する吾人の態度（中央・四〇・一一）　布施辰治
無產政黨の政治的自覺（新使命・二・一）　松岡駒吉
無產政黨の組織と其目的（新使命・二・九）　鈴木文治
無產政黨の組織と勞働運動（新使命・二・一〇）　佐野袈裟美
無產政黨組織と政治教育（新使命・二・一〇）　古澤磯次郎
無產政黨の目的と其使命（新使命・二・二）　高群逸枝
無產階級の青年に訴ふ（婦運・三・一〇）　波多野鼎
無產階級の政治運動（宗教・三・二）　櫛田民藏
日本現時の勞働人口と問題の無產政黨（大原・三・二）　堺利彥
無產政黨問題（勞時・一二）　安部磯雄
無產政黨の先驅（改造・七・六）　赤松克麿
無產政黨の擡頭と其發達の經過（改造・七・六）　下中彌三郎
過去に於ける日本無產政黨の綱領（改造・七・六）　下中彌三郎
非政黨同盟の綱領（政研・三・五）　下中彌三郎
非政黨同盟へ（文化運動・一五六）
非政黨同盟の主張及綱領（啓明・二）

水平運動最近の諸問題（新人・二九二）　高橋貞樹
青年團・水平社問題・小作爭議と教育に關する調査研究（文化運動・一五五）　西川喜一
政治研究會の任務に關する要綱（民政・六）
ニユー・プロレタリアン・インテリゲンチヤの眞意義（政治と青年・一一）　羽生三七
ニユー・インテリゲンチヤの態度（政治と青年・一二・三）　荒井邦之助
政治研究會臨時大會傍聽記（社會・四・一一）　平貞藏
第三回全國臨時大會議事錄（民政・六）
支那の紡績職工罷業に就て（社會・四・一一）　伊藤武雄
上海邦人紡績罷業の顚末（社時・五六、七）　久留弘三
在支紡績罷業の一考察（財政・一二・一三）　湊不三男
上海を中心とせる社會思想と支那（兵工・一七）　石野爲之介
支那罷工の特殊事情（紡績・四〇〇）　河瀨蘇北
支那內外綿罷工事情（紡績・三九五）　山崎一雄
上海騷擾事件（紡績・三九四、五、六）　河瀨蘇北
上海に於ける紡績罷業（紡績・三九〇）　及川忠恒
在支邦人經營紡績業に於ける同盟罷業（時事・三三）　伊藤武雄
支那の排外暴動（時事・三六）　伊藤武雄
最近上海に於ける勞働罷業（滿鐵・五・九）　鈴木茂三郎
上海に於ける邦人紡績工場罷工概要（滿鐵・五・三）　ハリ・ウオード
上海に於ける勞働事情（三菱・二〇七）　伊藤武雄
上海に於ける邦人紡績工場の罷業（三菱・二一五）　濱野末太郎
上海勞働者の現狀と勞働運動（東亞・九・一、二）　西澤英一
青島及上海に於ける第二次罷業顚末（滿鐵・五・六）
青島邦人事業の勞働爭議（エコ・三・一〇）
天津裕大暴動の裏面と日支交涉（滿鐵・五・九）
武漢の罷工事件（紡績・三九四、五、六）
廣東兵工廠職工の同盟罷工（滿鐵・五・六）
最近滿洲に於ける勞働爭議（滿鐵・五・六）
北滿洲に於ける勞働運動（財政・一二・二〇、一）
我國無產階級と支那の民衆運動（勞働・一四・七）
支那に於ける排日運動（國際・五・四）
支那の罷業に就て（國際・五・七）
支那の動亂に當面して（國際・五・八）
支那勞働運動に就いての一觀察（改造・七・八）
一九二五年の支那解放運動の背景（社會・四・九）
支那に於ける勞働組合運動（社會・四・四）
支那問題の經濟的觀察（政研・三・六）
社會運動としての支那の動亂（新人・二九六）
支那の勞働者狀態及勞働運動（社會・四・一）
支那に於ける最近の勞働問題（社時・五八）
最近支那の勞働事情と勞働法制（國勞・二・二）
支那排外運動の諸原因（財政・一二・一三）
支那學生の民衆運動に就て（三菱・二四五、二五四）
交通勞働者に對する支那政府の施設（三菱・二六二）

日支關係を中心として見たる支那企業並勞働問題（東亞・九・三）　前田幸太郎

支那の勞働運動と思想的背景（新使命・二・九）　戸叫武

國際勞働機關創立の經過（國勞・二・一、二）　田中盛枝

國際勞働機關の活動とその成績（國勞・二・七）　赤色及黃色共同戰線（社時・五五）

勞働立法國際協會の大會（國勞・二・一・二）　各國勞働教育現況（社會・四・六、七）

國際勞働機關の新傾向（社時・五二、三）　各國無產政黨の成立及綱領研究（社會・四・四）

國際勞働機關の近狀（社時・五七）　田中盛枝

第七回國際勞働總會（國勞・二・七）　歐洲勞働運動の大勢（エコ・三・二二）　水上鐵治郎

第七回國際勞働總會と日本（社時・六〇）　國際勞働東京支局　歐洲に於ける無產者階級政黨組織問題の歷史的發展（マル・二・四、五、六）　都竹要次郎

第七回國際勞働會議を顧みて（未完）（國際・五・一二）　守屋榮夫　ヨーロッパの反動運動（丁酉・二六八、二七〇）　田中盛枝

第七同國際勞働總會（勞時・七）　歐洲の社會運動概觀（早大政・二）　田中盛枝

國際勞働と日本（國際・五・九）　田川大吉郎　英國に於ける賃銀付年休日制に就て（三菱・二二七）　北條一雄

本年の國際勞働總會と勞働者の災害賠償の問題（人と人・五・四）　吉阪俊藏　英國に於ける主要產業の勞働時間及時間外賃率（三菱・二三一）　藤井悌

國際勞働會議より歸りて（太陽・三一・一二）　鈴木文治　英國の會社勞働と待遇政策に就て（大銀・二二九）　鹽澤昌貞

第八、九回國際勞働總會議事項に關する質問書（勞時・一一）　江口孝之　英國の職業紹介所制度（東工・二四）　ピー・ラスカー

各國に於ける失業統計（職業・二四）　英國勞働者の理想（兵工・一九）　マグドナルト

プロレタリアの國際的運動（兵工・一・六、七）　林癸未夫　英國に於ける勞働者企業參加（エコ・三・八）

各國勞働組合運動史（社時・五八、九、六〇、三）　ネストリープチ　最近英國に於ける失業救濟策（國勞・二・一）

國際勞働組合運動の新展開（マル・二・四、五）　林房雄　英國社會思想の變遷と勞働政策（社時・五九）　米本とし枝

勞働組合の國際的結束（主義・三・一）　アール・ボルム・ダット　英國に於ける勞働組合の銀行經營運動（社時・六〇）　長岡保太郎

國際無產青年運動小史（青年・二七）　宮井進一　英國「勞働者教育協會」について（社時・六三）　小島幸治

勞働組合の國際的統一運動（政研・三、四）　水上鐵治郎　英國產業不振と勞働問題（國際・五・七）　下田將美

英國に於ける勞働組合、同聯合會及同協議會の總數（三菱、二〇四）　上田貞次郎
英國勞働組合の現狀（兵工・二〇）　上田貞次郎
英國農業勞働者の組合運動（主義・二・三、四）　ハスバッハ
英國勞働運動（改造・七・五）　河合榮次郎
政治的方面より考察したる英吉利の勞働組合（國際・五・七、九、一〇）　柏木耕一
イギリス獨立勞働黨大會（社時・五九）　水上鐵治郎
英國の平等黨の思想（社會・四・一〇）　波多野鼎
英國に於ける勞働黨の勢力（改造・七・六）　堀江歸一
英國勞働黨內閣の事情（文明・七）　菊池信次
イギリス勞働黨內閣の外交策（大原・三・二）　大內兵衞
英國の炭坑爭議（エコ・三・一五）
英財界を壓する勞働問題（エコ・三・二一）
英國炭坑爭議と世界の採炭業（國勞・二・一〇）
一九二五年イギリス炭坑爭議の意義（社時・六〇—六二）　水上鐵治郎
英國に於ける國有化運動の一期（社時・六〇）　松澤兼人
英國鐵道のナショナルプログラムに就いて（社時・六一）　大江武男
英國炭坑勞働紛議要領（勞時・五）
孟買綿絲紡績工場に於ける總同盟罷業（勞時・一二）
ドイツ社會黨合同の完成（大原・三・一）　森戸辰男
ドイツ諸政黨の社會的背景（政研・三・二、四）　藤井悌
獨逸の勞働者と經濟會議（兵工・二二）　ローゲル・ピカルト
獨逸自由勞働組合會議（勞時・九）
獨逸勞働界の近況（國情・一九六、九）
國民經濟上より觀たる獨逸社會保險（國勞・二・四）　川野溫興
獨逸に於ける職業指導問題（東工・二三）
獨逸に於ける社會保險事業及び社會救護事業に就いて（醫學・四六一）　三田村篤志郎
獨逸國統計局調製の生計費指數方法の改正（理財・一五・七）　飯田忠純
佛國知識階級運動と銀行罷業（エコ・三・一八）
佛國革命概論（歷史・一六・四、五）
スエーデンの集合契約と成績（東工・二四）
瑞西に於ける强制災害保險制度（國勞・二・三）　佐野學
露國に於ける勞働階級の經濟狀態（滿鐵・五・一）　久保田明光
第六回全露國勞働組合會議（勞時・三）
露西亞勞働組合の狀態と其教訓（新人・二九七）　宮本焚香抄譯
ソヴイエット・ロシアの勞働組合（社時・五四）
勞農露國の組合制度（エコ・三・一—四）
革命露西亞の勞働組合（東工・二四）　インゴールス
米國に於ける國民所得分配上より見たる勞働賃銀問題（理財・一五・一〇）　宇野信三
米國に於ける工場管理法の情勢（兵工・一八）
米國產業に於ける勞働時間（國勞・二・六）　森田良雄
米國勞働組合の失業基金制度（社時・五四）

アメリカに於ける成人教育（社時・五六）　澤田謙
勞働組合左黨の態度（社會・四・五）　フオスター　丸岡重堯譯
米國勞働聯合會の年會（勞時・三）
米國の炭坑爭議（エコ・三・一八）
米國に於ける使用者協會の活動（社會・四・九）　松澤兼人

二　農業問題

農業の特質（青年・二四）　三井龍太
農業の本質（社會學研究・一・一）　大內武次
農村問題の本質を論じて福田博士に答ふ（改造・七・一）　那須皓
重農思想に關する一考察（農會・一五・二四）　東浦庄治
非資本家的經濟組織との理論に關する問題（農會・一五・五、一七、一八）　チヤイアイノツフ　東浦庄治譯
「富」の分配の見地より見たる農政問題（承前）（農會・一五・三）　東浦庄治
農村地主階級の將來（產業・二四〇・一）　有元英夫
資本主義治下に於ける我國農業農村の崩壞（改造・七・四）　中澤辨次郎
資本主義と農村（改造・七・三）　河田嗣郎
私有財產制度の一表現としての小作制度（農政・四・一一）　伊藤藤次郎
我國近世の農村問題（社科・一・一）　本庄榮治郎

附錄二　文　獻　三三

幕末に於ける農村狀態の一例（社科・一・七）　本庄榮治郎
我國近世の土地問題（經濟・二〇・五）　本庄榮治郎
近世農村の性質（經濟・二一・二、三）　本庄榮治郎
近世の土地分給政策（經濟・二一・四）　本庄榮治郎
資本主義發生行程に於ける農民一揆（社時・六一）　高橋誠一郎
近世地主の發達に關する考察（法政・一・一）　小野武夫
土地私有の起源（社會・四・九）　林要
耕地所有權の移動に關する一考察（農會・一五・一三、四）　東浦庄治
低落した地價と地代（エコ・三・一四）　トーマス・スペンス
土地公有論（我等・七・一）　森戸辰男譯
我國近世の農民政策（社時・五九）　本庄榮治郎
維新當時の土地國有論（主義・二・五）　安部磯雄
土地所有問題と資料（農政・四・三）　藤高亨爾
土地公有論に就て（農會・一五・二一）　佐藤達也
土地國有に關する諸說概評（經濟・二〇・四）　田島錦治
土地所有權（農會・一五・七）　中川潤治抄譯
土地國有の問題（土地・三七）　小岩井淨
農家の家計費調査（人と人・五・九）　松村勝次郎
米の生產費に就て（農政・四・九）
米は高いやうで安いものである（農會・一五・一三）　稻垣乙丙
農業生產費の研究（農會・一五・一八、九、二〇、一一、三、四）　小林隆平
農業經營調査集計に就て（農會・一五・六）　小林隆平

米生産費資料調査（承前）（農會・一五・一）　農會調査部
米作一段歩當所要勞力賃銀調査（調査彙報・一六）　服鮮總督府勸業模範場
米作生産費調査（同右・一四）　同右
小作料調査（農政・四・一二）　農林省農務局
小作人の文化生活と小作料（農政・四・一二）　宮澤千秋
小作料理論的決定の能否に就て（農政・四・一二）　安部憲吉
標準小作料は農民解放への一歩（農政・四・一二）　杉山元治郎
分益小作制に於ける小作料の一考察（農政・四・一二）　宮川榮一
我邦の小作料と地代法則（農政・四・一二）　坂田英一
小作料に關する理論（農政・四・一二）　澤村康
標準小作料決定の必要（農政・四・一二）　古瀨傳藏
分益小作契約（農會・一五・一、二、三、四、八、一〇）　佐藤達也
小作料の種類を論ず（農研・一・一）　澤村康
農村の衰退と否とを測るべき基準（農研・一・一）　那須皓
農村疲弊の原因と其救濟策（農會・一五・七）　荒川五郎
農村疲幣の一大原因（農政・四・七）　古瀨傳藏
小農階級と勞働階級との利害は合致を期待し得るか（社會・四・五）　八木澤善次
農村の衰微と都市の繁榮（原始・五）　加藤一夫
都會地附近の農業の危機（斯民・二〇・四）　佐藤寛次
産業豫備軍と農民の都市流入（三田・一九・八）　小泉信三
農業勞働の特性と効力（農政・四・七）　半澤耕貫
農業勞働と餘剰（農政・四・七）　永井彰一
農業勞働問題の歸趨（農政・四・七）　三木昇一
農業勞働問題に就て（農政・四・七）　秋守常太郎
農業の幼少年勞働に就て（農政・四・七）　杉山元治郎
朝鮮の農村（産業・二四一）　近藤康男
朝鮮の小作問題と其將來（農政・四・一一）　勝賀瀨質
朝鮮の農民生活（農政・四・八）　豐沛鄉人
朝鮮の農業勞働者問題（農政・四・七）　同右
內地農業と朝鮮米（農會・一五・二一、二、四）　勝賀瀨質
産業第一主義と朝鮮に於ける肥料問題（農會・一五・一六）　大工原銀太郎
農村振興と朝鮮の開發（農會・一五・一三、四、五、七、九、二一）　山崎延吉
慶尙南道に於ける米の生産費調査（朝鮮總督府調査彙報・一六）　河田嗣郎
朝鮮に於ける小作問題（同右・一五）　河田嗣郎
朝鮮の雜種農業（經濟・二〇・四、五）　河田嗣郎
小作問題と朝鮮の小作制（經濟・二〇・二、三）　河田嗣郎
朝鮮の農業金融組織（經濟・二〇・一）　河田嗣郎
小作爭議に就て（農會・一五・二三）　原澄次
最近小作爭議概要（農政・四・三、一一）　農務局發表
小作地返還面積に關する調査（農會・一五・一六、七）　農會調査部
最近小作運動に付て注意すべき事例（勞時・七）　芳流生
新潟縣に於ける小作爭議に就て（斯民・二〇・七）
小作爭議の地理的分布と最近の傾向（太陽・三一・四）
小作爭議の「介入」者（我等・七・六）

小作調停の効果と可能限度（宗教・三・二）　河田嗣郎
小作爭議法の構成及運用（新使命・二・一）　長島毅
小作調停法の階級性（農政・四・一一）　青木惠一
小作爭議調停の概況（農政・四・一一）　藤井傳三郎
調停法の成立と實績（農政・四・一一）　渡邊俥治
小作調停法の意義（農政・四・一一）　田邊勝正
小作調停の實績と今後の問題（農政・四・一一）　小林平左衛門
農村問題と小作爭議（日法・二三・一〇）　寺崎勝治
小作と調停主義（志林・二七・二）　牧野英一
大阪府下の小作爭議と調停實例（農政・四・一一）　梶正雄
小作調停事例の一二（農政・四・一一）　杉山元治郎
同意の申立を行つた南條村の小作爭議（農政・四・一一）　宮澤千秋
小作調停の實際（農政・四・一一）　古瀬傳藏
諸地方に於ける小作爭議調停の事例（農政・四・一一）　松村勝治郎
小作爭議と共取締法規（人と人・五・一〇、一）　田邊忠男
小作爭議解決の種々なる提案と其歸趨（社時・六〇）　太田利一
耕作權の保障と小作組合法（社時・五二）　古瀬傳藏
速かに小作法の制定を要す（農政・四・一一）　山崎延吉
小作爭議と小作法（農政・四・一一）　水本信夫
改造途上の小作法（農政・四・二、三、四、五、六、一一）　高島一郎
大正十三年に於ける農村問題を顧みて（農會・一五・一）　河田嗣郎
昨年の我が農政界（エコ・三・一）　河田嗣郎
勞働組合としての小作人組合（經濟・二一・六）　冬木淑
農民組合事業の一端（青年・二四）　冬木淑
戰線の擴張と組織（青年・二一）　小岩井淨
組織問題の核心（土地・四六）　大西俊夫
日本農民組合大會後記（改造・七・四）　若木八重
日本農民組合（改造・七・一）　那須皓
農民運動の自立（改造・七・三）　平野學
農民運動大觀（新人・二九九）　赤松克麿
農運動當面の第一目標（新人・二九二）　稻村隆一
小農と都市勞働者との利害に就て（青年・二四）　三宅正一
農村青年運動の二力點（青年・二四）　稻村隆一
農民の政治的地位（政研・三・五）　中澤辨次郎
農民生活と政治（政研・三・二）　稻村隆一
無產政黨と農民綱領（青年・二二・二七）
普通選擧實施と農民政治運動の將來に關する考察（農政・四・七）　西川貞一
農民政治運動の基點（政治と青年・一三）　渡邊政之輔
金納と耕作權（青年・二六）　平野力三
耕作の自由と農民の解放（政研・三・三）　中澤辨次郎
農村問題擡頭の背景（農會・一五・六）　東浦庄治
農業者の經濟運動に關する一考察（農會・一五・六）　永井彰一
本邦小作問題の趨勢（農會・一五・二一）　田中博隆
小作問題と地主（農會・四・二）　宮部準次
都市の發達と近接農村問題（農政・四・二）　早川直瀨

農村問題の本質と農村改造策（農政・四・四）　西川貞一
農村勞働問題の内容（農政・四・七）　原田吟平
我國に於ける農村問題の中心點（マル・二・三、四）　稲村隆一
農村問題に關する論綱（マル・二・八）　青野季吉
米價問題と小農階級（主義・二・六）　稲村隆一
農村問題講話（青年・二一）　稲村隆一
小作政治の三ケ年（政研・三・二、三、四）
明治社會史より觀たる農民團體運動の諸相（中央・四〇一三）　小野武夫
封建農民の離村運動（農政・四・七）　小野武夫
幕政時代の土地問題（農政・四・二）　佐藤達也
維新後に於ける農民暴動（農研・一・一）　小野武夫
江戸時代に於ける田畠永代賣買の禁止につきて（經濟・二一・三）　三浦周行
藤田組の兒島灣開墾（エコ・三・一八、九、二〇、一）　片山茂美
舊臼杵藩の地割慣行（農研・一・二）　小野武夫
農業の共同經濟（エコ・三・九）　横山芳介
地主小作の農業共同經營（農會・一五・七）　鈴木常藏
農業經營に關する一考察（農會・一五・一五）
農業經營形態の推移と農業階級構成の移動に關する一考察（社會・四・一〇）　河西太一郎
農業經營の複雜化（農會・一五・三）　小林隆平
農業經營法の革新に及ぶ（農政・四・三）　村上益三
農業共同作業に於ける一考察（農政・四・五）　小松富登
農業の共同經營に就いて（農政・四・一〇）　中川潤治
農村振興と農業經營問題（農政・四・一〇）　小林隆平
中小農業經營改善に就て（農政・四・一〇）　清水及衛
農業經營改善上の根本義（農政・四・一〇）　古瀬傳藏
農村振興と畑作經營改善問題（農政・四・一〇）　板井申生
我農業と共同經營（産業・二三九）　横井時敬
租稅整理と農民負擔（農會・一五・一九、二〇）　野崎新太郎
農家負擔の輕減に就て（農會・一五・一八）　東郷實
村の財政と不在地主との關係についての事例（農會・一五・四）　東浦庄治
政費分擔上より觀たる農政（集誌・五二六）　岡田溫
我が農業經營行詰の史的檢討と轉換方面（中央・四〇・一一）　高橋龜吉
非瑞穗の國の食糧政策（中央・四〇・一一）　中澤辨次郎
食糧政策上に於ける實際的方針の確立（中央・四〇・一一）　安部磯雄
食糧問題と大陸發展策（中央・四〇・一一）　有元英夫
食糧政策の確立（中央・四〇・一一）　堀江歸一
非常時に於ける食糧問題（中央・四〇・八）　安部磯雄
食糧問題の歸趨（農會、一五・一八）　安藤廣太郎
米穀の需給と國立會庫の必要（産業・二三三）　入江魁
米穀の配給狀況に就て（農會・一五・一六）　勝賀瀬質
米穀法改正の必要（農會・一五・五）　矢作榮藏
米穀法の改正と其運用（エコ・三・三）　河田嗣郎

米穀法の改正について（經研・二・四）　猪間驥一
本邦食糧問題と肥料（經資・一一・四）　自作農乎小作農乎（農會・一五・一七、八）　原澄次
何ぞ穀物專賣に進まざる（東經・一一三六）　勞働の立脚地より見たる農業政策の一提案（社時・六〇）　久保田明光
米價の大勢と農業政策（東經・一一五九、一一六〇）　地主階級と農業政策（中央・四〇・一〇）　有元英夫
日本の食料問題（日社・一四）　石原修　農村産業化の必要（中央・四〇・八）　清澤例
食糧問題と畑作經濟（エコ・三・一四）　小野武夫　農村振興の社會的新基準と農業、農民、農村の三問
米價は如何に調節するか（エコ・三・一三）　三土忠造　題（中央・四〇・四）　中澤辨次郎
食糧政策と農業政策（農政・四・九）　岡田溫　農業の將來（改造・七・七）　中島九郎
食料增殖問題と林業政策（經濟・二一・六）　山本美越乃　小作問題（斯民・二〇・一）　石黑忠篤
米價と關稅との關係に就いて（經濟・二〇、六、二一・一）　小作問題の歸趨（改造・七・八）　澤村康
農産物の價格に關する政策（斯民・二〇・三四）　河田嗣郎　日本の經濟生活（産業・二三九）　岡實
農業保護關稅の必要（農會・一五・四）　矢作榮藏　農村振興の根本問題（産業・二三八）　東郷實
關稅定率法の改正について（農會・一五・一）　矢作榮藏　小作問題解決策としての協同的産業組合（産業・二三七）　箭内名左衛門
穀物關稅問題（農會・一五・一五）　岡田溫　農村金融の對策（産業・二三二）　山崎延吉
農村問題と農産物の關稅問題（農會・一五・二〇、二二）　伊藤悌藏　農村振興の基礎（承前）（産業・二三一、三、四）　山本謙吉
本邦重要食糧農産物の改良增殖に關する施設概要（農政・四・九）　間部彰　農業經營改革の盲目的進行に對する社會的歴史的統制の必要及理想（農政・四・一〇）　安田儀作
農産物の大量取引の必要（農會・一五・一二、五）　勝賀瀬質　米の多收穫に就て（農政・四・九）　青木惠一郎
農業に於ける農産物取引の地位（農會・一五・九、一〇）　同　右　たに立案せる鄕邑制（農研・一・一）　佐々木林太郎
農産物取引改善に就て（農會・一五・八）　同　右　新　業勞働問題の將來（農政・四・七）　横井時敬
自作農創定と工業勞働者（農會・一五・一三）　桑田熊藏　民生活改善の前に（農政・四・三）　山崎延吉
中井履軒の自作農創成案（農會・一五・九、一〇）　東浦庄治　協性なき政黨と農業政策（農政・四・二）　東郷實
自作農創定施設と其前途（エコ・三・二一）　安　古瀨傳藏

農業政策と政黨（農政・四・二）　東武
反省を要すべき政黨と農業政策（農政・四・二）　山崎延吉
「政治即生活」への一躙歩（農政・四・二）　那須皓
政黨と農政問題（農政・四・二）　津崎尙武
政黨政治と農政問題（農政・四・二）　小河原忠三郎
政黨の農業政策を論じ農民黨の樹立に及ぶ（農政・四・二）　宮澤千秋
政黨的農業政策の進歩性（農政・四・二）　木村靖二
農村の衰頽と之が救濟策（農政・四・二）　矢島慶次郎
農村の振興と副業問題（農政・四・一）　原田實三
副業組織の農業經營（農政・四・一）　古瀨傳藏
農村改革過程上の二三の問題（農政・四・一）　木村靖二
農村と國策（農會・一五・二四）　添田敬一郎
農業振興新論（農會・一五・一四）　森貞二郎
農業政策の基調（農會・一五・一四）　原澄次
產業立國と農業問題（東工・二二）　末弘嚴太郎
農村振興と五人組制度（農會・一五・九、一〇、一一）　板井申生
農村計畫は國家の急務（承前）（農會・一五・二一—一〇）　山崎延吉
農業の統制にあづかる公私の諸團體（農會・一五・二、三、四、五、八、一〇、一一、一五、一六）　永井新一
農政上より見たる家產制度（經濟・二一・三）　八木芳之助
歐洲に於ける家產運動及家產制度（經濟・二一・五、六）　八木芳之助
農村問題解決案私見（農政・四・七）　荒谷桂吉
小學校を中心とする農村の開發（斯民・二〇・七、八、一〇・一一）　田制佐重
國民高等學校に就て（斯民・二〇・四）　加藤完治
地券制度の利弊に就て（東銀・四七〇）　豐田久和保
家畜保險（農會・一五・二四）　松浦幸也
農村教育論（農會・一五・一七）　田中博隆
小農制度か大農制度か（新人・二九九）　河西太一郎譯
ウイルヘルム・リープクネヒト　カウツキー
社會主義と農業小經營（社會・四・一二）　河西太一郎譯
イエーリングを中心とする土地所有權の權限に關する研究（法論・一三・三、四）　末川博
ダヴイッド「有機的生產と機械的生產」（農研・一・一）　東畑精一
マルキシズムと土地改革（農會・一五・一一、一三）　志賀寬譯
永小作地（農會・一五・一三）　エイチ・シー・グッダール　田邊宗夫譯
中農階級に對して如何なる態度を採るべき乎（社會・四・六）　レーニン　河西太一郎譯
オツトー・フオン・ムユンヒハウゼン（農研・一・二）　小出滿二
農民運動史上に輝くジヨセフ・アーチ（人と人・五・六、七、八）　松村勝治郎
東歐土地改革の結果（農政・四・一）　有元英夫
歐洲に於ける農業勞働組合運動（農政・四・七）　辻誠
獨逸の小作法（國家・三九・二—四）　澤村康
共和獨逸農業改革の基本的法制（法論・一四・二、三）　伊藤兆司
英克蘭の小作法（國家・三九・六—一一）　澤村康

十九世紀に於ける英國の農業人口と地代（農研・一・二）　馬俊治

英蘭農業會議の經過（農政・四・九）　田邊宗夫譯

英國農村に於ける團體の一片（產業・二四二）　小出滿二

佛蘭西に於ける農地の組織と其政策（農研・一・二）　小平杵一

佛國に於ける食糧政策（農政・四・四、五）　入江魁

伊太利農民の共同耕作組合（エコ・三・四、五）

伊太利亞に於ける社會主義者の農業經營（農研・一・一）　高岡熊雄

白耳義に於ける農業家政教育の發達（產業・二三二）

デンマークの農民教育（農政・四・一二）　東讓三郎

丁抹、獨逸、アメリカに於ける農業狀態（朝鮮・一二七、八）　渡邊豐日子

デンマルク農業の現狀（農政・四・二）　平林廣人

ロシアの農民問題と革命の經驗（農政・四・二）　杉野鶴籠

勞農露西亞に於ける農民問題（三田・一九・四）　伊藤秀一

ロシアに於ける農業勞働者（國勞・二・一〇）　エンゲルス著

露西亞の農村共產體と社會革命（社會・四・一）　嘉治隆一譯

經濟上より見たる米國農業の將來（農會・一五・一、三、七）　ホルムス

北米合衆國の農民運動（承前）（農政・四・二）　原田雄一譯

濠洲農業視察記（農政・四・三―六）　坂井辰三郎

農村問題の藝術的方面（斯民・二〇・一一）　近藤万太郎

三　婦人問題

職業婦人の經濟的地位（婦勞・三・一、二、三）　山川菊榮

職業婦人問題の諸相（婦論・一〇・三）　山川菊榮

來るべき時代の女性に就いて（婦勞・三・三）　千葉龜雄

婦人の社會事業に缺けて居るもの（婦勞・三・一）　大山郁夫

無產職業婦人の實際生活と婦人（婦勞・三・二）　布施辰治

經濟上に於ける婦人の立場（公民・八）　井上秀子

婦人問題の意義と影響（公民・二）　河田嗣郎

婦人問題表現の諸方面（公民・九）　河田嗣郎

新興職業婦人の注意と警戒を望む（婦論・一〇・四）　平林初之輔

職業婦人の社會的地位（婦勞・三・六）　川原次吉郎

本所深川貧民窟附近風俗採集（婦論・一〇・一三）　富士辰馬

母性と婦人の勤勞（新人・二九四）

東京市電車自動車女車掌（職業・二六）

職業婦人調査（職業・二三）

神戸市職業婦人調査（職業・二〇）

大阪市內に於ける婦人職業調査（職業・一八）

男子の領域を侵す職業婦人（エコ・三・一二）

職工募集競爭が生んだ職工登錄制度と女工供給組合に就て（經研・二・三）　木村清司

勞働婦人の衞生問題（人と人・五・六）　吉坂俊藏

婦人に於ける生理的週期と作業能（勞研・一・四、二、三）　桐原葆見

綿絲紡績工場の衞生（勞時・六）　野坂龍子
紡績女工の疾病（勞時・一二）　有賀慶熙
女の賃銀はなぜ廉いか（婦勞・三・九）　高田愼吾
岐阜縣下に於る女工供給組合の概況（職業・二五、六）　山崎嶮路
女子勞働問題に就て（兵工・一九）　三木昇一
農村婦人に與ふ（婦勞・三・五）　等々力四郎
婦人解放と農村（農政・四・三、四）　田子一民
農村と女性問題に就いて（農政・四・四）　古瀨傳藏
農村婦人と教育（農政・四・四）
汝の名は農村婦人なり（農政・四・四）
國際勞働問題としての婦人夜業問題（承前）（勞研・一・四）　松本圭一
婦人勞働者の國際的保護（國勞・二・三、四）　山田わか
婦人運動と婦人職業（婦人・六〇）　山川菊榮
無產婦人の組織問題（婦勞・三・一〇）
婦人の組合組織はなぜ困難か（時代・二・九）　バーバラ・ドレーク
我國婦人組合運動の概觀（改造・七・一）　野坂龍子
婦人の公民權とは何か（婦勞・三・二）　久布白落實
婦人參政權運動の婦人運動に於ける地位（婦論・一〇・三）　市川房枝
我國婦人運動內面史（婦論・一〇・四）　爲藤五郎
婦人參政權と政治教育（新使命・二・一〇）　井上秀子
女性の政治的覺醒を望む（新使命・二・一〇）　千葉龜雄
我國に於ける婦人參政權運動史（新使命・二一、二、五、六、一〇、一二）　奥むめお
普選實施の影響と女子參政權問題（太陽・三一・四）
婦人參政權問題、貞操問題其他（中央・四〇・七）　千葉龜雄
長谷川如是閑氏の「婦人參政論」を評す（婦人・五八）　山田わか
獨逸婦人と勞働組合（勞時・一二）
四十五年前の婦人參政權運動（斯民・二〇・二）　福澤泰江
英國婦人勞働組合運動史（婦勞・三・七、八）　山川菊榮譯述
英國勞働婦人の政治的活動（婦論・一〇・一三）　山川菊榮
米國に於ける婦人參政權運動秘史（中央・四〇・四）　石井滿
歐洲大戰中に於ける英國婦人勞働者の賃銀（集誌・五二三、四）　福永義正
米國に於ける婦人勞働運動（國勞・二・五）
露國に於ける母性保護の實際（婦論・一〇・六）　茂森唯士
婦人解放論と正統經濟學說との關係（國家・三九・九、一〇、一一）　香山勇三
婦人解放論に於けるミルの哲學的基礎（法政・一・一）　香山勇三
ミルの婦人論（社會學研究・一・一）　香山勇三
アダム・スミスの婦人論（社時・五七）　永井亨
福澤諭吉の日本婦人論（社時・五八）　永井亨
故外山教授の「神代の女性」に就て（日社・九）　戸田貞三
明治天皇の婦人觀（婦論・一〇・九）　淸澤洌
近代女性の社會的考察（太陽・三一・一一）　新居格
家庭の本質と其の分解作用（婦論・一〇・一）　長谷川如是閑

隷屬的女性文化より創造的女性文化へ（婦論・一〇・四）　長谷川如是閑
家庭保存の論據（婦論・一〇・一）　生田長江
家庭生活の解放（婦論・一〇・一）　上司小劍
女性の文學的要求と社會的要求（婦論・一〇・一〇）　青野季吉
婦人理想鄕物語（婦論・一〇・一三）　澤田謙
反抗中にある婦人（丁酉・二七八）　メーリック・ブース
世界平和の爲に働らく七婦人（文明・八・一〇）
家族制度の一法律觀（婦論・一〇・一）　牧野英一
民法上の家族制度（思想・四五）　中島玉吉
世界各國に於ける離婚制度を述べ我離婚原因の改正に及ぶ（國民・三九・二）　齋藤常三郎
德川時代の婚姻法（國家・三九・九）　中田薫
王朝時代に於ける子女の賣買（法政・一・一）　瀧川政次郎
婦人兒童の賣買禁止（エコ・三・一四）
人道問題の國際的解決（社時・五三）　青木節一
妻の研究（日法・二二・三）　早田正雄

四　産業組合

統計上より見たる我國の産業組合運動（産業・二三九）　金井滿
吾國に於ける産業組合の過程と其の分布（農政・四・八）　河村正
産業組合運動の回顧（農政・四・八）　濱田道之助
原始産業の統一と産業組合の新使命（農政・四・八）　佐藤寛次
産業組合の門戸開放（産業・二四一）　古瀬傳藏
大正十四年の産業組合界（産業・二三一）　佐藤寛次
本邦産業組合の回顧（産業・二三六）　佐藤寛次
組合法發布二十五週年を機とし組合法の根本的改正を望む（産業・二三九）　小平杵一
産業組合の國際金庫設置に關する萬國會議（産業・二三二）
日本産業組合法と對比せる獨逸産業及經濟組合法の概觀（産業・二三九）　濱田道之助
産業組合中央金庫に就て（農政・四・二）　岡本英太郎
産業組合の發達過程（農政・四・八）　宮澤千秋
都市副業の産業組合（農政・四・八）　金井滿
産業組合へ（農政・四・八）　野田兵一
普選後の新社會に於ける産業組合の使命（産業・二三六）　那須皓
産業組合の使命（産業・二三九）　志村源太郎
産業組合の精神（産業・二三六）　志村源太郎
産業組合界に於ける金融問題（産業・二三六）　三輪龍揚
産業組合の萠芽（産業・二三七）　安田儀作
組合運動の將來（産業・二三九）　猪谷善一
産業組合の使命（産業・二三九）　山崎延吉
將來の産業組合（産業・二三九）　西坦恒矩
民衆的機關としての産業組合（産業・二三九）　千石興太郎
目前の諸問題（産業・二三九）　佐藤寛次
産業組合の迷路（産業・二三九）　早川直瀨
産業組合の門戸開放（産業・二四一）　佐藤寛次

産業組合の爲替事業（産業・二四一）　德永一之丞
職工の産業組合（人と人・五・八）　西垣恒矩
産業組合振興刷新に關する要綱（産業・二三九）　産業組合中央會
食糧問題と産業組合運動（中央・四〇・八）　有元英夫
農村振興と産業組合の使命（産業・二三四）　吉田安喜雄
産業組合と農業政策　農研・一・二）　東畑精一
朝鮮統治の經濟的基礎と其隱れたる産業組合（産業・二三五）　猪谷善一
市街地信用組合の現狀について（産業・二三一）　窪田勲
庶民銀行の本質とその問題（都市・一・五）　小幡清金
都市下層金融制としての質屋考（都市・一・七、八）　岡野文之助
協同組合の經營について（産業・二三九）　上田貞次郎
社會運動に於ける協同組合の地位（承前）（産業・二三一）　重政誠之
購買組合の理論及實際（農政・四・八）　千石興太郎
消費組合運動と組合使用人（三田・一九・一一）　町田義一郎
消費者組合運動の話（人と人・五・八）　長岡保太郎
社會主義のための鬪爭機關としての消費組合（新人・二九八）　佐野學
シャルル・ジード傳（産業・二三一、二、三、五、八）　道家齊
外國に於ける婦人の産業組合運動（産業・二三五）　河上肇
國際産業組合婦人協會の報告（産業・二四一）　河上肇
英國消費組合に關する研究（産業・二三二）　篠田七郎
英國産業組合視察談（産業・二三四）　紡方清
英蘭及蘇格蘭卸賣聯合會の發達の概況（産業・二三五）　篠田七郎
英國産業組合聯合機關（産業・二三九）　辻誠
英國協同組合（産業・二四一、二）　尾上四郎
バーミンガムに於ける市營貯蓄銀行の發達（都市・一・三）　岡野文之助
英露産業組合中央保險事業（産業・二三三）
白耳義産業組合小史（産業・二三八）
獨逸に於ける卸賣聯合會の發達概況（産業・二四〇）　篠田七郎
ルーマニア産業組合運動（農政・四・八）　辻誠
ソヴェート露西亞に於ける消費組合の組織（名商・二一一）　山內恭治
大戰時に於ける露西亞の産業組合（産業・二三一）　金井滿譯
同右（社時・五四）
ソヴイーエト・ロシアに於ける協同組合運動（社時・五五）　河上肇
ロシアに於けるコペラチーフの現狀（國情・一六九）　河上肇譯

五　社會主義

資本論第一版と第二版との相違（經濟・二一・三）　河上肇
價値論斷片（我等・七・一）
資本論初版の附錄「價値形態」（我等・七・一〇）　河上肇譯
マルクス資本論略解（續）（社問・五八、六〇、六一、六五、六六、六七）　河上肇
マルクス「剩餘價値學說史」とその學界への貢獻（我等・七・四）　森戸辰男

學說の矛盾と事實の矛盾（改造・七・六）　櫛田民藏
マルクスの價値概念に關する一考察（大原・三・一）　櫛田民藏
マルクス價値論中誤解し易き一句に就て（我等・七・二）　櫛田民藏
資本論劈頭の文句とマルクスの價値法則（我等・七・六）　櫛田民藏
マルクスの價値概念に關する一考察（社問・五九）　河上肇
マルクスの價値論に對する小泉教授の批評の批評（社問・六二）　河上肇
資本論劈頭の文句とマルクスの價値法則（社問・六三、四）　河上肇
三度び勞働費用と平均利潤の問題を論ず（改造・七・四）　小泉信三
四度び勞働費用と平均利潤との問題を論ず（改造・七・一一）　小泉信三
英國に於けるマルクス價値論々爭（改造・七・一一）　小泉信三
勞働價値說に關する一考察（マル・二・三）　マルクス
マルクス價値論に就ての一考察（主義・二・六）　石川準十郎
價値論に於ける矛盾と止揚（經論・四・二）　山田盛太郎
フランツ・ペトリー著「マルクス價値論の社會的內容」を評す（我等・七・一二）　ヒルファーデング　赤松五百磨譯
ヘーゲル及びフオイエルバツハとマルクス（我等・七・六）　ウオルトマン　波多野鼎譯
マルクス辯證法についての一考察（我等・七・九）　岩田義道
唯物的辯證法と進化說（我等・七・七）
唯物論の起原と其史的發展（解放・四・一）
社會科學に於ける唯物論と唯心論（マル・二・五）
歷史的必然の概念に就て（マル・二・一、二）
無產階級唯物論の出發點（主義・三・一）
一社會主義者の認識論（主義・三・一、三）　ヨゼフ・ディーツゲン
經濟學批判の方法論（マル・二・七、九、一一）　福本和夫
經驗批判主義の批判（マル・二・三）　福本和夫
唯物史觀の構成過程（マル・二・二）　福本和夫
レーニンの辯證法（社問・六七）　河上肇
ランゲの唯物論史と倫理（社時・六一）　山口正太郎
マルクスに於ける歷史觀の發展（社科・一・四、六）　波多野鼎
唯物史觀大要（青年・二七）　伊藤德之
マルクスと絕對地代と價値法則（經濟・二一・一）　八木芳之助
產業集中に就てのマルクス說の謬想（經濟・二〇・一）　田島錦治
マルクス階級鬪爭說起源考（三田・一九・一一）　平井新
「共產黨宣言」剽竊問題（三田・一九・六）　平井新
マルクス社會學說の起源並に之に對するヘーゲル、フオイエルバツハ、シュタイン及びブルードンの影響（三田・一九・三）　平井新
社會學的分析の出發點としての生產力（社會・四・九）　ブハリン
資本の社會的性質（經濟・二〇・一）　河上肇
唯物史觀に於ける精神的現象と經濟的基礎（我等・七・一）　波多野鼎

カール・マルクスの唯物哲學（解放・四・二）　高畠素之
ボエーム・バヴェルクのマルクス評（我等・七・四―九）　ヒルファーデング
ケルゼンのマルクス主義批評（國民・三八・六）　赤松五百麿譯
マルクス論の一說（レーニン）（大原・三・二）　平野常治
フォイエルバッハとマルクス（主義・三・二）　細川嘉六譯
フオイエルバッハ論（マル・二・一、二、三、四）　フリドリヒ・エンゲルス
マルクスの一書簡（我等・七・五）　久留間鮫造譯
マルクスの記者生活（我等・七・一〇）　嘉治隆一
マルクスの最後（社會・四・三）　ゾルゲ
マルクス主義の旗の下に（レーニン）（マル・二・四）　田中九一譯
マルクシズムと國家（思想・四〇）　小泉信三
マルクス・エンゲルスの國家論（日社・九）　平野常治
マルクス主義に於ける國家の觀念（社會・四・七）　波多野鼎
一九二五年前半の世界資本主義（マル・二・一二）　リトヴィノフ
國家資本主義（主義・二・三）　茂森唯士
帝國主義國家の現實關係（新人・二九四）　青野季吉
近代的資本主義の矛盾（社會・四・二）　ブハリン
資本主義の危機（社會・四・二）　嘉治隆一譯
階級國家の崩壞過程（我等・七・一一）　シュタイベルク
世界生產體系の變遷に關するバルヴェルクの解釋（大原・三・二）　檜崎輝譯
帝國主義と無產階級（大原・三・一）　河野密
金融資本と帝國主義（國際・五・八）　松下芳男
社會主義國家の階級問題（マル・二・一一）　ブイストリヤンスキー
ラツサアルとマルクス（補遺）（三田・一九・一）　小泉信三
ラツサアルとロオドベルトス（三田・一九・一二）　小泉信三
生誕百年に當れるラツサールの生涯と事業（社時・五六、七）　青木節一
七十五回の誕辰を迎ふるエドワルド・ベルンシュタイン（社時・五六）　カール・カウツキイ
理論家としてのレーニン（大原・三・一）　久留間鮫造
人としてのレーニン（丁酉・二六八）　マキシム・ゴルキー
レーニン（青年・二二・二三）　ジノヴィエフ
人及同志としてのレーニン（マル・二・一）　ジノヴィエフ
レーニニズムの世界觀（マル・二・一一）　デボーリン
マルクスの體系とレーニンの體系（マル・二・一〇、一一）　福本和夫
マルキシズムとレーニニズム（マル・二・一〇）　ジヤン・ステレ
レーニニズムとトロツキーズム（マル・二・四）　荒畑寒村
トロツキーの沒落（主義・二・六）　ルイフ・フイツシヤー
リープクネヒトのマルクス論（主義・三・二）　鈴木厚
フエルナン・ベルチエ（解放・四・一）　石川三四郎
新たに發見されたバクーニンの手紙（社會・四・二）　石濱知行
カーライル批判（我等・七・二―四）　エンゲルス
ゴドキンとウオルストンクラフトの結婚（我等・七・一〇、一一）　嘉治隆一譯
森戸辰男　細川嘉六

ローザ・ルクセンブルグの思出（我等・七・一〇）　櫛田民藏
ローザ・ルクセンブルグの手紙（婦論・一〇・一三）　大内兵衛
私有財産制度について（社會・四・五）　林　要
社會主義分類上の一考察（急進・一八）　高畠素之
論據なきインタアナショナリズム（急進・一八）　遠藤友四郎
再び戰爭と社會主義者（急進・一九）　遠藤友四郎
國家社會主義と國際社會主義（急進・一九）　石川準十郎
社會主義と私有財産（進め・三・三）　石川準十郎
社會主義の社會に就て（進め・三・六）　猪俣津南雄
エルフルト綱領とエンゲルス（社會・四・一二）　嘉治隆一
フランス階級闘爭序文について（マル・二・二）　大木陽一郎
スペングラーの社會主義觀（社時・五七）　稲垣守克
ゾムバルトの「プロレタリヤ社會主義」（三田・一九・四）　小泉信三

社會的及經濟的狀態の反映として見たる社會主義　ロバート・ヴヰルブラント
（社科・一・一、三）　小泉信三
階級と革命（財政・一二・四）　ニコライ・レーニン
理論的闘爭の意義（マル・二・八）　北條一雄
階級及階級闘爭論（マル・二・八）　長谷川萬次郎
私有財産と貴族、市民及び勞働階級（我等・七・四）
大衆の自然生長性と社會民主主義の目的意識性（マル・二・九）　レーニン
社會主義黨と無産青年運動（マル・二・一二）　レーニン（抄譯）
官憲の見たる日本共産黨事件の眞相（解放・四・二）　佐野學
職業革命家といふこと（解放・四・一）　武藤直治
ナカエニズムの一考察（主義・二・四）　稲垣守克
社會黨と妥協政治（主義・二・四）　福本和夫
高田博士の所謂第三史觀を批判す（マル・二・一二）　青野季吉
何を爲すべきかに就て（マル・二・一一）　春田正
社會主義と自由（進め・三・八）　新明正道
社會主義の「自由王國」（社科・一・二）　長谷川如是閑
二元社會に於ける文明の成立と崩壞（改造・七・一）　森戸辰男
ダアキン說に於ける階級性（我等・七・八）　森戸辰男
思想と闘爭（改造・七・一）　桑木嚴翼
カント哲學と共産主義の理論（丁酉・二七五）　アー・ビー・デュット
一共産主義者の主張（丁酉・二七四）　田所輝明
共産主義の方向轉換（青年・二一）　石川準十郎
復歸コムミュニズム檢討（急進・一八）　鈴木茂三郎
チャーチストの運動（政研・三・一）　安部磯雄
基督教と社會主義（新人・二九三）　鵜口熊吉
基督教と社會主義（新人・二九二）　ゼ・ネーション紙
英國及び米國に於ける社會主義（丁酉・二七二）　川原次吉郎
英國フェビアン協會の概況（社時・六三）　西雅雄
イギリスの左翼派運動（マル・二・一一）　富士辰馬
英國は何處へ行くに就て（國際・五・九）　河瀨蘇北
最近支那の赤化傾向（國際・五・六）　柏田忠一
世界の謎支那の赤化（國際・五・一〇）　柏田忠一
支那文化の復光と近時の民族運動（國際・五・一二）

支那騒擾の思想的背景（太陽・三一・一〇）　神田正雄
支那學生運動と共産派（改造・七・七）　松本鎗吉
孫江二氏の社會主義（三田・一九・一二）　及川恒忠
ギルド社會主義の出現（文明・一〇）　ヂー・エッチ・コール
修正派社會主義概論（三田・一九・五）　金原賢之助
ベルンシュタインの經濟形態論（日法・二二・九―一二）　松下芳男
獨逸共産黨の政策（社時・五五）　稲垣守克
ドイツ社會主義運動の近況（社時・五七）　水上鐵治郎
獨逸社會主義の消長（マル・二・一）　高橋貞樹
獨逸社會民主黨小史（マル・二・一）　村上保
アウグスト・ベーベルと社會民主黨前史（我等・七・七）　堀眞琴
佛國C・G・Tの成立まで（主義・二・五）　千葉雄次郎
C・G・Tの組織（主義・二・六）　石川三四郎
佛國C・G・Tの發達と人物（主義・三・二、三）　石川三四郎
修正派としてのサンヂカリズム（早大政・一）　石川三四郎
ロバート・オーウエンとシモン・ド・シスモンディの比較（社科・一・一）　五來忻造
スチルナアの政治思想（原始・九）　猪谷善一
ブランキズムとマルキシズム（社時・五七）　百瀬二郎
ロバート・オーウエンの社會哲學（社時・六〇）　小泉信三
ユートピアに於ける統計調査（社時・六三）　北野大吉
獨逸革命の前（社會・四・八）　猪間驥一
佛國C・G・Tの成立まで（主義・二・五）　千葉雄次郎
C・G・Tの組織（主義・二・六）　石川三四郎
佛國C・G・Tの發達と人物（主義・三・二、三）　石川三四郎
修正派としてのサンヂカリズム（早大政・一）　五來忻造
ロバート・オーウエンとシモンディの比較（社科・一・一）　猪谷善一
スチルナアの政治思想（原始・九）　百瀬二郎
ブランキズムとマルキシズム（社時・五七）　小泉信三
ロバート・オーウエンの社會哲學（社時・六〇）　北野大吉
ユートピアに於ける統計調査（社時・六三）　猪間驥一
社會主義進化に於けるアナーキズムの位置（新人・二九二）　クロポトキン
無政府主義者は如何答へるか（勞運・七―一三）　岩佐作太郎
近世無政府主義者（勞運・一三）　井口哲郎譯
吾等の自由と連帶責任（勞運・一三）　石川三四郎
クロポトキンの倫理學（我等・七・一）　森戸辰男
ニュー・ラナーク講話（大原・三・一）　大林宗嗣
治安維持法と社會民主々義（我等・七・三）　森戸辰男
社會主義鎮壓の先例（財政・一二・五）　常松三郎
露西亞革命の歴史的意義（財政・一二・一）　小泉信三
ロシア革命に就て（マル・二・一一）　レーニン
勞農露國に於ける政治組織の概要（名商・二一一）　山内恭治
勞農露西亞と列國の狂亂（新人・二九二）　エス・スレバツク
ソヴエート・ロシアの統治組織（我等・七・五）　ザマヤトニン
露國當面の構成問題（文化・八・四）　荻野伊八譯
露國の中央諸機關（滿鐵・五・一）　茂森唯士
露國國際關係の變遷（國際・五・二）　富士辰馬
露國採算主義と露國の外交（國際・五・五）
勞農露國に於ける利權法規及其運用（海外・二三）　守屋榮夫
ソヴエート制極東（日露協會學校研究所）　ヒー・エフ・ウオード
革命後の露西亞（斯民・二〇・一二）　播磨柳吉
ロシアは資本主義に復歸するか（丁酉・二七五）　田中九一
トロツキズム對レニニズムの思想戰（改造・七・四）
ロシア勞働組合の現狀（社會・四・一一、一二）

ロシア社會民主勞働黨の分裂と發達（社會・四・六―八）　嘉治隆一

サヴエートの世界史的意義（社會・四・三）　ニコライ・レーニン

露國地方自治體の組織（政研・三・三）　山村喬譯

露國共產黨の內訌とトロツキー（新人・二九三）　茂森唯士

露國留紙幣の過去、現在及び將來（東銀・四七五、六）　德永淸次

ソヴエート露西亞に於ける一九二五―二六年度商業の役割と商品運轉に關する問題（滿鐵・五・一一）　田中九一譯

最近ロシアの經濟と貿易（國情・一七六）　增田正雄

ソヴイエト露西亞の經濟事情概觀（大商・二一二、三）　川上俊彥

對露通商に關する考案（大商・二一八）　高木氏外二名執筆

最近露西亞經濟事情一班（大商・二二）　米田實

新經濟政策實施後の範圍（エコ・三・三）　水野廣德

露國新經濟政策の深化（國際・五・七）　安部磯雄

將に實施せられんとする勞農露西亞の新々經濟政策（滿鐵・五・七）　高橋龜吉

新經濟政策實施以後のロシア經濟（經資・一一・九）　富士辰馬

「ヴ・ナロツト」と其後の革命的社會運動（三田・一九・一〇）　伊藤秀一

露西亞の社會保險（社時・五二）　森田良雄

ロシアの國營キネマ（我等・七・五）　細谷雄大

勞農露西亞の教育制度（宗教・三・一）　四宮恭二

ロシアに於ける非宗教主義の勝利（丁酉・二六九）　スタンレー・ハイ

ボルシエヴキキと宗教との對抗（國際・五・二）　本莊可宗

英國組合代表者の露國觀（社會・四・九、一〇）　芦田均

今日の露西亞（國情・一七二）　山川均

赤露印象記（太陽・三一・四、五）　エス・スレパツク

勞農露國の現狀（太陽・三一・三）　河野密

日露新提携と其將來（國際・五・三）

露國の實狀と日露關係（エコ・三・四）

日露基本協約の齎すべき利益（中央・四〇・三）

日露復交に對する直感觀（中央・四〇・三）

日露の提携を支那まで及ぼせ（中央・四〇・三）

日露提携の經濟的意味（中央・四〇・三）

日露新規約に依つて展開さるゝ各種の新局面（中央・四〇・三）

日露協定の成立（改造・七・三）

日露交涉の過去、現在及將來（改造・七・一）

日露運動をどう見るか（勞働者・一二七）

日露國際紀要（文明・二）

日露協約（時事・三一）

日露協約の經濟的効果（エコ・三・四）

日露國交回復に際して（政研・三・三）

新日露條約の意義（政研・三・二）

日本の勞農露國承認の意義（マル・二・三）

六　人　口　問　題

生存權對人口法則の問題（國民・三八・一、二）　高柳松一郎

人口問題（國民・三八・一、二）　エス・スレパツク

人口問題（國民・三八・一、二）　大山郁夫

人口問題（國民・三八・一、二）　ボイチンスキー

人口問題（國民・三八・一、二）　南亮三郎

藤村學士著「人口論マルサス說の研究」を讀みて（國民・三九・四）　南亮三郎
社會改良論としてのマルサス人口論（國民・三八・六）　南亮三郎
人口學說史上に於けるグローント及ペチイ（三田・一九・五）　高橋誠一郎
人口增加と社會進步（社時・五六）　高橋誠一郎
人口理論數式に就て（醫學・四五七）　熊谷直三郎
ジエー・エス・ミルと新マルサス主義（經濟・二一・一）　岡崎文規
出生率の一考察（經研・二・一）　中川友長
人口理論の社會的背景（早大政・一）　久保田明光
男性出生の優越に就て（集誌・五二九、五三一）　H・W・メトルスト
ライト教授の人口論（社科・一・二）　竹村豐太郎
人口過剩に關する若干の考察（經論・四・二）　矢內原忠雄
本邦人口過剩問題（改造・七・一二）　高野岩三郎
我國人口問題の眞相（國際・五・二）　竹島雄三
人口より見たる我が產業の位置（東經・一一七四）　矢內原忠雄
貧富別及職業別より觀たる生活率及婚姻年齡の研究（日社・一三、一五）　古山利雄
勞働階級婦人の出產に關する調査報告（勞研・二・二）　暉峻義等
東京市に於ける幼兒死亡率に就て（日法・二二・一六）　早田正雄
我國の平均婚姻年齡（統計・一〇〇）　善生永助
朝鮮の人口分布（朝鮮・一二四）　戸田貞三
家族的生活者と非家族的生活者（社時・六二）　土屋喬雄
秋田藩及鹿兒島藩の人口政策（國家・三九・三）　浅見登郎
アダム・スミスの植民地論（經濟・三・四）　矢內原忠雄
スミスの植民地論に關し山本博士に答ふ（經論・四・二）　矢內原忠雄
矢內原教授の「アダム・スミスの植民地論」を讀みて（經濟・二・一四）　山本美越乃
スミスの植民地論に就いて矢內原教授に教を乞ふ（經濟・二一・五）　長田三郎
農村問題としての植民政策（新使命・二・一二）　稻垣昌植
內外植民地案內（職業・一八、一九）　山內隆一
ジュネーブ議定書問題と移民問題（國際・五・一一）　宇佐美珍彥
植民は布教より（商業・四〇）　長田三郎
ブラジル移民論（中央・四〇・一）　高岡熊雄
ブラジルに於ける移住地建設に就て（三菱・二一〇）　永田稠
植民地勞働者と國際立法（滿鐵・五・一）
二重國籍問題と我改正國籍法批判（中央・四〇・一二）　高柳賢三
米國移民法についての再考察（中央・四〇・四）　高木八尺
移民問題と太平洋の平和（改造・七・一二）　高柳賢三
米國新移民法に就て（法論・一三・二）　末廣重雄
千九百二十四年の米國移民法に對する國際的觀察（國際・五・五）　乾精末
失敗に終り易き內地植民（エコ・三・一六）　稻田周之助
來るべき內地植民問題（エコ・三・一三）
歐米人の日本植民政策批判に就て（早大政・一）

支那人に關する統計的觀察（承前）（統學・四六三、四、五）　宮本基
戰時獨逸內地植民制度の改革（農研・一・二）　伊藤兆司
伊太利移民の研究（經資・一一・二）
エーゲ海の側岸に於ける刻下の民族大移動（早大政・一）　煙山專太郎
レーニンと民族問題（マル・二・一）　スターリン
人口過剩と移民と人種的軋轢（國情・一七〇）
ユダヤ人問題（大原・三・二）　カール・マルクス　久留間鮫造譯
亞細亞の民族運動とモスクワ（國際・五・八）　富士辰馬
民族と民族との結合（國際・五・一）　三好豐太郎

七　勞働法制

勞働立法に對する吾等の態度（勞働・一七三）　片山哲
ブルジョア政府の勞働立法（新使命・二・一二）　布施辰治
勞働法規の概觀（兵工・二〇、二二）　木村淸司
勞働立法と工場法（兵工・一九）　吉及俊藏
工場法の批判（兵工・一四）　石原修
法律に於ける個人的と社會的（改造・七・三）　牧野英一
物權法と無產者階級（我等・七・四、六）　アントン・メンガア　二人の法律家譯
法律に於ける階級鬪爭（我等・七・一）　平野義太郎
言論自由の障害（政研・三・二）　秦滿
古今無双現行惡法全集（解放增卷第一號）　末弘嚴太郎
勞働協約の研究（承前）（社時・五二—五七）　末弘嚴太郎
國際協約關係小見（商學・五・二）　末弘嚴太郎
勞働組合の目的と共使命（新使命・二・一一）　末弘嚴太郎
勞働組合法論（新使命・二・二、三）　末弘嚴太郎
勞働組合法案（時事・三九）　赤松克麿
勞働組合法論（改造・七・二）　永井亨
勞働組合の法律上の地位（改造・七・四）　藤原銀次郎
勞働組合法制定に關する諸問題（改造・七・一〇）
我國の勞働組合と勞働組合法（社時・六一）　堀江歸一
勞働組合法に就て（兵工・一三）　武藤七郎
我國の現狀と勞働組合法案（資料別冊一六）　堀江歸一
勞働組合法と企業家（東經・一一六八）　福田敬太郎
資本家と勞働組合法（エコ・三・二〇）　河田嗣郎
勞働組合法を骨拔きとする者（エコ・三・一九）　河原田稼吉
妥當者勞働組合法（エコ・三・一八）　長谷川如是閑
勞働組合法問題（國民・三・八一）　波多野鼎
勞働組合法案を評す（經濟・二一・四）　山岡万之助
進步せる新勞働組合法（新使命・二・一〇）　林癸未夫
憲政內閣と勞働組合法案（我等・七・九）　平野義太郎
勞働爭議調停法案に就て（宗教・三・三）
勞働爭議調停法（時事・三二）
同盟罷業の犯罪條件（新使命・二・二）
治警第十七條制定當時の帝國議會（社時・五四）
勞働爭議と爭議調停法（志林・二七・一）
勞資双方より見たる勞働爭議調停法案（エコ・三・一九）

不徹底なる勞働爭議調停法（東經・一一三三）　三輪壽壯
治安維持法案に就て（政研・三・二）　清瀨一郎
治安維持法案に就て（東工・二一）　牧野英一
治安維持法案（志林・二七・一一、一二）　末高信
各國の法制に於ける社會保險の適用範圍（國勞・二・一一）
英國社會保險の現行制度及其改造（早大商・二）　末高信
十九世紀末獨逸に於ける社會保險創設の時代及其萠芽（早大商・一）　末高信
健康保險法の改惡（東經・一一三四）　長永義正
支那の工會條例に就て（財政・一二・一五、一六）
支那政府の工會條例草案（滿鐵・五・八）　三井合名會社
米國勞働組合法綱要（資料・六〇）

八　政治一斑

法律哲學の法學的方面（法學・四三・二）　アレキサンドロ・レヴイ　高柳賢三譯
シュタンムレル「法律哲學論文講演集」及び「法律哲學練習」（社科・一・三、四）　田中耕太郎
現代獨逸に於ける法律哲學の諸傾向通覽（法學・四三・八）　杉山茂顯
カント法律哲學（日法・二二・一四）　山下博章譯
「文化」概念の法理學的意義（志林・二七・一二）　小野清一郎
最大價値獲得の原則と規範法學の原理（社科・一・二）　中野登美雄
デュギーの法理思想（同志・一八）　中島重
法の規範性と事實性（同志・一六）　今中次麿
法律及經濟の一元論的考察（商學・五・二）　山內正瞭
行政學の本領と法律學の使命とに關する人生觀的考察（法論・一三・一、二）　田村德治
正義及法律感情について（國家・三九・五、六）　小野清一郎
法律に於ける科學と技術（國家・三九・八、九）　宮澤俊義
不法行爲の成立要件として觀た權利侵害（法論・一三・四、一四・一）　末川博
ローマ法に於ける權利行使に關する原則として、シカーネの禁止（法論・一三・六）　末川博
權利濫用禁止の理論的考察（法論・一四・五）　末川博
法律に於ける目的（法論・一三・五）　市村光惠
ケルゼンの學說より見たる形式的法律と實質的法律（法論・一四・三）　黑田覺
法の錯誤に就て（法論・一四・六）　宮本英脩
法律の錯誤と犯意との關係に就て（志林・二七・七）　山口嘉夫
緊急避難に就て（志林・二七・四）　平野義太郎
占有に於ける自力救濟（志林・二七・五）　平野義太郎
デル・ヴェキオの「自然法」（志林・二七・八―一〇）　平野義太郎
自然法の私法に對する通用について（法學・四三・九）　平野義太郎
ヴントの「所有權と民事的統制組織」（社科・一・三）　平野義太郎
法律の發達に於ける判例の職能（志林・二七・一―五、七―一一）　牧野英一
法律の種々相（志林・二七・三）　牧野英一
法律の進化と其社會的意義（志林・二七・四）　牧野英一

個人的と社會的（志林・二七・七）　牧野英一
法律的知識に於ける合理性と常識（中央・四〇・七）　牧野英一
文化現象としての法律（志林・二七・二）　鈴木義男
法律に於ける階級鬪爭（志林・二七・五）　鈴木義男
法律文化の新展望（改造・七・九）　鈴木義男
最近の法律學と王道・覇道（志林・二七・六）　小野清一郎
法律解釋の價値論的考察（志林・二七・一一、一二）　横田喜三郎
法律の解釋と社會の目的（日法・二二・五）　島田武夫
法律的價値判斷（日法・二二・九）　島田武夫
觀念法學の提唱（日法・二二・一〇）　島田武夫
私法學の對象と方法とに就て（社科・一・四）　廣瀨嘉夫
デュギーの「公法の進化」（社科・一・七）　板倉進
日本親族法の特質（商學・五・二）　山口弘一
英法上の Dower（法論・一四・四、五、六）　豐浦與七
相續法の改正について（法學・四三・一一、一二）　穗積重遠
グローテイウスを基點として（志林・二七、六）　牧野英一
刑法に於ける正義（志林・二七・一）　小野清一郎
公刑罰の成立について（志林・二七・九）　小野清一郎
資力なき刑事被告人の辯護（社時・五四）　小野清一郎
權利の觀念に對する一考察（志林・二七・九）　岡松成太郎
國際私法上に於ける國籍衝突問題（法論・一四・二）　跡部定次郎
マックス・ウェバアの國家概念（國家・三九・一二）　堀眞琴
ケルゼンに於ける Staatslehre の地位（國家・三九・一二）　堀眞琴
モンテスキューの Les principes des gouvernements の觀念に就て（法學・四三・六）　松平齊光
勢力均衡に就ての一考察（國家・三九、一一、一二）　神川彥松
ヤング教授の國家論（日法（二二・七、八、九、一一、一二）　淺野研眞
行動の體系としての國家（我等・七・一〇、一一、一二）　長谷川萬次郎
如何にして國家學は學として可能なるか（改造・七・一）　横田喜三郎
ハインリッヒ・リッケルト
國家の永續性（改造・七・九）　高田保馬
國家と社會化（公民・九）　森口繁治
ヘーゲルの宗教論及び宗教と國家との關係論（丁酉・二六八、九）　紀平正美譯註
政治と國家（法政・一・一）　戸澤鐵彥
「完成」の思想（國家・三九・一二）　杉山茂顯
國家の統制論（同志・一七）　今中次麿
國家概念の一考察（法論・一三・六）　黑田覺（抄譯）
ゲオルグ・マイヤー著「國家と既得權」（法論・一四・五、六）　淺野正一
多數者政治に於ける形式と實質（早大政・二）　高橋清吾
政治科學及び政治の概念について（早大政・一）　高橋清吾
文化科學としての政治學の方法論（國家・三九・五）　横田喜三郎
英國政治學界の現狀（國家・三九・五）　奥平武彥
"Institute of Pacific Relations"に就て（國家・三九・一二）　高木八尺

ジャンボーダンの政治思想（承前）（日法・二二・一、二、三、五）　松平齊光
三權分立の現代に於ける意義（社科・一・一）　鈴木義男
我國に於けるデモクラシー諸制度の將來（政研・三・一）　蠟山政道
憲法上の「自由權」の比較研究（同志・一七、一八）　高橋信司
抵抗權史上に於けるケルロック（我等・七・二）　宮澤俊義
政治現象を基礎づける變態的感覺（改造・七・五）　長谷川如是閑
新政治意識の倫理的基礎（改造・七・七）　大山郁夫
ショルレンベンガーの政黨論（法論・一三・五）　朧谷峻嶺
政治的シュテーションに當面して（中央・四〇・四）　杉森孝次郎
國際主義に對する一貢献（中央・四〇・一三）　高木八尺
政治と道德（丁酉・二七三）　友枝高彦
對新領土政策（公民・八）　山本美越乃
新井白石の政治思想（歴史・一五・五）　栗田元次
江戸幕府の對外政策（史學・三六・一二）　井野邊茂雄
日本政治史における中央主義と地方主義（中央・四〇・一三）　澤田謙
大名から民衆へ（我等・七・六）　尾佐竹猛
佐藤信淵の國家專賣法（三田・一九・五）　瀧本豐一
律令の土地制度並に租税制度と家人奴婢との關係について（法學・四三・四、六）　瀧川政次郎
明治初期政治學關係文献概目（國家・三九・一二）　吉野作造
法律社會學より見たる公私の契約（國家・三九・六）　杉山章三郎
領土權及土地所有權の廢滅の方法と其效果（國家・五）　稲垣守克
西南戰爭前後より憲法發布に到る政治思想（國家・三九・三）　山田止才三
貴族院改革の限度（國家・三九・一）　上杉慎吉
貴族院改革と勞者問題（社時・五三）　五來忻造
日本の貴族政治沒落の過程（中央・四〇・五）　長谷川如是閑
貴族院改革の原理（公民・三）　占部百太郎
第二院の問題（承前）（法論・一三・二）　佐々木惣一
貴族議員の互選方法に就て（法論・一三・二）　森口繁治
樞密院論（國家・三九・三、五）　美濃部達吉
既成政黨に對する樞密院の機能（政研・三・七）　大山郁夫
議員の職業別（青年・二〇）　清瀬一郎
資本主義政黨打破論（新使命・二・一〇）　武藤山治
政治經濟道德の因果關係（公民・一〇）　坂千秋
選擧法の研究（承前）（日法・二二・一―一二）　森口繁治
少數者の權利（公民・二）　三德岩雄
現代代表制度の檢討（政研・三・一）　小野塚喜平次
職能代表と國會の組織（國家・三九・一）　森口繁治
代議制度の發達と比例代表並に職能代表（社時・六〇）　高橋清吾
多數者政治に於ける二つの根本的現象（社時・五九）　森口繁治
比例代表法の研究（承前）（法論・一三・三―六、一四・一）

普通選擧法要綱（改造・七・五）　坂千秋
兩院協議會に於ける普選審議（改造・七・五）　石井謹吾
帝國議會に於ける普選運動略史（改造・七・五）　林田雲梯
普選に反映したる日本の政情（改造・七・五）　山川均
普選實施後の影響（公民・四）　尾崎行雄
普通選擧法の罰則解義（改造・七・五）　三宅正太郎
貧困に因る缺格の勞働權（改造・七・五）　清瀨一郎
普選法中の缺格者に就て（大原・四・二）　高田愼吾
選擧の機密に就て（國家・三九・一〇）　宮澤俊義
日本の外交的環境（中央・四〇・一）　米田實
最近政變の事實と批判（改造・七・九）　馬場恒吾
普選實施後既成政黨の政綱はどうなるか（改造・七・五）　關口泰

政治過程の盲目的進行に對する意識的統制の必要及その目標（改造・七・四）　大山郁夫
滅びゆくものゝ道（中央・四〇・九）　大山郁夫
政黨の現象と性慾の現象（我等・七・六）　長谷川如是閑
既成政黨打破と新自由主義（新使命・二・四）　清瀨一郎
我國に於ける政治運動の將來（公民・六）　永井亨
政黨軍閥に降服す（中央・四〇・六）　渡邊鐵藏
互助作用の支配と軍國組織の崩壞（我等・七・三）　長谷川萬次郎
軍閥政黨化の過程（我等・七・五）　長谷川如是閑
議會無能の根本原因と其對策（社會・四・七）　丸岡重堯
ブルジョア議會主義の本質的特徴（政研・三・二）　三德岩雄
自治政治の本質的意義（政研・三・三）　安部磯雄
法律に於ける回顧的と展望的（社時・五二）　牧野英一
日滿關係の過去現在及將來（經資・一一・一）
關東州租借地と領事裁判權（滿鐵・五・五）
朝鮮統治の實績と施設方針（東銀・四七〇）　下岡忠治
支那關稅會議に直面して（中央・四〇・一一）　太田正孝
支那關稅自主權と日本の對支經濟關係（改造・七・一二）　堀江歸一
支那關稅政策と日本（エコ・三・一七）　堀江歸一
支那關稅會議と其對策（エコ・三・二〇）　木村增太郎
支那の關稅改正と我對策を論ず（東亞・九・四）　木村增太郎
支那關稅問題（早大商・二）　小林行昌
支那關稅問題と日本（改造・七・一〇）　武藤山治
支那の關稅自主運動と日本資本主義經濟の運命（改造・七・一〇）　高橋龜吉
關稅特別會議に就て（經濟・二一・五）（公民・一三）　末廣重雄
停頓に至るまでの支那關稅會議（三菱・二六六）
日支親善と對等條約（國際・五・一〇）　水野廣德
支那問題に就て（公民・九）　武藤山治
支那問題の重點（中等・四〇・一〇）　松井等
支那に對する門戸開放主義（經資・一一・五）
支那の對外運動と其立體的考察（中央・四〇・一〇）　小村俊三郎
支那治外權問題（國情・二〇四）
不平等條約改訂及十三ケ條要求に就て（滿鐵・五・七）

支那排外運動に關し支那對外交團の公文書及聲明の要旨（滿鐵・五・七）　堀江歸一
支那最近の國貨提唱運動概況（三菱・二五・六）
日支兩國の經濟的關係（エコ・三・一九）
支那排外の眞相と將來（エコ・三・一七）
支那排外運動の惡化（エコ・三・一二）
支那の排外運動に對する根本方策（經濟・二一・三）　作田莊一
支那の國權問題と英米の政策（中央・四〇・一〇）　米田實
支那の國權回復問題（改造・七・八）　米田實
支那の國權回復運動に就て（法論・一四・一）　末廣重雄
國債關係の現狀に對する支那の不平と要求（改造・七・八）　米內山庸夫
支那侵略（大原・三・一）　細川嘉六譯
日本の東洋政策に就いて（改造・七・三）　戴天仇
法律紛爭及び政治的紛爭に關して（國際・五・七、八）　立作太郎
歐洲の平和と日本の地位（國際・五・一二）　高木信成
產業主義と當來の國際關係（國際・五・一〇）　早坂二郎
國際紛爭調停手續の研究（國際・五・一二）　阪本瑞男
歐米に於ける政治思想の激變（新使命・二・八）　鹽澤昌貞
國際平和運動を論じて日米關係に及ぶ（公民・一〇）　高石眞五郎
最近國際政治史三講（中央・四〇・五）　芦田均
國際聯盟と米國（國際・五・三）　高木八尺
國際聯盟か財團聯盟か（國際・五・五、六）　菊地勇夫
國際立法への寄與（國際・五・一）　横田喜三郎
國際聯盟の機關及構造（國情・一六八）　占部百太郎
國際聯盟の話（公民・七）　新渡戸稻造
國際聯盟の組織と活動（國家・三九・三、四）　成田篤
大戰以來の列國軍事費研究（エコ・三・二〇、二一）　武井大助
戰爭の防止は思想か科學か（國際・五三）　兒玉達童
海軍軍備制限條約の財政的意義（國家・三九・七、八）　村岡清次
マックス・ヴントの現代ドイツ國家批判（社時・五九）　水上鐵治郎
勞働黨と秘密外交（日法・二二・一〇）　早坂二郎
フランスの全國經濟會議案（社時・五三）　川村貞四郎
ファッショ伊太利と其財政（國際・五・七）　高橋誠一郎
ファシスト運動發達の原因（斯民・二〇・八）　澤田謙
羅馬共和政治の滅亡（三田・一九・一〇）
米國に於ける第三黨運動の將來（公民・一一、一二）
マキヤベリの政治思想と德義觀念とに就て（日社・一三）　朝日融浚
民族政治組織創設の原理（新使命・二・一—一二）　マクベーン・ロガース　大石熊吉譯
ス氏新保守黨主義の解說（公民・一〇）　エリフ・ルート　スペンサー　水野和一譯
新保守黨主義（公民・一〇）

九　財政一班

福祉經濟學者の租稅論（早大政・一）　阿部賢一
財政の話（公民・一二）　高城仙次郎
消費稅體系の影響に就て（商業・三九）　牛尾健治
財政に關する二三の管見（商業・三七）　松崎壽

財政の概念及作用（國民・三九・一、三）　花戸龍藏
租稅公正の實現難（經濟・二一・五）　神戸正雄
課稅と時の元素（經濟・二〇・五）　神戸正雄
豫算の見方（公民・三）　西野元
經費の種別と豫算の形式（國家・三九・二）　土方成美
我が豫算の編成を論ず（早大政・一）　宇都宮鼎
明年度豫算に對する希望（エコ・三・二一）　堀江歸一
新聞紙に現はれたる稅制整理論（經研・二・三）　生松淨
社會政策的稅制の改革（新使命・二・八）　井上辰九郎
普選實施後の稅制改革論（新使命・二・六、七）　堀江歸一
稅制整理問題（公民・七）　堀江歸一
稅制整理の根本的批判（公民・一一）　小林丑三郎
稅制改革の研究（太陽・三一・九）　小林丑三郎
社會政策的効果渺し（中央・四〇・一三）　中澤辨次郎
三政黨の稅制整理案（中央・四〇・一三）　堀江歸一
無產者負擔加重の稅整案（中央・四〇・一三）　高橋龜吉
三黨の稅制案と其社會政策的立場（中央・四〇・一三）　安部磯雄
三派稅整案の比較（財政・一二・二一）　成瀨義春
在野二大政黨の稅制整理案（時事・四〇）　成瀨義春
稅制整理案を評す（財政・一二・一六、一七）　成瀨義春
國稅整理の方法如何（財政・一二・九、一〇、一一）　成瀨義春
稅制整理の正體（東經・一一七五）　我國稅制整理の變遷（エコ・三・九）
兩稅移讓と中央財政（東經・一一五五）　稅制整理の目標如何（エコ・三・九）
大藏省案に成れる稅制整理（エコ・三・一五）　徹底的整理を見ぬ我國の財政（エコ・三・三）
整稅案の一缺點としての負債利子の問題（經濟・二一・四）　堀江歸一
政變の動機となりたる整稅案（時事・三八）　神戸正雄
稅制整理に就て（主義・三・二）　安部磯雄
物價問題より見たる稅制整理（改造・七・九）　土方成美
稅制整理案批判（改造・七・九）　堀江歸一
政費の膨脹と稅制整理（中央・四〇・九）　渡邊銀藏
物價と租稅の不公平（經濟・二〇・四）　神戸正雄
公益上の免稅（經濟・二一・二）　神戸正雄
無收益財產の課稅（經濟・二一・三）　神戸正雄
兌換制度に關する疑問（エコ・三・四）　堀江歸一
財產稅と資本利子稅（エコ・三・一四）　堀江歸一
資本利子稅の得失（エコ・三・二四）　堀江歸一
不勞所得稅の目的を以て地稅を改革せよ（東經・一一四六）　堀江歸一
租稅負擔の公正（エコ・三・一三）　神戸正雄
租稅負擔の分配（時事・三六）　神戸正雄
課稅に於ける家族事情の考慮（經濟・二〇・三）　神戸正雄
勞働者所得に對する特別課稅（經濟・二〇・六）　神戸正雄
國債利子及官吏俸給の免稅（經濟・二一・一）　神戸正雄
我國の財政と恩給扶助料問題（太陽・三一・七）　服部文四郎
相續稅の能力原則上の弱點（經濟・二〇・二）　神戸正雄

負擔輕微なる相續稅（東經・一一五六）　田中廣太郎
地方稅遊興稅（國家・三九・三）　輓近露國幣制の推移（國民・三九・四—六）　野村次夫
地租移讓問題を論ず（中央・四〇・八）　中澤辨次郎　國幣制安定經過概要（國民・三八・三）　鈴木平吉
市町村に地租營業稅を移讓すべし（東經・一一五三）　チェッコ國幣制改革問題（國民・三九・一）　鈴木平吉
地租と營業稅との對立に關する考察（經濟・二〇・一）　神戸正雄　米利加合衆國關稅制度の發達（經資・一一・一二）　鈴木平吉
地方稅整理の問題（時事・三九）
生計調査より觀たる租稅負擔（經濟・二一・五）　汐見三郎
國民經濟と財政との交涉（改造・七・一）　堀江歸一　經濟哲學の二問題（經資・一一・六）
國民の財政負擔（東經・一一六五）　經濟學的認識の價値性質（商學・五・二）
地方稅制整理の內容と缺陷（エコ・三・一八）　理論經濟學の創始者としてのリカルド（商學・五・二）　村松恒一郎
間接稅負擔の地方別研究（經濟・二一・三）　リカルドに關する若干の側面觀（國民・三八・四）　駒井清次郎
地方財政膨脹の內容的考察（都市・一・七）　小田忠夫　三ツの著述を通じて見たるオグユスタン・クールノーの經濟學說（商學・五・二）　中山伊智郎
地方稅を如何に整理すべきや（政研・三・六）　秦滿
地方稅整理に就て（農會・一五・二二）　清水長郷　界効用學說と精神物理學的基礎法則（商學・五）　鬼頭仁三郎譯
地方稅整理案を評す（財政・一二・一二、一九）　成瀨義春　民經濟的社會政策（商學・五・一）　ロバート・ヴイルブラント　中山伊智郎
地方稅整理の方法（財政・一二・一二—一四）　成瀨義春　機械生產の創生と其必然性に關するシスモンディ說　猪谷善一
財產稅に於ける都鄙の對立（經濟・二一・六）　神戸正雄　（商學・五・一）
德川明治轉換期に於ける財政政策（經研・二・四）　毛利英於菟　フイジオクラツト經濟學に顯はるゝ二つの思想動機とその哲學的背景（商學・四・三）　村松恒一郎
明治維新の財政と太政官札（法政・一・一）　三宅鹿之助
日本財政史論（公民・三）　太田正孝　農主義と國民經濟の成立（日法・二二・一二）　青木孝義
日本公債史論（承前・國民・三八・一、四、五、六）　鈴木平吉　經濟學方法論概說（早大政・一）　二木保幾
科學的關稅概論（國民・三八・一、二）　小林行昌　インスタイン相對性原理と經濟法則の客觀性に就て（社科・一・一）　二木保幾
主要各國の國民所得租稅及公債負擔比較（理材・一五・一一）
各國保護關稅政策の傾向（東經・一一七五）　堀江歸一

經濟靜態に就て（經研・二・二）　高田保馬
ゼイ・エイ・ホブソンの新産業秩序論（經研・二・二）　澁谷昭
經濟靜學と經濟動學との調和（商業・三七）　喜多村利雄
自然的地理的環境の經濟的考察（三田・一九・七）　伊藤秀一
ナツソウ・ウイリアム・シニョアに於ける收穫遞減の法則（三田・一九・七）　濱田恒一
職業的企業家の成立と資本家との鬪爭（三田・一九・三）　向井鹿松
効用及費用の概念と經濟概念（法政・一・一）　高木友三郎
所有權秩序の發生（ヴント）（法政・一・一）　平野義太郎譯
カムバアランド及ハリソン兩氏の新經濟學說（文化・八・三）
社會の經濟的發達に關するミルの見解に就て（三田・一九・八）　榎本鐵治
カツセル「理論的社會經濟學」の研究（國民・三八・四、六、三九・一、四、五、六）　高島佐一郎
英國古典學派の利潤論（社科・一・二）　山口正太郎
正統學派の利潤論（三田・一九・六）　津田誠一
生產消費の均衡に關する論爭（三田・一九・四）　增井幸雄
邦譯「國富論」題言（三田・一九・一一）　高橋誠一郎
「國富論」以後（三田・一九・一二）　高橋誠一郎
國富論の研究（社會學研究・一・一）　竹內謙二
アダムスミスの想源（前承）（集誌・五二二—四）　竹內謙二
カーバーの利子說に就て（經研・二・四）　大山千代雄
配分概念と配分の種別（經論・三・三）　土方成美
收益分配の制度的一考察（早大政・二）　阿部賢一
リカード分配理論概說（經論・三・三）　舞田長五郎
Der Zirkulationsprozess als zentrales Problem der oekonomischen Theorie.（經論・三・三）　レーデラー
古典的價値學說と効用概念（三田・一九・二）　高橋誠一郎
アダム・スミスに於ける勞働價値法則の妥當性に就て（經濟・二〇・五、六）　森耕二郎
リカアドに於ける勞働價値法則の妥當性に就て（經濟・二一・二—四）　森耕二郎
ヴイザーの「歸屬計算論」に就て（經論・三・四）　有澤廣巳
獨逸古典學派の勞賃論（經濟・二〇・六）　山口正太郎
正統學派の勞賃論（三田・一九・三）　津田誠一
經濟價値の體系（三田・一九・八）　武部與八郎
價格及び價値の幾何學的研究（三田・一九・一〇）　武部與八郎
商品堆積の理論（經濟・二一・一）　谷口吉彥
商業學に就て（國民・三八・一）　上田貞次郎
最近巴里大學並に佛蘭西經濟學界の一斑（國民・三八・二）　江藤誠之
セイの經濟政策論（三田・一九・八）　增井幸雄
價値論より見たるセイの地位（三田・一九・一一）　增井幸雄
英國經濟學發展の一大觀（經濟・二〇・三）　財部靜治
富の增進（經論・四・二）　江原万里
大內教授著キーンスの幣制改革論をよみて（經濟・二・二）　橋爪明男

再びキーンズの所謂 Managed Currency に就て（商業・三八）　平野清

農工商ニ於ける純富の生産に就て（農研・一・二）　那須皓

所得及富の側定方法批判（理財・一五・一二）　アメリカン・エコノミック・レビュー所載

Johann Heinrich Von Thunen の自然賃銀論に就て　寺尾琢磨

（三田・一九・一二）

カール・ディールの資本理論について（三田・一九・二）　金原賢之助

私有財産制度の基礎に就て（同志・一七、一八）　林要

資本主義の概念・本質及成立（早大政・二）　林癸未夫

二大私經濟學者の資本學說（長崎商・六・三、四、五）　青木玄三郎

クラアクの競爭並に獨占理論（經論・三・四）　油本豐吉

ヒルファーデングの恐慌の原因（經研・二・一）　友岡久雄

恐慌の性質の變遷（法政・一・一）　ヒルファーデング　友岡久雄譯

ヒルファーデングの恐慌の意義に就て（經濟・三・六）　谷口吉彥

マルクスの絕對地代に就て（經濟・二〇・五、六）　八木芳之助

正價論と勞働價値說（社時・五三）　高橋誠一郎

制度價値と理論價値（早大商・二）　出井盛之

或る客觀的經濟價値論の構成（經研・二・四）　宗像久敬

價値論に於ける肯定の否定（早大商・二）　二木保幾

經濟價値論の研究（日法・二二・四、六、七、八）　川西正鑑

名目學說と貨幣制度改革（商學・五・二）　內藤章

需要供給學說と貨幣數量說（商學・四・三）　山口茂

貨幣指圖說の主張とその批判（商學・四・三）　高垣寅次郎

マーカンテリズムに於ける貨幣觀念の發展（商學・五・二）　高垣寅次郎

通貨及銀行兩主義の貨幣理論と銀行券發行制度（經研・二・二）　中西仁三

貨幣價値の靜的考察（經研・二・三）　三宅鹿之助

銀行と通貨創設（經研・二・三）　越智昌三

貨幣並に通貨成立（經研・二・三）　土方成美

マルクスの貨幣論（社會・四・一）　フランツ・ベートリ　友岡久雄譯

貨幣意識の起原及原始工業形態の研究（文化・八・五）　本田謙三

貨幣に於ける社會性と歷史性（思想・四五）　林要

貨幣と價値（同志・一六）　S・M生

最近の理想的幣制論（大銀・二三〇、一、三）　土方成美

信用と通貨とに關する一考察（經研・二・二）　土方成美

通貨の購買力と其測定（社科・一・二）　土方成美

通貨の購買力に就て（集誌・五二二、三、四）　土方成美

金貨本位制度に關する根本問題（三田・一九・七）　堀江歸一

Joseph Schumpeter の「貨幣理論基本方程式」に就て（國民・三九・四）　德重伍介

インフレーションの意味とその機能（經研・二・三）　橋爪明男

インフレーションの意義並に其標準に就て（經濟・二一・一）　小川福太郎

初期貨幣理論に現はれたる貨幣實體觀と法律觀（國民・三九・二、三）　谷田義一

貨幣の對内及び對外價値の變動と貿易並に爲替との關係を論ず（經濟・二〇・二、四）　谷口吉彦
金紙幣本位制（經濟・二〇・一）　作田莊一
貨幣の數量に就て（經論・四・二）　山崎覺太郎
爲替相場の理論と實際及之が金融政策（早大政・一）　服部文四郎
購買力平價說を批判して外國爲替評價說に及ぶ（理材・一五・七）　ケイラウ
數理經濟學の一貢獻（商學・五・一）　中山伊智郎
パウレーの數理經濟學綱要（經研・二・三）　中川友長
一般物價の測度としての物價指數（商學・四・三）　柴田銀次郎
歷史統計の相關法に就て（承前）（統學・四六三、四）　森田優三
物價指數の問題（三菱・二三七）　ケイラウ
本邦に於ける物價調査（資料・五六）　高田太一
物價指數の研究（經研・二・二）　中川友長
需要曲線に就て（經研・二・四）　中川友長
經濟統計に關する一方法（集誌・五三〇、一）　中川友長
統計指數の方法論（集誌・五二八・九）　中川友長
物價指數の算式論（前承）（集誌・五二二、三、七、五三〇）　郡菊之助
國際物價指數の本部設計報告（早大商・一）　三浦福七
多元交聯關係の測定と其根據（早大商・二）　小林新
フイッシャアの物價指數算出法に就いて（商業・四〇）　小林新
日銀物價指數の研究（經濟・二〇・三、四）　岡崎良藏
經濟的豫見の發達と目的（國民・三八・四）　汐見三郎
福田敬太郎
物價安定の統計的考察（承前）（同志・一六）　宗藤圭三
マーシャル先生小傳（國家・三九・一）　添田壽一
ド・ラブレー先生略傳及經濟觀念（國家・三九・五）　櫻田助作
鎖國の崩壞と其思想的背景（商學・五・二）　猪谷善一
稿本支那經濟史大系（承前）（商學・四・三、五・一）　福田德三
中井竹山の經濟思想（經研・二・一）　本庄榮治郎
德川時代の通貨政策（經研・二・二）　倉持德久
江戸町會所に關する一考察（經研・二・四）　倉持德久
室町時代に於ける京都の商業（歷史・一五・六）　魚住惣五郎
新井白石の貨幣論（歷史・一五・五）　本庄榮治郎
原始文化の經濟的意義（我等・七・七）　岩崎卯一
王朝時代に於ける農民の生活（我等・七・一、五、六、八、一〇、一一、一二）　瀧川政次郎
官奴司考（社科・一・三、四）　瀧川政次郎
經濟史上に於ける宗教の地位（我等・七・四）　石濱知行
人類原始時代の生活（社會・四・一〇、一一）　石濱知行
富の觀念の史的變遷（社時・五六）　長岡保太郎
有史以前の交易經濟社會及詩歌の起原（文化・八・三）　野村兼太郎
近世初期に於ける商業の本質（社科・一・四）　吉田忠輔
德川末期の經濟學者正司考祺の思想と其背景（早大商・二）　西村眞次
貨幣の起原に關する考古學的及土俗學的考察（早大商・二）　大野辰見

徳川時代に於ける惡貨濫造の結果に就て(三田・一九・一〇)　瀧本誠一
佛教の興立と商人階級の活動(三田・一九・二)　友松圓諦
チュルゴーのギルド解散令と水野越前守の問屋組合禁止令(三田・一九・二)　瀧本誠一
商生周生に見はれたる政治的經濟思想(經濟・二一・二)　田島錦治
近世西陣の勞働問題(經研・二・三)　本庄榮治郎
西陣の機業仲間(經濟・二〇・一)　本庄榮治郎
天保以後の西陣(經濟・二〇・六)　本庄榮治郎
御家人の特質(經濟・二〇・三、四、五)　三浦周行
舊鹿兒島藩の砂糖專賣(經論・四・一)　土屋喬雄
舊鹿兒島藩の財政改革(經論・四・二)　土屋喬雄
仙臺通寶と琉球通寶に就て(經論・三・三)　土屋喬雄
徒然草に表れたる經濟思想(日法・二二・四)　中村佐一
一五〇年前渡來のツウンベルク氏と農業經濟の研究(國家・三九・一〇)　武藤長藏
徳川時代岡山江戸間の海運(經濟・二一・二)　黑正巖
岡山藩と大阪との海運(經濟・二一・六)　黑正巖
往古に於ける上海と日本の史的關係(經濟・二〇・一)　新村出
八幡船考(經濟・二一・四)　新村出
支那の記錄から見た長崎貿易(東亞・九・一、二、三)　矢野仁一
古羅馬社會鬪爭史上に於けるキケロ(三田・一九・九)　高橋誠一郎
マルク共產體の研究(社科・一・六)　石濱知行
ユトピア島より新アトランチス島への移動(三田・一九・三)　高橋誠一郎
英吉利社會思想大略(財政・一二・二三、二四)　小泉信三
產業革命に就て(歷史・一六・一、四、五)　西田直
英國產業革命史一斑の說明(三田・一九・九)　高木壽一
英國に於けるマーカンテリズムの隆興及衰滅(社科・一・二、三)　高橋誠一郎
本邦古代の狀態に對する考古學的研究に就て(史學・三六・四、五)　梅原末治
金融資本主義雜考(我等・七・三)　谷口彌五郎
商業組織の改善(商學・五・二)　上田貞次郎
「好景氣」美酒の陶醉(中央・四〇・一〇)　清澤例
我國に於ける銀行集中の傾向に就て(同志・一六)　黑川芳藏
銀行の社會的考察(同志・一八)　黑川芳藏
經濟國難の對策二題(公民・七)　下村宏
保護政策の是非(公民・六)　上田貞次郎
不景氣常態論(中央・四〇・一〇)　澤田謙
國民經濟力整頓と財政及行政の整理(中央・四〇・一)　渡邊鐵藏
我が經濟生活の過渡的行詰と根本的行詰及其轉換(中央・四〇・一〇)　高橋龜吉
我國經濟的危機の根因と其轉換策(改造・七・一)　高橋龜吉
資金の意味と其蓄積及支配(改造・七・三)　高橋龜吉
有產階級の奢侈と我產業の行詰(改造・七・六)　高橋龜吉

何故に日本資本主義經濟は行詰つたと云ふか（改造・七・八）　高橋龜吉

經濟國難と國民經濟正解の急要（改造・七・一）　武藤山治

經濟的危機に面して（改造・七・一）　神戸正雄

經濟社會の行詰りと其打開（中央・四〇・一〇）　堀江歸一

不景氣を最極點まで徹底せしめよ（中央・四〇・三）　堀江歸一

鎖國經濟の危機我國に迫る（改造・七・二）　堀江歸一

現代社會に於ける資本の構成（社時・五二）　出井盛之

經濟政策定立上の豫件（社科・一・四）　阿部賢一

經濟的危機に直面して支配階級の覺醒を促す（財政・一二・一）（社說）

産業の金則（兵工・一三）　ジョウジ・エフ・ジョンソン

財界當面の重要問題（大銀・二三五）　井上準之助

財界革新と財界組織（大銀・二三〇、一）　勝田貞次

我國經濟界の前途に對する景氣不景氣論（東銀・四七八）

株式會社の現代生活に及ぼす影響（承前）（東銀・四六八・四七〇、一）　上田貞次郎

本邦企業集權現勢（經資・一一・八）

ハーバー博士の日獨經濟提携論（三菱・二三四）

本邦に於ける財界の變動と電氣事業（資料・五七）　本邦電力株式會社

我が國の政治と其經濟的背景（東經・一七八）

生産高より見たる各種産業の消長（東經・一一七四）

規模の大小より見たる各種産業の消長（東經・一一七四）

生産者より見たる我國産業の地位（東經・一一七四）

會社資本より見たる我國産業の位置（東經・一一七四）　澁澤榮一

産業助長論（東經・一一七四）　金子堅太郎

工業立國論（東經・一一七四）

我國景氣の推移と經濟基礎の變化（東經・一一六二、三、四）

我國景氣の推移と經濟基礎の變化（東經・一一六二、三、四）

輸出會社投資及歲出より見たる我國勢の發展（東經・一一五七）

經濟界の位置を如何に見るべきか（東經・一一五三、四、五、六）

本邦投資の方向（東經・一一五一、三）

我が産業の土地費負擔（東經・一一四六）

我國に於ける投資活動の方向と內容（エコ、三・一九）　堀江歸一

財政は消極、經濟は積極（エコ・三・一六）　梶原仲治

財界の現狀と今後の景氣（エコ・三・一五）　永富守之助

産業國の建設に努めよ（エコ・三・一二、三、四）　大口喜六

産業立國の意義と方策（エコ・三・一二）

産業立國の實現（エコ・三・一一）

日銀と正金の利益解剖（エコ・三・一〇）

財政と金融の改善（エコ・三・八）　堀江歸一

放漫な經營から來た我が産業行詰りの實情（エコ・三・一四）　結城豐太郎

財政整理の財界に及ぼす影響（エコ・三・六）

金の産出と物價の將來（理財・一五・一一）　ウイルフオ・ド・アイキング

金利と物價との關係に就て（社科・一・七）　土方成美

金利と物價との相關々係に就て（經濟・二一・五）　谷口吉彥

不換紙幣と物價（三田・一九・一）　高城仙次郎
爲替と物價（大銀・二三一）　山室宗文
根本に觸れぬ我國物價調節策（エコ・三・二）
波瀾激しき我國の物價（エコ・三・二）
物價昂騰は我財界の整理を妨ぐ（エコ・三・二）　小林行昌
關稅と物價の關係（早大商・一）　田中金司
物價論の一考察（國民・三八・一、二）
不當廉賣の研究（經資・一一・一一）
不當廉賣制に就て（經論・三・四）　河津暹
通貨の價値の變動及び長期貸借の決濟に就て（國家・三九・五）　藤澤利喜太郎
公益事業會社の配當制限と資本化（都市・一・六）　小倉庫次
上等品の價格と下等品の價格（經論・三・三）　猪間驥一
會計より見たる物價と經營に就て（國民・一二八・三）　原口亮平
卸相場と小賣相場の關係に就て（三田・一九・六）　高城仙次郎
近世產業組織の一面觀（商業・三八、三九）　岡崎良藏
金解禁非解禁問題の重點（エコ・三・八）　土方成美
金輸出解禁即行の急要を主張する理由（公民・二）　福田德三
金輸解禁尙早論を駁す（公民・三、四）　福田德三
所謂金解禁の惡影響（財政・一二・一、二）　成瀨義春
貨幣價値の下落（大銀・二三二）　福田德三
金貨本位へ復歸の經路（國家・三九・一一）　藤澤利喜太郎
兌換制度の確立と改造（改造・七・三）　堀江歸一
貨幣相場安定の問題（社會・四・二）　佐々弘雄
銀行金融論（東經・一一七四）　松方正義
目下の貨幣に就て（東經・一一三一、二）　S S 生
金本位制復歸の謬妄（エコ・三・一六―二〇）　川島清次郎
正貨政策樹立の急務（エコ・三・五）
通貨政策に就て（經論・四・一）　橋爪明男
貨幣經濟發展の極致としての振替支拂現象（國民・三八・六）　谷田義一
銀行制度に於ける兼營主義と分業主義との接近（國民・三八・五、三九・一）　田中金司
憂慮すべき山林と天與の水產（エコ・三・一六）　堀江歸一
我國工業の死活問題（エコ・三・二二）
本邦鐵鋼の自給に就て（三菱・二二〇）　本宮一男
本邦石油政策の歸趨（商業・三九）
鐵鋼業の窮狀に表はれたる本邦產業の危機を論ず（國家・三九・四）　小島精一
我が製鐵業に就て（商業・三九）　大平賴母
製絲工業企業形態論（國民・三八・四、五）　早川直瀨
產業社會の進化と產業組合製絲の變遷（國民・三八・三）　早川直瀨
產業經營の職能と其分化（經論・四・一）　馬場敬治
工場に於ける販賣政策及び組織について（經論・四・一）　渡邊鐵藏
我が綿工業に就て（商業・三七、三八）　大平賴母

内地人の經營にかゝる在支企業を徹退せよ（エコ・三・一五）　山本顧彌太
本邦紡績の對支關係（エコ・三・一七）　神坂靜太郎
支那紡績業の現在及將來（紡績・三八九）　中澤辨次郎
人造絹糸工業の發達と本邦養蠶の將來（農會・一五・二三）　奈佐忠行
我國の海外貿易に就て（商學・五・三）　土方成美
贅澤品關稅の經濟社會に及ぼせる影響（經論・四・一）　菱沼勇
關稅の外國貿易に及ぼす影響に就て（經研・二・一）　太田正孝
經濟生活の根柢（公民・一一）　高橋龜吉
支那排外罷業擾亂の意味と日本の位置（改造・七・七）　平井泰太郎
上海罷業事件と我が海運界に及ぼしたる影響（滿鐵・五・七）　下田將美
支那内亂の本邦貿易に及ぼせる影響（資料・五三）　森田久
一醫師の保險獨占論（經論・四・一）　商工省貿易課
日本米は高いか安いか（國民・三八・三）　森莊三郎
大戰の勞働賃銀に及ぼせる影響（經研・二・一）　澤田德藏
國民經濟の國際化（國際・五・一一）　猪間驥一
國際金融中心點に關する研究（改造・七・一〇）　高柳松一郎
復興途上の世界經濟（國際・五・八、九）　堀江歸一
經濟的世界の數學的表現（三田・一九・七）　森賢吾
最近の國際經濟統計一斑（大阪・二一六）　武部與八郎
一九二四年金銀年報（理財・一五・六）
歐洲各國の通貨問題と金本位制（三菱・二三五）
諸外國に於ける金本位問題（理財・一五・特別第二號）

金本位制の矛盾（理財・一五・一二）　アーサー・キットソン
歐洲通貨の現在及將來（理財・一五・五）　セリグマン
貿易差額說と金本位（理財・一五・四）　ステーテスト誌
歐洲諸國の戰時公債と合衆國（エコ・三・一二）　堀江歸一
國債債務決濟と債權國への資金移動（理財・一五・一一）　テリー
戰債整理と歐洲復興問題（エコ・三・二〇）　山室宗文
歐洲戰債の整理問題（エコ・三・一）　堀江歸一
歐洲戰爭に基く國際金融上の關係（三田・一九・一）　堀江歸一
世界的物價騰貴と對照表論上の評價（國民・三九・五、六）
復活せる英國の重農主義（國際・五・一一）
英國工業界の惱み（東工・二二）
英國食糧價格委員會報告摘要（理財・一五・八）
英國に於ける食糧價格問題（理財・一五・八）
英國經濟地位の根本的變化と産業政策（東經・一一五四）
金本位の復歸に對するカッセル教授の論文（日法・二二・六）　青木孝義
英金貨本位制の報告書をよむ（エコ・三・一五）　堀江歸一
金解禁の實行は愼重なるを要す（理財・一五・二）　キッディ
英國經濟的國策の動搖（エコ・三・一一）　堀江歸一
英國の金解禁とその影響（エコ・三・一〇）　井上準之助
ドーズ案實施の成績と其將來（國民・三九・五）　生島廣治郎
ドーズ案の國際經濟理論（國民・三九・四）　增井光藏

ドーズ案の經濟的解剖（國民・三九・二、三）　生島廣次郎
兌換制不必要論（政研・三・五）　稲垣守克
獨逸の通貨問題に就て（國家・三九・九）　宇都宮鼎
歐洲戰後に於ける獨逸貨幣制度の變遷（東銀・四七五）　岡田三郎
佛國の財政狀態明細（理財・一五・三―七）　佛國大藏省
瑞西の國富（理財・一五・一一）
戰時共産主義時代に於ける勞農露國通貨政策の歸趨　波多野義熊
（東亞・九・三、四）
米國經濟界の新時代（大阪・二二）
米國一九二四年國際貸借（理財・一五・一〇）

一一　雜

社會進化と宗教（我等・七・五）　山口正太郎
社會と模倣（哲學・一一六）　銅直勇
ウォードのスペンサー批評（承前）（日社・九）　田邊壽利
露西亞の基本的社會制度としての「ミール」（日社・一八）　今井時郎
自然社會に於ける青年集會所の權能（日社・一〇）　久保榮三
權力關係の進化（我等・七・一）　長谷川萬次郎
「行動」の社會性と「經濟行爲」の反社會性（我等・七・五）　長谷川萬次郎
マックス・アドラー「唯物史觀に於けるテレオロギー」　平野義太郎
（社科・一・一）
ラスキンを憶ふて（社時・六二）　本位田祥男
ラスキンの社會哲學考察（丁酉・二六九）　今井三郎
マルクスの社會概念（新人・二九五）　マックス・アドラー
社會階級の本質（日社・一〇・五）　山口正太郎
交易關係論（社時・六二）　波多野鼎
社會關係論に就て（社時・六二）　新明正道
社會學の歷史的發達（日法・二二・二―四）　淺野研眞
社會學と現象學（經濟・二〇・二、三、四、二一・四）　米田庄太郎
ピオ・ソシャル假設の意義（經濟・二〇・一）　米田庄太郎
支那の社會の固定性（經濟・二〇・二）　矢野仁一
社會法學より見たる法律と道德との關係（社科・一・一）　高柳賢三
社會科學に於ける方法二元論（社科・一・三）　今中次麿
定型としての共同社會（社科、一・五、六）　高田保馬
自然的社會學と文化的社會學（社科・一・五）　新明正道
社會學に於ける文化の取扱（社料・一・五）　松本潤一郎
發達諸段階に於ける社會の全體性（社科・一・五）　小松堅太郎
カントロウキッチに於ける「社會學建設」への試み　酒井正二郎
（社科・一・五）
デュルケムの集團意識論とその意義（社科・一・五）　淡徳三郎
Gesellligkeit の社會學（社科・一・五）　關榮吉
ウイーゼの關係學綱要（社科・一・五）　波多野鼎
フイーアカントとフオン・ウイーゼ社會學概念の比較　五十嵐信
（社科・一・五）

フイーアカントの社會學概念に於ける二三の問題（哲誌・一一四、五、七）　五十嵐信
マルテイ社會學に於ける豫見（社科・一・五）　高瀬花太郎
社會結合の三型式に就て（社科・一・七）　錦田義富
社會結合形式の進化（思想・四五）　關榮吉
社會學と其諸分科（思想・五七）　淡徳三郎
社會進化の成層に於ける妥當感情（文化・八・五）　綿貫哲雄
社會過程（社時・五二）　綿貫哲雄
社會の心理學的解釋（社時・六〇、六一）　綿貫哲雄
ギデングスの社會哲學に對する二三の疑問（社時・六一、六二）　岩崎卯一
人類社會の形態（日社・一〇）　小松堅太郎
社會法學の本質（日社・一一）　今井時郎
米國社會學の發展（日社・一一、一二）　山口正
經濟危機の社會心理的觀察（日社・一一）　川邊喜三郎
ラムプレヒトの文化發展時代分け（日社・一一）　關榮吉
タイヤル人の社會編制（日社・一二、一四）　內藤吉之助
經濟學の基調としての社會學に關する考察（日社・一四）　小林郁
知の社會學的研究について（日社・一三）　藏內敷太
社會學方法論上の論爭に就いて（日社・一五、一六）　レーデラー
意欲と社會的關係（日社・一七）　小松堅太郎
ホツブハウスの社會學說（日社・一九、二〇）　松本潤一郎
人種學的社會學說（日社・一九）　久保榮三
原始人類の研究（歷史・一五・四、一六・四、六）　下田禮佐
行爲に於ける社會の形式性（日社・一九）　新明正道
社會科學について（日社・二〇）　高田保馬
社會の意識と意識の社會性（日社・二〇）　城戶幡太郎
社會起源に關する諸學說（日社・二〇）　本田喜代治
ナトルプに於ける社會的の意義（自由・一・五、六）　由良哲次
社會史學の方法論に於ける二大先驅者（自由・一・六）　土田杏村
社會の基本的諸關係の研究（補遺）（同志・一六）　波多野鼎
文化と國家（社會・五四）　北岭吉
國家主權と社會主權（社會・四・七）　新明正道
意志關係の基本形式（我等・七・三）　波多野鼎
社會結合の「共同」と「集合」（我等・七・三）　新明正道
共同社會論（我等・七・四）　新明正道
欲望充足の分化に於ける社會的要素（我等・七・八）　岩崎卯一
社會學と心理學（我等・七・一〇）　新明正道
ブーグレの社會學論（我等・七・一二）　本田喜代治
オツペンハイマーの社會論（我等・七・一一、一二）　新明正道
シモン・ド・シスモンデイの社會思想（中央・四〇・一一）　久保田明光
社會といふ概念及其適用（丁酉・二七二）　布川靜淵
家族結合と社會的威壓（哲誌・四五九）　戶田貞三
固定的階級に就て（法政・一・一）　松本潤一郎
經濟と社會（經研・二・四）　岸本誠二郎
利益的社會關係に就いて（日社・一二）　小松堅太郎

結合の上位（社科・一・一）　高田保馬
「結合の上位」の批評に答ふ（日社・一八）　高田保馬
高田博士の「結合の上位」に就て（日社・一六）　下地寛令
社會の一元論的方針とモナド論的方針（哲學・一一一、一一三）　淡徳三郎
中世寺院法と社會問題（國民・三八・六）　山口正太郎
七十年代の露西亞社會思想概觀（三田・一九・二）　伊藤秀一
英國都市起源考（三田・一九・七）　野村兼太郎
中世英國都市研究資料（社科・一・一）　野村兼太郎
基督教の影響を受けたる社會思想（商業・四〇）　尾形繁三
朝鮮社會史の斷面（東亞・九・一、三）　稲葉岩吉
我國のトーテミズムの考察（日社・一五―一七）　中山太郎
明治社會學史資料（日社・一八）　下出隼吉
現代に於ける自我問題の一面（改造・七・一〇）　錦田義富
二十世紀の哲學（文明・七）　ベルトランド・ラッセル
國際的親和力と個人主義（新人・二九三）　金澤宏
人間生活の根本事實（人と人・五・二）　綿貫哲雄
「自由」の歴史的哲學的考察（中央・四〇・九）　澤田謙
科學と道德（中央・四〇・八）　石原純
宗教の新研究（我等・七・五・一〇）　ハインリッヒ・クノウ　嘉治隆一譯
無產階級倫理の新基調（主義・二・五）　新居格
無產階級倫理の基調（早大政・二）　大山郁夫
道德の經濟的基礎を讀む（マル・二・三）　大木陽一郎
社會的適應の原理としての道德（社時・五二）　友枝高彦
倫理と經濟との關係（經濟・二〇・一、二）　財部靜治
階級鬪爭の倫理的考察（人と人・五・九）　高橋幸太
新貴族主義（文明・五）　ウキリアム・ペエス　大鳥居弃三譯
健實なるペック作成の必要と義務（丁酉・二七五）　中島德藏
現象學的基本考察（經濟・二一・五）　米田庄太郎
純正現象學の方法論及び問題論（經濟・二一・六）　米田庄太郎
「純粹理性批判」に於ける「ゲマインシヤフト」即ち相互作用の概念（日社・一〇）　米田庄太郎
道德的自我の背景（丁酉・二七六）　綿貫哲雄
我が國古代の道德と儒教（哲學・一一四、一一六）　高橋俊乘
佛教の理想と道德（哲誌・四六一、二）　木村泰賢
武家法制に現はれたる道德（歴史・一六・一、―三）　澤田勝藏
ルーテルの思想とその革命的時代（丁酉・二六八）　朝日融溪
國民道德と國際道德（丁酉・二六七）　井上哲次郎
犯罪と無產階級（同志・一七）　河野密
社會の進化と學生生活の現在及將來（改造・七・七）　長谷川如是閑
學生と社會運動（改造・七・七）　赤松克麿
學生の社會意識と當局の階級的專制（中央・四〇・一）　大山郁夫
社會科學の階級性（改造・七・九）　森戸辰男
學生社會科學運動の過去現在（改造・七・一）　林房雄
軍教反對同盟に於ける學研の役割（改造・七・一二）　長島又男
社會科學研究に對する非科學的壓迫（中央・四〇・二）　長谷川如是閑
學校教育を社會生活より分離する迷妄から（中央・四〇・二）　安部磯雄

戰爭反對國際週間に就て（改造・七・二）　アンリ・バルビュッス
所謂軍事教練に對する政治教育的見地からの批判　大山郁夫
（改造・七・二）　長谷川如是閑
軍事行動による社會統制とその崩壞（改造・七・二）
ミリタリズムと藝術的感覺（中央・四〇・一一）　長谷川如是閑
軍事教育の階級性の發現（中央・四〇・一三）　大山郁夫
平和主義の二潮流（主義・二・五）　松下芳男
解放か自由獲得か（原始・三）　加藤一夫
社會思想としての民主々義（日社・九）　永井亨
我國現時の思想問題（產業・二三一）　永井亨
虛無思想序論（原始・一〇）　加藤一夫
意識の危險性（我等・七・一）　長谷川如是閑
人間的服從關係を否定する迷信（我等・七・七）　長谷川萬次郎
反抗の種々相とその社會的機能（我等・七・八）　長谷川萬次郎
國家的統一と社會的統一との對蹠的關係（改造・七・一一）　長谷川如是閑
歷史の轉換期に於ける組織的進化（中央・四〇・一〇）　長谷川如是閑
行動の體系と道德の體系（丁酉・二七二）　長谷川萬次郎
寺院及び國家の社會性と反社會性（中央・四〇・八）　長谷川如是閑
教育界に於ける階級的專制（政研・三・一）　大山郁夫
最近に於ける社會思想上の局面轉換（我等・七・二）　大山郁夫
社會思想の現實化的傾向（中央・四〇・三）　大山郁夫
社會の進步と思想問題（新使命・二・二）　大山郁夫
民心歸向のバロメーター（丁酉・二七三）　山形東根
現代文化に於ける本質的傾向と偶然的勢力との關係　杉森孝次郎
（中央・四〇・一）　杉森孝次郎
知識學としての認識論（中央・四〇・七）　大島正德
團體惡個人惡（丁酉・二七一）
窮極文明の行程の中に知識の民衆化と志向と樣式と　田中王堂
を考察す（中央・四〇・七）
當來文明の基調たるべき改釋の精神を究明す（中央・四〇・二）　田中王堂
經濟上から見た高等教育並に教育機關（改造・七・七）　堀江歸一
インタレストの表現としてのイギリスの議會と新聞　大內兵衞
（經論・三・四）　柏田忠一
白人經濟對東洋經濟（東亞・九・一）
產業及職業分類の方法（集誌・五二三―五二六）
露西亞に於ける國民榮養狀態に關する統計調査（集誌・五三三）　藤田友作
社會勢力の消長（エコ・三・一九）　小松綠
過激主義と國粹主義（東工・二二）　横竹平太郎
資本主義の社會化と新經濟哲學（兵工・一六）　レオナルド・ウールフ
勞働者と外交（兵工・一七）　ロントレー
產業の不安（兵工・一八）　今井時郎
街頭社會觀（社時・五五）　澤田謙
社會運動としてのK・K・K（社時・六〇、六一）　中込本治郎
資本主義の自然觀（社時・六〇）　福場保洲
宗教と犯罪との關係に就て（日社・一一）

萬人勞働の哲學（啓明・四）　下中彌三郎
大衆兒童の生活（啓明・五）　大西伍一
消費文化の條件の効果（我等・七・九、一〇）　岩崎卯一
支那の無政府と儒家思想（我等・七・三）　小島祐馬
大亞細亞主義の意義と日支親善の唯一策（改造・七・一）　孫文
商工日本と農村日本（改造・七・二）　室伏高信
日本に就ての印象（改造・七・四）　エミール・レーデラー
眞智と人間生活（中央・四〇・七）　金子筑水
新思想とは何ぞや（中央・四〇・七）　生田長江
勞働科學研究の史的考察（勞研・一・四）　暉峻義等
社會問題發生の機と原因（丁酉・二七七）　吉田熊次
思想と國家（斯民・二〇・二）　深作安文
諸學問殊に文化的諸學問の分類に就て（法論・一三・五、六、一四・二―五）　田村德治
國難に直面して（丁酉・二七〇）　高島平三郎
近代政治鬪爭に於ける言論の說得過程の社會心理的考察（中央・四〇・一一）　板倉進
產兒制限の問題について（丁酉・二七五）　井上哲次郎
シペングラーの「西歐文化沒落」の思想を評す（丁酉・二七五）　下澤瑞世
階級觀念の下に流るゝ共存共榮の思想（史學・三六・五）　中村孝也
名聲より見たる本邦偉人の統計的研究（心理・三・二）　横山俊平
各國國民性の史的考察（社時・五四）　永井亨
現代國民性の比較研究（社時・五五）　永井亨
國民性の研究と史觀論（社時・五六）　永井亨
日本民族は何處から來たか（自由・一・二、三）　土田杏村
我が國民性に就て（丁酉・二七六）　大島正德
古代希臘のデモクラシイと共國民性（商學・五・二）　三浦新七
人種的對抗の難點（財政・一二・一）　寒星峰
人種的自尊と人種的偏見（丁酉・二七五）　アドルフ・アース・ミラー
人間の起原（我等・七・一）　石川三四郎
原始黃金時代の回顧（我等・七・三）　石川三四郎
親子の結合に就て（日社・一七）　戸田貞三
父權の黎明（自由・一・一〇）　安田德太郎
性の倫理に就て（宗教・三・四）　今住計雄
自由戀愛に關する刑罰（主義・二・五、六）　守田有秋
ゾレルの戀愛道德觀（新人・二九五）　エリゼ・二郎
私生子保護問題（日法・二二・一）　早田正雄
プロレタリヤの家庭保護に就て（社時・五五）　菊池愼三
兒童の公的扶養問題（大原・三・一）　高田愼吾
兒童保護の經濟的基礎（大原・三・二）　高田愼吾
公民教育概論（丁酉・二七八）　木村正義
公民教育について（丁酉・二七一）　紀平正美
英國の成人教育（國家・三九・一）　菊池勇夫
フキールド・ウオークの基本問題（日社・一四）　三好豐太郎
寺院の社會事業に就て（宗教・三・四）　長谷川如是閑

本邦社會事業概觀（丁酉・二七一）　布川靜淵
自殺に關する考察（日社・一三）　杉田直樹
自殺の動機統計に就きて（統計・一〇〇）　財部靜治
自殺統計論（經濟・二一・一、二、四）　財部靜治
兒童の自殺に關する統計的考察（集誌・五三〇、五三一）　柴田銀次郎
ダーウイン以後（思想・四四、四五）　松浦一
種の概念とその安定性（思想・四八）　松浦一
人間愛の起源（經濟・二一・五、六）　川村多實二
科學と勞働階級（マル・二・二）　アー・ボクダーノフ
企業形態としての都市とその本質的理念としての財政權（都市・一・一）　澤田謙
米國に於けるコムミュニテーセンター運動（都市・一・一）　吉川季次郎
イギリスに於ける田園都市運動（都市・一・一、二、四）　弓家七郎
大都市と社會事業の發達（都市・一・二）　三好豐太郎
大都市の二重制度に關する考察（都市・一・四、六）　挾間茂
産業住宅問題（都市・一・五）　澤田謙
來るべき奴隷制度（公民・一二、一三）　スペンサー　水野和一譯
ロシア藝術の現位置（解放・三・四）　トロツキー　茂森唯士
所謂イデオロギー中に於ける「藝術」の特殊性（解放・四・一）　阪本勝
イバニエスの思想的傾向（新人・二九四）　鈴木厚
勞農文藝の中樞思想（新人・二九五）　新居格
新文化と新藝術（新人・二九五）　トロツキー
無産階級藝術の內容と形式（新人・二九六）　林房雄
時代意識の文字（我等・七・二、三）　千葉龜雄
プルジョア劇場よりプロタリア劇場へ（我等・七・二、三）　細谷雄太
現代の性愛と現代の文藝（丁酉・二六七）　I. W. Krutch
藝術的創造と藝術的行動（改造・七・九）　長谷川如是閑
放浪記（社會・四・三、五・一一二）　石濱知行
歐洲大戰後に於ける歐米宗教界の社界運動（宗教・三・一）　海野幸德

大正十四年中出版

B 社會問題關係主要著書

一 社會問題

社會問題體系第一、二卷　河田嗣郎著
社會問題辭典　高畠素之編
現代社會生活の不安と疑問（社會問題叢書第一編）　堺利彥著
社會政策　ズエーデン　ホルスト著　波多野鼎譯
皇室と社會問題　渡邊幾次郎著
社會問題研究（改訂）　小泉信三著
勞働協約法論　安井英二著
勞働法制講話　吉野信次著
勞働保險の研究　中島恭著

産業自治論　コール著　浮田和民譯
大英社會主義國の構成　ウエッブ夫妻共著　丸岡重堯譯
失業保險論　森田良雄著
失業經濟　ホブソン著　今村源三郎譯
失業者問題綱要　遊佐敏彦著
適性考査法要領　増田幸一著
教育と職業知識　ミンステルベルヒ著　山田作造譯
生活苦と職業問題　安田龜一著
最低賃銀に就いて（商業研究所講演集一八）　丸谷喜市述
賃銀勞働者　山川均著
サンヂカリズムの話（パンフレット第一輯）　石川三四郎著
勞働組合の話（パンフレット第二輯）　全國印刷工聯合編
無産階級運動と資本主義　北澤新次郎著
普選法と勞働階級　江木衷著
日本勞働運動の趨勢　赤松克麿著
日本社會運動史觀　渡邊幾次郎著
無産政黨と社會運動　青野季吉著
ブルジョアの政治勢力と無産階級の政黨　山川均著
無産政黨の研究　山川均著
政治運動のＡＢＣ　田所輝明著
無産政黨の理論と實際　麻生久著
日本勞働組合運動鳥瞰　純勞働新聞社編
交通勞働運動誌（南海鐵道の卷）　交通勞働問題研究所編
勞働爭議の實際知識　村島歸之著
電車ストライキ　桑田次郎編
成人勞働者教育の主張　クラネーヂ著
勞働者教育の組織及經營（勞働者教育資料一）　惣田太郎吉譯
勞働學校研究　協調會
勞働問題の見方（通俗財政經濟大系二一）　淺野研眞著
消費組合運動　下田將美著
俸給生活者の不安と安定　ウエッブ著　山村喬譯
中間階級の研究　井上貞一著
農村研究　隈部征夫譯著
農政四十三講　河田嗣郎著
農業勞働と小作制　河田嗣郎著
鄕土制度の研究　河田嗣郎著
農村研究講話　小野武夫著
農民運動の現在及將來　小野武夫著
農村新社會政策　小野武夫著
農村制度の改造　岡部久四郎著
農村財政　横井時敬著
近世農村問題史論　清水長鄕著
農村問題と科學　本庄榮治郎著
農民讀本（農村振興と改造）　大河內正敏著
或村の近世史　吉田只次著
農村問題原理　小山勝清著
農村問題　小山勝清著
農村厚生問題　氣賀勘重著
諸外國に於ける農業團體に關する調査　石坂橘樹著
農業倉庫經營事例　農務局編纂
余が見たる丁抹の農村　同右
公正なる小作料　山田勝伴著
米問題と農村　那須皓著
食糧問題　栗城精一著
都市計畫と農村計畫　建部遯吾著
農業の社會化　黑谷了太郎著
農村社會問題の趨嚮　カウツキー著　河西太一郎譯
小作爭議の研究　太田利一著
農民運動と高松事件　藤田軍太著
農民組合の理論と實際　若林三郎著
農村問題の現在と將來　杉山元次郎著
百姓だつて人間だ　稻村隆一著
全國小作爭議調停の實際　古瀨傳藏著
産業組合の話　古瀨傳藏著
産業組合講義　野田兵一著
産業組合關係法規　産業組合中央會編　同右

産業組合　西垣恒矩著
婦人と消費組合運動　本位田祥男著
婦人問題研究　永井亨著
婦人問題と婦人運動　山川菊榮著
婦人の過去現在未來　山川菊榮著
婦人と勞働組合　野坂龍子著
婦人問題の諸相　高木斐川編
女工哀史　細井和喜藏著
婦人問題十六講　奥むめを著
日本女性史論　中川一男著
女性の創造　室伏高信著
男女と性格　イニンゲル著　片山孤村譯
性と性格　イニンゲル著　村上啓夫譯
無産婦人へ（潮流パンフレット一）　山川菊榮著
男女關係の進化　ルトウルノ譯　大杉榮譯
兩性問題と生物學　木村徳藏著
支那勞働問題　宇高寧著
在支那紡績爭議　内藤隈南著
支那勞働者及勞働運動　長野朗著
十八世紀英國産業革命史論　トインビー著　芝野十郎譯
英國勞働運動概觀　ポール・ブラシャード著　濃口時次郎譯

失業の家族生活に及ぼす影響　大阪職業輔導會譯編
英米に於ける勞働者餘暇利用法　高柳松一郎譯
歐洲社會問題の發達　安倍浩譯
歐洲社會運動史　大日本文明協會刊　田所輝明著
國際勞働組合運動　ロゾヴスキー著　堺利彦譯
無産階級の世界史　上田茂樹著
佛國勞働總同盟の分裂（産勞パンフレット一）　廣江源三郎著
米國農民生活研究（資料一二）　藤本政治著
露西亞の見方　西村文則著
勞農露西亞の勞働（社會問題叢書二）　栗須七郎著
勞農露西亞の新經濟政策　金田一京之助著
ソヴエート露國の貿易制度　清野謙次著
勞農ロシアの資源及貿易　ベーシル・マウス著
勞農露國の基本教育概觀　黒崎幸吉譯
勞農ロシア新教育の研究　綾川武治著
近代ロシア社會史研究　水野梅曉著
新興露國の諸々相　松岡靜雄著
ソヴエート聯邦概觀　滿川龜太郎著
最近露國經濟事情　藤原信孝著
受難のロシア　今泉眞幸著
ロシア革命家の生活論　マルクス著　細川久留間共譯
露西亞物語　トロツキー著　西村次郎譯
赤露見たまゝの記（新ロシアパンフレット）　太田覺眠著
革命期の演劇と舞踊（新ロシアパンフレット）　昇曙夢著
新ロシア文學の曙光期（新ロシアパンフレット）　同右
新ロシア美術大觀（新ロシアパンフレット）　同右
軍隊の社會化の研究　同右
特殊部落成立の傳說　同右
水平民族史物語　同右
水平の行者　同右
アイヌの研究　同右
日本原人の研究　同右
人種の衝突　同右
人種問題研究　同右
漢民族の形成せる社會的特調に就て（東亞研究講座第一册）　同右
太平洋民族誌　同右
黑人問題　同右
猶太民族の研究　同右
ユダヤ民族史　同右
猶太人問題を論ず　同右

生物學上より見たる死　竹中繁次郎著
人類及地球の運命其の他　石井重美著
宇宙及人生　上卷　ショーペンハウエル著　増富平藏譯
艶近の思想　ポアンカレ著　岡谷辰治譯
家畜の歷史　アンリー・ファブル著　安成二郎譯
昆虫の風習　アンリー・ファブル著　山根義行譯
科學上より見たる人生問題　佐藤定吉著
非進化論と人生　石川三四郎著
生物突變說　ユーゴー・ド・フリース著　横田千元譯
社會學通俗教科書（新學說大系八）　ギッヂングス著　神永文三郎譯述
社會學思想の人生的價値（新學說大系一〇）　アルビオン・ウエ・スモール著　高畠素之譯述
社會進化思想講話　高畠素之著
社會學講話　アーサー・レウキス著　高畠素之譯
社會學十二講　杉山榮著
社會思想史　波多野鼎著
社會進化論　ベンジャミン・キット著　佐野學著
社會心理學概論　マクドーガル著　宮崎市八譯
近世社會思想とその運動　平野學著
社會學と政治理論　バーネス著　新明正道譯
社會學徒の描く世界　圓谷弘著
社會傳統論　ジイ・ワーラス著　文明協會譯
基督教社會學　北野大吉譯
社會學と哲學　デュルケーム著　山田吉彥譯
社會哲學原論　土田杏村著
哲學概論　兒玉達童著
西洋哲學史　ロッヂャース著　北伶吉譯
西洋近世哲學史　桑木嚴翼著
新哲學大系　ミュンスタベルヒ著　渡利彌生譯
哲學思想の史的考察　ウンターマン著　森喜一譯
社學生活と精神生活（新學說大系六）　オイツケン著　高橋正熊譯述
批判主義に基く哲學的教育學　ナトルプ著　稲垣末松譯
時間と自由意志（新學說大系三）　ベルグソン著　北伶吉譯
哲學の本質　デイルタイ著　勝部謙造譯
道德哲學の根本問題　ソロビヨフ著　芦田正喜譯
哲學と思想　福原武著
カントの實踐哲學　安倍能成著
イムマヌエル・カント　パウルゼン著　伊達山共譯
デカルト　丸山共譯
醫學と哲學　朝永三十郎著
ホッブハウス合理的善　永井潛著
道德思想の發達　鹽田秀介著
集團心理　伊藤千眞三著
意志の自由　マクドーガル著　宮澤末男譯
新心理學　キンデル著　バント著　戸澤潤譯
クロポトキン倫理學　タンスレイ著　野口共譯
クロポトキン倫理學　三浦浩譯
論理學概論　安倍浩譯
論理學通論　内山賢次著
科學の根本問題　永野芳夫著
モンタヌスの日本誌　須藤新吉著
日本文化史（古代）　石原純著
世界を背景とせる日本　和田萬吉譯
改訂增補日本文化史　安藤正次著
近世日本國民史　長谷川鉞次郎著
元祿時代（上中下）　而立社編
大阪文化史　德富猪一郎著
大阪毎日新聞社編

日本家族制度史研究　砂川雄峰著
佐藤信淵家學全集　上卷　瀧本誠一編
福澤全集　第四卷　同上全集刊行會
有史以前の跡を尋ねて　鳥居龍藏著
人類學上より見たる我が上代の文化　鳥居龍藏著
歷史以前　酒卷芳男著
朝鮮文化史研究　稻葉君山著
西洋中世の文化　大類伸著
世界文明史物語　ヘンドリック・ヴアン・ルーン著　前田晁譯
宗教の發達　アーギング・キング著　高野譯
社會と宗教と藝術　林癸未夫著
宗教哲學の本質及其根本問題　波多野精一著
日本宗教史　土屋詮教著
日本宗教史　北屋根安定著
日本西教史　太政官翻譯
日本基督教史　山本秀煌著
神代史と宗教思想の發達　津田敬武著
日本神話傳說の研究　高木敏雄著
日本國民思想史　淸原貞雄著
民間信仰史　加藤咄堂著
支那佛教近世史の研究　水野梅曉著
古代支那思想の新研究　胡適著　楊内田共譯

東洋思想十六講　高須芳次郎著
希臘主義と基督教主義との調和の道　倉田百三著
國民道德より見たるキリスト教の本體　松村松年著
切支丹宗門の迫害と潛伏　姉崎正治著
東洋史論叢（白鳥博士還曆記念論文集）
西洋宗教思想史（ギリシヤの卷第一）　波多野精一著
世界宗教史　金山龍重譯
超近代派宣言　生田長江著
プロレタリア文學手引　小牧近江著
思想と闘爭　森戸辰男著
青年學徒に訴ふ　森戸辰男著
特權打破と私の哲學　秋守常太郎著
反逆情史　問題社編
プロレタリアの使命　住谷悅治著
軍事教育反對論集　全國軍事教育反對同盟
公人の常識　吉野作造著
日本論　室伏高信著
改訂版學藝論鈔　阿部次郎著
危險思想に直面して　淸原貞雄著
人格の生活　上柳延太郎著
思想と人格　吉田靜致著
人生論十二講　深作安文著
象徵主義の文化へ　江原・中西共著
文學と革命　田中王堂著
新藝術論　トロツキー著　茂森唯士譯
革命ロシアの藝術　ルナチヤルスキー著　茂森唯士譯
勞農ロシアの藝術論　尾瀨敬止著
新興ロシアの種々相　新居格著
社會的に見たる藝術　富士辰馬著
無產者文化論　ギユイヨオ著　井上勇譯
露西亞文學の理想と現實　トロツキイ著　武藤直治譯
市民の敵　クロポトキン著　馬場・佐藤共譯
此の後の者に　小山勝淸著
石炭王　ジヨン・ラスキン著　栗原古城譯
人生を横ぎる者　シンクレヤ著　堺利彥譯
啄木の思想と生涯　麻生久著
柯公全集（第一―五卷、別卷）　大原外光著
國民小訓　柯公全集刑行會編
永遠への理想　德富蘇峰著
支那文學研究　石原純著
日本民謠の研究　鈴木虎雄著
典籍叢談　高野辰之著
新村出著

想ひ出す人々　内田魯庵著
タルド・未來史の斷片　田邊壽利譯
社會批評家としてのアプトン・シンクレア（パンフレット二一）　北澤新次郎著

二　社會主義

社會主義學說の大要（無產者パンフレット五）　堺利彥著
階級鬪爭の進化　ハインドマン著　山川菊榮譯
社會主義思想の史的解說　久保田明光著
無產階級の哲學　ヨゼフ・ディツゲン著　山川均譯
經濟科學概論　ボグダーノフ著　林房雄譯
マルクス資本論（第一卷）　高畠素之譯
資本論解說（改訂）　カウツキー著　高畠素之譯
マルクス資本論略解　河上肇著
マルクスの剩餘價値　高畠素之著
マルクス剩餘價値學史（パンフレット一九、二〇、二二、二三）　大原社會問題研究所譯
マルクス經濟學（改訂）　ウンターマン著　山川均譯
カール・マルクス研究　ヴヰルブラント著　赤松要譯
マルクス經濟學入門（新學說大系九）　カウツキー著　石川準十郎譯述
マルクス經濟學大綱　ボルハルト著　田中九一譯
マルクスとエンゲルス　嘉治・後藤共著
レーニン・マルクス傳　社會思想社著
科學的社會主義序論　ボルハルト著　水谷長三郎譯
唯物史觀批判　ツガン・バラノフスキー著　水谷長三郎譯
レニンの辯證法的唯物論　デボリン著　塚本三吉譯
レーニン主義の哲學　デボーリン著　志賀義雄譯
唯物史觀の崩壞　小林橋川著
轉形期經濟學　ニコライ・ブハリン著　佐野文夫譯
古代の社會鬪爭　エム・ベーア著　西雅雄譯
中古の社會思想　同右
社會主義及社會運動　ゾムバルト著　林要譯
社會民主黨綱領解說　カウツキー著　三輪壽壯譯
最近獨逸社會黨史の一齣　森戸辰男著
露西亞大革命史　ウイリアムス著　梅原・杉井共譯
勞農露國研究叢書第一、二、三編　滿鐵調査課編
勞農露國革命憲法論　上村進著
露西亞革命の思想戰　トロツキー著　井田孝平譯
金融資本論　ヒルファーヂング著　猪俣津南雄譯
大資本の制覇（アメリカ帝國）　スコット・ユアリング著　角田敬三譯
帝國主義の經濟的基礎　ミハエル・パヴロキツチ著　上田茂樹譯
世界の資本主義戰　高橋貞樹著
インターナショナル發達史　淺野研眞著
奢侈と資本主義　ゾムバルト著　田中九一譯
社會主義と農業問題　ミルユーテン著　河西太一郎譯
財產の進化（新學說大系一二）　ポール・ラファルグ著　高畠素之譯述
新カント派の社會主義觀（社會問題研究叢書二）　横濱社會問題研究所
伊太利に於ける社會主義者の農業經營　北大・經濟學農政學研究室
資本主義經濟の沒落　オイケン・ボルガ著　西雅雄譯
レーニン回想錄　トロツキー著　勢田洋譯
ローザ・ルクセンブルグの手紙と生涯　井口孝親著
リーブクネヒトとルクセンブルグ　山川均著
フオイエルバツハ論　エンゲルス著　佐野文夫譯
ジヤン・ジョレス　柳澤健著
普選と社會主義　安部磯雄著

資本主義と戰爭　松下芳男著
自由戀愛と社會主義　守田有秋著
田園・工場・仕事場　ロポトキン著　中山啓譯述
（新學說大系四）
大杉榮全集（第三、五、七、八編、別冊）　大杉全集刊行會編
內外理想鄕物語　石田傳吉著
未來史の斷片　ガブリエル・タルド著　田邊壽利譯
階級及第三史觀　高田保馬著

三　經濟財政

國民經濟の話（通俗財政大系一）　堀江歸一著
最近の金融經濟學　堀江歸一著
衡正經濟學　外二名著
經濟學の基調としての合理主義　赤坂龜次郎譯
經濟學要說　ストリューヴエ著
經濟原論　山下芳一譯
經濟原論　江藤誠之著
經濟原論　古屋美貞著
經濟學綱要　田島錦治著
經濟學原理　キャナン著　福本榮譯
經濟學概論　大竹虎雄著
理論經濟學の若干問題　東晉太郎著
　　川西正鑑著
新訂經濟學原論　イリー、ウキツカアー著　石澤久五郎譯
動態經濟學原論　バッテレ著　井關孝雄譯
經濟學原理（上卷）　宮嶋綱男著
經濟學原理（第五、六、七、八卷）　タウシッグ著　長谷部文雄譯
經濟學原理（改訂）　マーシャル著　大塚金之助譯
福田德三經濟學全集（第一、二、三集）　福田德三著
現代の商業及商人（增補改版）　シャルル・ヂード著　金井經司譯
最近經濟學說　土方成美著
經濟生活の理論（第一册）　神永文三郎譯述
アダム・スミス富國論（新學說大系五）　カーバー著　大山千代雄譯
分配論　太田正孝著
經濟讀本　日本銀行調査局
第五十回帝國議會の協賛を經たる財政及經濟關係の法律と其內容　武田英一著
商學通論　山口正太郎著
經濟學說史研究　山口正太郎著
中世寺院法と經濟思想　シャルル・チュールジョン著　山下芳一譯
晚近價値學說史　ウキリアム・スマート著　谷口彌五郎譯
經濟價値論解說　小川市太郎著
新稿經濟學史　北澤新次郎著
經濟學史概論（改訂增補）　谷口彌五郎著
近世經濟思想史研究　シュミット著　川西正鑑譯
世界經濟史概論　坂西由藏著
經濟生活の歷史的考察　福田・坂西共著
日本經濟史論　本庄榮治郎著
經濟史考（增補改訂版）　レヴキンスキー著　山下芳一譯
經濟學の建設者　河津暹著
經濟史（經濟叢書五）　福田德三著
經濟史經濟學研究　イングラム著　米山勝美譯
經濟學史　ハイドマン著　八木澤善次譯
近世經濟恐慌史論　田崎仁義著
支那古代經濟思想及制度（增補）　大日本貨幣史（第一、二、四、五、六、七卷）　本庄榮次郎校閲　朝陽會發行
元祿時代の經濟的研究　山本勝太郎著
明治工業史（化學工業編）　田邊朔太郎編
同（造船篇）　同右
本邦鐵鋼業の將來　小島精一著
日本金融發達史　鵜野久吾著
日本交通史論　日本歷史地理學會編

常平倉の研究　本庄榮治郎著
東京商科大學創立五十年記念論文集
戰後に於ける我國の經濟及金融　井上準之助著
末期の日本資本主義經濟と其轉換　高橋龜吉著
日本經濟の解剖　細貝正邦著
日本經濟史巷話　今泉嘉一郎著
國際經濟戰爭を通して見たる我國產業の發達を阻害する時弊九ケ條　東洋經濟新報社編
日本の金融　平野清著
現時の貨幣と金融　勝田貞次著
財界學　松崎壽著
金融問題と對策　沖中恒幸著
金融問題の綜合的研究　西尾清一著
企業の財政　原口亮平著
會計事務の管理（神戸高商講演集二六）　野村銀行調査部
景氣循環に關する諸學說（財界研究叢書一）　同右
經濟界季節變動の研究（同右二）　同右
經濟界景氣變動の研究（上）（同右三）　同右
景氣豫報の實理（神戸高商講演集二三）　津田武二著
工場經營の見方（通俗財政經濟大系二〇）　堀川淳一郎著
金融の見方（通俗財政經濟大系六）　小野利德著
株式會社　佐藤雄能著
株式會社資本減少論　寺尾元彥著
銀行の見方（通俗財政經濟大系七）　遠藤麟太郎著
實際銀行論　澁木直一著
米國金融商組織論　勝田貞次著
圓爲替の研究　前田薰一著
外國爲替の見方（通俗財政經濟大系九）　山崎靖純著
爲替相場と安定策　神田襄太郎著
圓價崩落と爲替對策（文化大學叢書六）　山室宗文述
物價問題に就て　河津暹著
會計より見たる物價と經營との關係に就て（神戸高商講演集二〇）　原口亮平述
爲替相場の決定について（神戸高商講演集二一）　增井光藏述
外國爲替相場の變動　勝田貞次著
物價論の一考察（神戸高商講演集一九）　田中金司述
重要貿易の研究　荻田才之助著
取引所要論　長瀨欽司著
市場論（銀行叢書五）　內池廉吉著
本邦倉庫の職業に就て（神戸高商講演集二五）　內池廉吉述
人造絹糸の發達　日本銀行調査局
本邦綿絲輸出の減退と其實狀に就て　日本銀行調査局
印度に於ける本邦燐寸と瑞典燐寸　同右
實業讀本　武藤山治著
保險の見方（通俗財政經濟大系一八）　長永義正著
生命保險　石川文吾著
保險本質論　小島昌太郎著
保險經濟概論　末高信著
日本家屋保險國營論　森莊三郎著
共同海損論　藤本幸太郎著
ヒューブナー氏海上保險　田中德次郎譯
擔保附社債論　栗栖卦夫著
朝鮮經濟管見　池田龍藏著
支那の金塊投機と銀相場　井村薰雄著
支那の同業組合と商慣習　上海出版協會
支那經濟の見方（通俗財政經濟大系二二）　竹內文彬著
歐米に於ける工業概觀　瀧澤七郎著
英國現代の經濟　堀江歸一著
國際資本戰　東京朝日新聞社
國際經濟と國民經濟　堀江歸一著
英國產業不振と其對策　日本銀行調査局
戰前及戰後に於ける我對獨貿易狀況並に獨逸產業復興の我國に及ぼすべき影響　日本銀行調査局

米國經濟の見方（通俗財政經濟大系二三）　和田信夫著
マルサス人口理論（第七版譯）　佐久間原譯
社會統計學史研究　高野岩三郎著
人口統計研究　岡崎文規著
統計研究文獻　岡崎文規著
經濟統計（改訂）　藤本幸太郎著
統計的研究法　小倉金之助著
經濟統計學の原理と應用・上　小林新著
應用統計學　ジェーッ著　イツ内武男譯
貨幣價値の變動と契約　竹内武男譯
最近貨幣論　小町谷操三著
貨幣論上（經濟學說大系）　杉程次郎著
同　下　安信浩譯
經濟政策要論（經濟叢書）　高橋正男譯
經濟政策綱要（第一分册）　鷲野隼太郎譯
新產業政策論　渡邊鐵藏著
工業經濟論（戸田著作集二）　河津暹著
工業政策　戸田海市著
經濟政策原理（第一卷）　田中貢著
經濟政策の本質並に生產政策原理　那須皓著
社會政策論　那須皓著
交通政策概論　戸田海市著
石油國策論　楢崎敏雄著
長谷川尙一著
特殊問題研究　戸田海市著
財產學要論　神戸正雄著
租稅研究（第六卷）　神戸正雄著
ロビンソン財政學　菱沼勇譯
土地增價稅論　前田惣晴著
エーベルヒ財政學　大竹虎雄譯
財政學（第三編）　馬場鍈一著
財政上の實際知識　田中大吉郎著
經費論講義　土方成美著
支那關稅會議　波多野乾一著
ドーズ案實施に於ける獨逸　日本銀行調査局
ドーズ案の國際經濟理論（神戸高商講演集二四）　日本銀行調査局
英國外債抑制撤廢事情　增井光藏述
世界戰爭開始以來最近に至る迄の印度省證券賣出の狀況　日本銀行調査局
チェンバレン委員會報告と英國金本位條例　同右
印度貨幣制度の概要　同右
地方豫算と地方稅の見方（通俗財政經濟大系五）　森田久著
稅の見方（同右四）　同右
稅制整理に就て　小林丑三郎述
北海道に於ける甜菜糖業の勃興　北大經濟學農政學研究室
大藏省預金部論　山田幸太郎著
キーンスの幣制改革論（パンフレット一八）　大内兵衛著

四　政治法制

政治讀本　尾崎行雄著
政治學の任務と對象　蠟山政道著
政治的認識の基礎　村瀨武比古著
國家の形而上學的學說　レオナルド・ホブハウス著　鈴木榮太郎譯
政治學說史　シュテルベルヒ著　藤本直譯
政治學史講義　戸澤鐵彥著
政治學の根本問題　リシャールド・ベルゲル著　友岡久雄譯
立憲政治の實體及其運用　岡延右衛門著
憲政政治の理論と實際　馬場鍈一著
比例代表法の研究　森口繁治著
普通選擧の精神　上杉愼吉著
改正衆議院議員選擧法示解　法令研究會編
比例代表制度論　大日本文明協會編纂
政黨心理の研究（新學說大系七）　ロバート・ミヘルス著　西村二郎譯述
國家生活の倫理　池岡直孝著
國體と倫理　吉田熊次著

國家論　上杉慎吉著
國體論　上杉慎吉著
人性論より見たる日本國體論　々木四方志著
我國體と國民道德　井上哲次郎著
最近政治經濟講話　實業同志會編
ダンテ帝政論書簡集　中山昌樹譯
日本憲法比較對照世界各國憲法　橋友四郎譯著
現代日本の政治過程　大山郁夫著
維新前後に於ける立憲思想　尾竹竹猛著
日本外交史　仲原善仲著
對米日支移民問題の解剖　中島九郎著
改訂植民政策研究　山本美越乃著
ブラジル移民研究　高岡熊雄著
朝鮮の人口研究　善生永助著
植民政策と民族心理　東郷實著
朝鮮獨立運動秘話　千葉了二著
中華民國憲法史　吳宗慈著
清朝末路秘史　松島宗衞著
支那古代政治思想史　中江丑吉著
民國財政史　賈士毅著
近代蒙古史研究　濱岡福松譯
米國近世政治經濟史　矢野仁一著
米國の政治道德の基調としての功利主義の發達　ビヤード著　恒松安夫譯
現代イギリスの政治過程　島本愛之助著
米國の研究　大内兵衞著
一九二四・一二・七の獨逸總選擧に就て　清澤洌著
ムソリニとファシスト運動　日本銀行調査局
プラトン理想國（新學說大系一一）　川村貞四郎著
平和問題　津久井龍雄譯述
國際條約集　建部遯吾　山内雄太郎共著
國際紛爭と國際聯盟　松原一郎纂輯
國際政治の綱紀及連鎖　信夫淳平著
國際聯盟と世界平和　信夫淳平著
法律に於ける意識的と無意識的　古垣鐵郎著
法律に於ける實證的と理想的　牧野英一著
法律に於ける具體的妥當性　牧野英一著
法律に於る階級鬪爭　平野義太郎著
行政學と法律學　田村德治著
法制講話　森莊三郎著
法窓閑話　末弘嚴太郎著
私法變遷論　西島彌太郎譯
帝國公法大意　清水澄著
最近法學通論　星野武雄著
民約論　レオン・デユギー著　ルソオ著　平林初之輔譯
民法概論　三淵忠彥著
民法釋義（債權篇）　梶康郎著
民法に於ける特殊問題の研究卷一、二　末川博著
民法通論　中島弘道著
民法研究（第一卷）　鳩山秀夫著
民事政策と辯護士制度（神戸高商講演集二二）　齋藤常三郎述
日本民法總論　岩田新著
民法總論　長島毅著
刑法の理論及政策　勝本勘三郎著
日本刑法總論　久禮田益喜著
刑事政策學　山岡萬三郎著
改訂債權法論（總論）　磯谷幸次郎著
增補改訂日本債權法總論　鳩山秀夫著
債權法概論　岩田新著
商法總論概要　田中耕太郎著
類集評論行政法判例　美濃部達吉著
產業組合法解說　濱田道之助著
住宅組合法解釋　里見馬城夫著
續法制史の研究　三浦周行著
法制上の女子　中村進午著
婚姻制度講話　稲積重造著
世界大戰史　原勝郎著
瓜哇史　フロイン・メース女史著　松原靜雄譯

知られざる國々　地理調査會刊
亞東指要　山根倬三著
島田三郎全集
觀樹將軍縱橫談　能田葦城記
觀樹將軍回顧錄　政教社編
三十七・八年役と外交　德富猪一郎著

五　調査及統計

大日本郡市別人口密度表　柳澤統計研究所
大日本帝國郡市別人口密度表　同右
近畿地方町村別人口密度表　同右
第一回勞働統計實地調査概要　東京府
大阪府勞働實地調査の概要　大阪府
大阪市第一回勞働統計實地調査概要　大阪市役所
第一回勞働統計實地調査と大阪市　同右
兵庫縣第一回勞働統計實地調査概要　兵庫縣
神戸市第一回勞働統計實地調査　神戸市役所
名古屋市勞働統計實地調査（上下）　名古屋市社會課
三重縣勞働統計實地調査の概要　三重縣
奈良縣第一回勞働統計實地調査概要　奈良縣
山梨縣第一回勞働統計實地調査概報　山梨縣
秋田縣第一回勞働統計實地調査の概要　秋田縣
大阪府工場要覽　大阪府工場課
兵庫縣工場要覽（大正十四年版）　兵庫縣工場課
新潟縣工場要覽　新潟縣保安課
高知縣工場法適用工場要覽（大正十三年）　高知縣警察部
勞働統計（第四、五、六號）　佐世保海軍工廠
求職事情に關する調査（第二卷）　東京中央職業紹介所
職業紹介事業に關する參考資料（第七輯）　同右
本邦職工鑛夫の賃銀に關する月別調査　社會局統計課
釀造業に於ける重大傷害統計　社會局監督課
勞働者災害補償法令集（第一集）　同右
日本に於ける災害防止運動及工場衛生　同右
本邦に於ける工場法實施の概要　社會局
社會保險に關する勞働事務局調査報告書　同右
工場安全法制　產業福利協會
產業疲勞に就て（工場衛生資料二二）　呼峻義等著
主要工場就業規則案　協調會編
常傭勞働者生活調査（調査報告一）　京都市社會課
大阪鐵工所櫻島工場第三回從業員狀勢調査成績報告書　大阪鐵工所
硝子勞働從業者の勞働と生活（勞働調査報告三三）　大阪市調査課
刷子製造從業者の勞働と生活（勞働調査報告三三人）　同右
永小作權に關する調査（其一）　農林省農務局
耕地の擴張及潰廢に關する調査（第一次）　同右
耕地に關する施設一覽（大正一四・七）　同右
土地利用計畫一覽（大正一四三現在）　同右
開墾地經營に關する調査（第一輯）　同右
道府縣耕地改良及擴張事業の概要　同右
耕地主任會議要錄　同右
小作地返還面積に關する調査　帝國農會調査部
農村事情に關する調査（第二輯）　協調會農村課
東京府西多摩郡戸倉村に於ける農村保健衛生實地調査報告　警視廳
島根縣大原郡神原村に於ける農村保健衛生實地調査報告　島根縣
農村經營改善調査　島根縣農會
農家現狀調査報告（大正十三年度）　同右
大原郡阿用村に於ける水稻共同經營の成績（大正十三年度）　同右

最近重要農政資料第四輯　島根縣農會
同　右　第五輯　同　右
同　右　第六輯　同　右
農家經濟調査（大正十二年度）　愛知縣農會
農會經濟調査書（大正十一、二年度）　茨城縣農會
農家經濟調査（大正十二年度）　愛媛縣農會
農家經濟調査（大正十三年）　福岡縣農會
田畑賣買價格及賃貸料調（大正一四、三調）　日本勸業銀行
第四回全國田畑賣買價格及收益調（大正一四、三）　同　右
農家經濟調査提要（農會報第二〇一號）　神奈川縣農會
島根縣の副業（農事資考二四）　島根縣內務部
副業奬勵施設概要　同　右
副業生產品に關する調査　農林省農務局編
內鮮問題に關する朝鮮人の聲（朝鮮資料一二）　朝鮮總督府
救はれざる朝鮮農村（第一輯）　山瀨和氣植民地問題研究所
滿洲粟に關する調査（調査報告書二一）　滿鐵・調査課
滿洲の氣象と乾燥地農業（調査資料四八）　同　右
滿洲の高粱に關する調査（調査報告二六）　同　右
臺灣農家食糧消費調査（大正十一年）　臺灣總督府殖產局
主要農產物生產調査（基本調査六）　同　右
同　右（基本調査七）　同　右
同　右（基本調査八）　同　右
肥料需給調査（基本調査九）　同　右
農村問題文獻資料　有馬農村研究所
農村問題と科學　大河內正敏著
米穀貯藏に關する研究　近藤萬太郎著
米穀專賣法草案及其解說　米穀專賣研究會
土地改良事業基本調査地區一覽（第一回）　朝鮮總督府
朝鮮の農業　朝鮮總督府殖產局
朝鮮の米　同　右
朝鮮に於ける米以外の食用作物　同　右
朝鮮の林業　同　右
朝鮮の旱害救濟法（大正八年）　朝鮮總督府
小作、小作期間並に小作權に關する調査（農政資料一）　臺灣中州
西貢米の調査（南支那及南洋調査九八）　臺灣總督官房調査課
歐米の農村問題（積立金運用資料・第十號）　簡易保險局
米國に於ける農業地金融に關する調査　橋本傳左衞門編
阪神・京濱地方の朝鮮人勞働者（調査資料六八）　朝鮮總督府
ブラジル移民問題に就て（啓明會第十三會講演）　富田愛次郎述
伯國サンパウロ州地質調査圖通　商局
移民地事情（第七卷）　同　右
同　（第八卷）　同　右
學校卒業者就職狀況調査　東京市社會局
神戸市に於ける日傭勞働者問題（資料第三輯）　神戸市立中央職業紹介所
神戸市に於ける日傭勞働者調査　神戸職業補導會
職業婦人生活狀態調査（調査報告第九）　名古屋市社會課
大阪市內に於ける婦人職業調査　大阪職業補導會
神戸市に於ける婦人職業調査　神戸職業補導會
管內製糸女工調査　東京地方職業紹介事務局
岐阜縣下職工移動狀況並に保健狀態調　岐阜縣警察部
立業者の好適作業面高（工場衞生資料二一輯）　京都府工場衞生會
工場に於ける採光照明（工場衞生資料一八輯）　同　右
工場の塵埃及煤煙その他（工場衞生資料一七輯）　同　右
工場に於ける爆發危險その他（工場衞生資料一八輯）　同　右
職工保健狀態調査書（大正十三年）　福井縣警察部工場課
保健講話（第一編）　大阪遞信局
各地方に於ける保健衞生調査概況（大正十三年度）　內務省衞生局

ヨロケ（社會衞生叢書第一册）産業勞働調査所
安全と良採光（勞働保護資料一六）社會局第一部
本邦蓄電池工場に於ける鉛中毒患者發生の狀況（同右一八）同右
鐵道現業員待遇施設概要　鐵道省
官業各共濟組合規則比較對照　海軍勞働組合聯盟
官營共濟組合比較表　鐵道大臣官房保健課
共濟組合に關する法規（勞働保護資料一三）社會局第一部
獨逸保險院の認めたる災害補償基準一覽表　鐵道大臣官房保健課
社會保健（勞働問題研究資料四二）同右
勞働政策論　大阪市電氣局
新時代の工場監督者（福利施設資料一）協調會
成人勞働教育の主張（勞働者教育資料二）同右
我國に於ける勞働學校　東京市社會局
神戸市社會事業概況　神戸市社會課
東京市社會局年報（大正十三年度）東京市社會局
横濱社會館事業概要（大正十四年）横濱市
京都市施設社會事業一覽　京都市社會課
堺市社會事業要覽（大正十三年刊）堺市社會課
職業紹介事業年報（大正十三年）大阪地方職業紹介事務局
職業紹介事業要覽（大正十一二年）東京市中央職業紹介所
營利質屋狀況調（大正十三年度）社會局第二部
公益質屋調（大正十三年）社會局第二部
共同宿泊所調（大正十三年下半期）社會局第二部
公益市場調（大正十三年下半期）社會局第二部
簡易食堂調（大正十三年下半期）社會局第二部
共同浴場調（大正十三年下半期）社會局第二部
花柳病豫防に關する調査　內務省衞生局
東京市に於ける乳兒死亡の榮養と發育に關する調査研究　東京市社會局
政黨問題の一資料（プロカル叢書第四編）
大正十三年下半期勞働運動　協調會情報課
大阪市勞働年報（勞働調査報告三九）大阪市社會部調査課
俸給生活者職工生計調査報告　協調會
東京市及近接町村中等階級生計費調査　東京府社會課
密住地區居住者の勞働と生活（勞働調査報告三六）大阪市社會部調査課
國有鐵道現業從事員の家賃調査　鐵道省現業調査課
柳島元町戸口調査報告　帝大セツルメント
大阪市住宅年報
事業經營と勞働
社會問題と金融政策（調査報告十二）
滿洲工業勞働事情（調査報告書三二）
滿洲に於ける勞働運動對策（二村光三述）
最近中國龍工事情（通商報告第八號）
上海事件に關する報告（滿鐵調査資料四九）
上海に於ける兒童勞働調査（勞働保護資料一七）
支那に於ける勞働爭議調（調査報告書二〇）
瑞西、印度工場法（勞働保護資料一九）
英獨墺に於ける鉛工場取締規則（勞働保護資料一五）
一九二四年第六回國際勞働會議總會に於て採擇せられたる勸告
第六回國際勞働總會報告書　外務省
海陸分離問題及關係事項報告書（海員附錄）日本海員組合
極東露領に於ける黃色人種問題（露文釋譯調査資料八）滿鐵・調査課
亞細亞露西亞の住民（同右九）同右
亞細亞露西亞の交通（同右一〇）同右

露領黑龍州の畜業（同右一一）滿鐵・調査課　右
露國工業法概要（勞農露國調査資料二三、二四）　同
露國工業經濟に關する指導的意見（同右二五）　同
露國共產黨第十二回大會決議（同右附錄）　同
露領極東及西比利亞の經濟事情（同右二六、二七）　同
露國の工場委員會（同右二八）　同
勞農露國の言論機關（同右二九、三〇）　同
ソヴエートの執行委員會（同右三一、三二）　同
ソヴエート聯邦通商事情（同右三三、三四）　同
ソヴエート聯邦外國貿易制度及組織（同右、三五）　同
ソヴエット社會主義共和國聯邦鐵道規定（哈調資料五一）滿鐵ハルビン事務所　右
市街地信用組合（都市庶民金融調査三）東京市政調査會　右
諸外國に於ける產業組合に關する法令（上下）產業組合中央會　右
產業組合の經營する農業倉庫（資料三）　同
伊太利の農事產業組合（資料四）　同
印度の農業產業組合（資料五）　同
獨逸產業組合の過去、現在及將來（資料六）　同
產業組合の經營する製糸事業（資料七）　同
ロッチデール消費組合の先驅者（資料八）　同
市街地購買組合に關する調査（資料九）　同
產業組合の本質と農業に於ける其活動の諸相（資料一〇）　同
全露消費組合中央聯合會と全露產業組合銀行（資料一一）　同
英國產業組合教育事業（資料一二）　同
滿洲に於ける產業組合（滿鐵調査資料四三）　同
產業組合現勢調査　滿鐵・調査課
都市金融の概況（都市金融調査報告一）　產業組合中央會
市設貯蓄銀行（同右二）　東京市政調査會
電力大都市集中と超電力聯系並週波數統一に就て　同
米國の都市教育組織（市政調査資料八）　東京市政調査會資料課
ビアード博士講演集　同
都市財政に於ける特別賦課問題（市政調査資料一）　東京市政調査會
帝都の制度に關する意見　同
國都及大都市制　同
小市民は東京市に何を希望してゐるか　東京市役所
我等の東京　東京市政調査會
支那旅行大感小感（二村光二）滿鐵・社會課
支那地質調査報告類集（南支那及南洋調査一〇一）臺灣總督官房調査課
馬來半島內土侯州英國政府間の條約（同右一〇〇）　同
支那關稅改正問題（同右一〇三）　同
支那財政の眞相と其革新策に就て（木村增太郎調査）　啓明會
支那關稅改正問題（同右）　啓明會
支那關稅の引上と我國の對支貿易　大阪市產業部調査課
大正十三年夏期海外旅行調査報告　神戸高等商業學校
繭取引に關する研究　蠶糸業同業組合中央會
木炭に關する經濟調査　鐵道運輸局
廣島灣に關する調査　日銀・調査局
廣島罐詰に關する調査　日銀・調査局
製鐵保護問題に就き識者に訴ふ　阿部政次郎著
我國の紡績に就て　神戸高商商業研究所
綿糸關稅撤廢反對意見　大日本紡績聯合會
我國の羊毛貿易に就て　神戸高商商業研究所
不當廉賣取締に關する各國の法令並資料　工政會
朝鮮人の商業（調査資料一一）朝鮮總督府
東蒙に於ける撥子（滿鐵・調査資料四五）　滿鐵・調査課

支那蠶糸類輸出統計　蠶系業同業組合中央會
支那國立銀行に關する調査（調査資料三一）　滿鐵・調査課
井上準之助氏の「戰後に於ける我國の經濟及金融」を讀む　大阪高商銀行業務研究室
北海道樺太對各地間出入金高調（大正十二年）　北海道拓殖銀行
北海道及樺太各地銀行預金貸借高調（大正九―一三）　同　右
本邦に於ける主要外國銀行　藤本ビルブローカー銀行
米國預金保證制度の實績　大阪高商銀行業務研究室
不動產抵當個人間貸借金利調　日本勸業銀行調査課
中央銀行制度私案綱要　金融制度研究會
債券投資の本質に就て（藤本パンフレット二）　藤本ビルブローカー銀行
本邦信託會社調　日銀・調査課
支那政府の財政狀態に關する記錄（パンフレット一四）　滿鐵・調査課
墺太利經濟事情並に英國勞働組合會議に就て　日銀・調査課
朝鮮の私設鐵道（調査報告二五）　滿鐵・調査課
旅順を漁港とする問題について（パンフレット一五）　滿鐵・調査課
灣港と鐵道との關係調査（三）　鐵道省運輸局
大正十二年度電氣事業成績調査　東京市電氣局

大正十三年度　同　右
震災に因る日本の損失　同　右
第十六回國際議院商事會議報告書　東京市統計課
新土耳古の建設その他（啓明會第十六回講演集）　同
露支國境考（哈調資料五二）　滿鐵・ハルビン事務所
南滿洲鐵道株式會社關係條約集　滿鐵・調査課
滿洲現代史（調査資料四七）　滿鐵・調査課
大正大震火災誌　警視廳
國勢調査速報（大正十四年）　內閣統計局
失業統計調査速報（大正十四年）　同　右
列國國勢要覽（大正十四年）　同　右
日本帝國統計年鑑（第四十四回）　同　右
日本帝國統計摘要（第三十九回）　同　右
日本帝國人口動態統計摘要（大正十三年）　同　右
（大正十二年）　同　右
日本帝國人口動態統計（大正十三年）　同　右
（大正十二年）　同　右
日本帝國人口動態統計記述篇（大正十二年）　同　右
日本帝國死因統計（大正十三年）　同　右
（大正十二年）　同　右

（大正十一年）　同　右
國勢調査報告府縣の部　第三卷　大阪府　同　右
第五卷　兵庫縣　同　右
第六卷　長野縣　同　右
第七卷　新潟縣　同　右
第十四卷　三重縣　同　右
第十五卷　愛知縣　同　右
第十六卷　岡山縣　同　右
第廿八卷　石川縣　同　右
第三十卷　鳥取縣　同　右
第三十七卷　香川縣　同　右
第三十九卷　高知縣　同　右
第四十五卷鹿兒島縣　同　右
植民地便覽（大正十四年刊）　內閣拓殖局
帝室林野局統計書（大正十三年度）　帝室林野局
同　（大正十二年度）　同　右
內務省第三十八回統計報告　同　右
日本帝國々勢一班（第四十三回）　內務大臣官房
脚氣死亡統計　內務省衞生局
衞生局年報（大正十二年）　內務省衞生局
工場監督年報（第八回）　社會局
同　（第七回）　同　右
歐米財政經濟統計要覽（第一輯）　大藏省理財局

主税局第五十回統計書（大正十二年度）　大藏省主税局
金融事項參考書（大正十四年調）　大藏省理財局
專賣局第二十六回年報（大正十二年度）　大藏省專賣局
造幣局第五十一年報告書（大正十三年度）　大藏省造幣局
本邦農業要覽　農林省農務局
產業組合要覽（第二十一次）　農林省農務局
米穀統計第二次　世界之部　同　右
同　日本之部　農商務省食糧局
工場統計表（大正十二年）　農商務省
會社統計表（大正十二年）　農商務省
農商務統計表（第四十次）　農商務省
農事統計表（大正十二年）　農商務省
本邦鑛業の趨勢（大正十三年）　鑛山局
大正十三年本邦貿易狀況（上下）　商工省貿易課
保險年鑑（大正十一、二年度）　商工省
簡易保險局統計年報（大正十三年度）　商務局編
地方遞信官署職員衛生統計報告（第十四次）　簡易保險局
貯金局統計年報（大正十三年）　遞信大臣官房
海外在留本邦人職業別人口表（大正一二、六調）　貯金局
司法省第三十八登記統計年報（大正十三年）　外務省通商局
第四十九民事統計年報（大正十二年）　司法省民事局
第二十五回行刑統計年報（大正十二年）　司法省行刑局
海軍省年報（大正十年度）　海軍省
日本帝國文部省第四十九年報（上下）　文部省
地方教育財政一斑　文部省
鐵道省年報（大正十二年度）　普通學務局
鐵道省鐵道統計資料（大正十一年度）　鐵道省
各驛間旅客貨物發着及通過一覽表（大正十一年度）　鐵道大臣官房
臺灣人口動態統計（大正十二年）　臺灣總督官房
臺灣總督府第二十七統計書（大正十二年）　同　右
臺灣第二十統計摘要（大正十三年）　同　右
臺灣對支那香港及南洋方面貿易一覽　同右　調査課
臺灣現住人口統計（大正十三年末現在）　同　右
臺灣犯罪統計（大正十二年）　臺灣總督府
臺灣現勢要覽（大正十四年版）　同　右
朝鮮總督府統計年報（大正十三年度）第二、三編　朝鮮總督府
關東廳第十九統計書（大正十三年）　關東廳
警視廳統計書（大正十二年）　警視廳
同（大正十三年）　警視廳
東京市近郊町村勢統計原表第二、三卷　東京市
東京市統計年表（第二十一回）　同　右
東京市勢提要（第十二回）　同　右
震災直後の市勢統計（大正一二・二一・一五）第一卷　同　右
京都府治要覽（大正十二年）　京都府
京都府統計書（大正十二年）第一—一〇篇　同　右
大阪府統計書（大正十二年）　大阪府
大阪府生產統計之概要（大正十二年）　大阪府
大阪府勢一覽（大正十四年）　大阪府
大阪貿易彙纂（大正十三年）　大阪府立商品陳列所
大阪市統計書（第二十二回）　大阪市
岸和田市勢要覽（大正十四年版）　岸和田市
北海道々勢一斑（大正十二年）　北海道廳
北海道廳第三十五回統計書第一、二、三卷　同　右
盛岡市統計一斑（大正十二年）　盛岡市
栃木縣勢要覽（大正十四年刊）　栃木縣
群馬縣統計書（大正十二年）警察衛生ノ部　群馬縣
同　人口、雜ノ部　同　右
茨城縣人口統計（大正一二・一〇・一現在）　茨城縣
同（大正一三・一〇・一現在）　同　右
茨城縣勢一斑（大正十四年刊）　同　右

茨城縣統計書（大正十二年）第一—四篇　茨城縣
同（大正十三年）第一—四篇　同右
千葉縣統計書（大正十三年）第一、三、五、六篇　千葉縣
同（大正十二年）第二、三、四、六、七篇　同右
千葉縣々勢要覽（大正十四年刊）　同右
埼玉縣統計書（大正十一年）第二卷　埼玉縣
同（大正十二年）第一、二、三、四、五卷　同右
最近神奈川縣勢概要（大正十四年版）　神奈川縣
靜岡縣統計書（大正十三年）第一、二、三編　靜岡縣
愛知縣統計書（大正十一年）第四編　愛知縣・右
同（大正十二年）第三篇　同右
長野縣統計要覽　長野縣
長野縣統計書（大正十二年）第一、二、三、四篇　長野縣
長野縣養蠶統計（大正十三年）　長野縣
長野縣米統計（大正十三年）　長野縣
山梨縣々勢一覽（大正十四年刊）　山梨縣
新潟縣主要物產統計（大正十四年刊）　新潟縣
新潟縣勢要覽（大正十四年刊）　同右
新潟縣勢一斑（大正十四年刊）　同右
新潟縣統計書（大正十三年）第一、二、三、四篇　新潟縣
同（大正十二年）第一、二、三、四篇　同右
石川縣統計書（大正十三年）第一、二、四篇　石川縣
石川縣死亡統計（大正十二年）　同右
石川縣統計要覽（大正十三年）　同右
奈良縣統計書（大正十二年）第一編　奈良縣
兵庫縣勢要覽（大正十三年）　兵庫縣
兵庫縣々治一斑（第二十五回）　同右
兵庫縣統計書（大正十一年）第一五、一六、一七篇　同右
同（大正十二年）第一三・一四、二〇・二一・二二・二三編　同右
同（大正十三年）第一・二、六篇　同右
數字上より觀たる尼崎市附近尼崎市商工會の經濟狀態（大正一四・八調）　共和
廣島市勢一斑（第九回）　廣島市
山口縣統計書（大正十一年）第一編　山口縣
同（大正十二年（第二、三編）　同右
山口縣勢一覽（大正十二年）　同右
下關市統計年表（第二回）　下關市
鳥取縣統計書（大正十二年）第一篇　鳥取縣
同第二、三、四篇（大正十三年）　同右
香川縣統計書（大正十三年）第一、二編　香川縣
愛媛縣統計書（大正十二年）第一、二編　愛媛縣
同（大正十三年）第三、四、編　同右
大分縣勢要覽（大正十四年刊）　大分縣
大分縣統計書（大正十二年）第一、二、三編　同右
同（大正十三年）第四編　同右
大分縣々治一斑（大正十二年）　同右
大分縣人口統計（大正十三年）　同右
大分縣米作統計（大正十三年）　同右
大分縣養蠶統計（大正十三年）　同右
大分縣麥作統計（大正十四年）　同右
熊本市統計書（第二十四回）　熊本市
熊本縣勢要覽（大正十四年刊）　熊本縣
宮崎縣勢要覽（大正十二年）　宮崎縣
宮崎縣勢一覽（大正十二年）　同右
宮崎縣統計書（大正十一年）　同右
宮崎縣家畜統計（大正十四年）　同右
宮崎縣重要生產物一覽（大正十三年）　同右
宮崎縣麥作統計（大正十四年）　同右
宮崎縣米作統計（大正十三年）　同右
宮崎縣繭統計（大正十三年）　同右

宮崎市勢要覽（大正十三年）　宮崎市
勞働統計小報第三　日銀・調査局
商業登記會社組織企業資本調（大正十三年分）　同　右
日本銀行八十五、六回報告　日本銀行
本邦經濟統計（大正十三年）　日銀・調査局
本邦不動產金融に關する諸統計（大正一四・四）　日本勤業銀行調査課
工業會社事業成績調（大正十三年下半期）（大正十四年上半期）　同　右
工業會社ニ關スル諸統計（大正十四年・四）　同　右
筑豐石炭鑛業組合統計表（大正十三年下半期）（大正十四年上半期）　同上組合
筑豐石炭鑛業要覽（大正十四年版）　同　右
綿糸紡績事情參考書（第四十四、四十五次）　大日本紡績聯合會
重要經濟統計（第二輯）　神戸高商商業研究所
統計年報（大正十二年度）　南滿洲鐵道株式會社
北支那貿易年報（大正十二年）下篇　滿鐵・調査課
滿洲商工要覽　滿鐵・商工課
金融統計年鑑　本ビル調査部
株式年鑑（大正十四年度）　大阪屋商店調査部
大日本外國貿易五十六年對照表　東洋經濟新報社
商品年鑑（第二回）　同　右
株式會社年鑑（第三回）　同　右
每日年鑑（大正十五年版）　大阪每日新聞社
時事年鑑（大正十五年版）　時事新報社
朝日年鑑（大正十五年版）　大阪朝日新聞社
國民年鑑（大正十五年版）　國民新聞社
報知年鑑（大正十五年版）　報知新聞社
日本社會事業年鑑（大正十四年版）　大原社會問題研究所
日本勞働年鑑（大正十四年版）　同　右
日本社會衞生年鑑（大正十四年版）　倉敷勞働科學研究所

大正十五年八月十日印刷　日本勞働年鑑
大正十五年八月十五日發行　定價金三圓八拾錢

大阪市天王寺區伶人町廿四番地
編纂者　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎
東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
發行者　大島秀雄
東京市神田區今川小路一丁目一番地
印刷者　井波修次郎

版權所有

發行所
同人社書店
東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
振替東京二七〇六五番
電話神田三四四〇番

印刷所　英文通信社印刷所

大原社會問題研究所設立趣意書

世界戰爭以來、社會問題の解決は我國に於ても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平なそして飽くまでも根本的な立場からするを要し、決して一部利害關係者の見地からすべきでない。それには、問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徵して、充分研究調査を遂けなければならぬ。本研究所は此の趣旨の下に建てられたものであり、其事業の計畫は大體次に掲ぐる規程の如くである。

財團法人 大原社會問題研究所規定(摘錄)

第一條　本所ハ社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行ヒ社會問題ノ解決ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

一　社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行フコト

二　社會問題ニ關スル圖書及資料ヲ蒐集シ研究者閲覽ノ便ヲ圖ルコト

三　社會問題ニ關スル印刷物ヲ刊行スルコト

四　其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事業

第三條　本所ハ大原社會問題研究所ト稱ス

第四條　本所ハ事務所ヲ大阪市天王寺區伶人町二十四番地ニ置ク

第十一條　本所ニ左ノ役員ヲ置ク

一　理事　貳名
二　監事　壹名
三　委員　若干名

創立月日　大正八年二月九日

役員

常務理事　高野岩三郎
理事　高田慎吾
監事　柿原政一郎
委員(ABC順)　權田保之助　細川嘉六　久留間鮫造　櫛田民藏　森戸辰男　大林宗嗣　高野岩三郎　高田慎吾

其他所員

圖書主任　森川隆夫
研究囑託(ABC順)　長谷川萬次郎　北澤新次郎　大内兵衛

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第7集／1926年版

戦前版発行　一九二六年八月一五日
覆刻版発行　一九六八年三月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51007-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊